

序章

本学は公益財団法人大学基準協会による7年に1度の認証評価を2017年度に受審し、2018年3月14日付で「適合」と認定された。総評では、本学の特徴的な取り組みとして、総合大学としての教育研究分野の多様性をいかし、本学の教育理念にかなった人材の育成に資するキャンパス間留学制度や、地域連携センターによる社会連携・社会貢献活動である「T o - C o l l a b o (トコラボ) プログラム」が評価された。一方、改善勧告としては一部の学部・研究科における定員管理の問題と、努力課題として一部の学部学科・研究科における学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)、学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)の未整備や、大学院の研究指導計画の学生への明示の不徹底等に関する指摘を受けた。

この結果を真摯に受け止め、本学では、建学の精神と教育理念を実現するための教育改革を目的とする全学的な改組改編と、教育の内部質保証体制の改善に取り組んできた。

まず本学は、学校法人東海大学の建学80周年にあたる2022年4月に全学的な改組改編を行った。この改革は、建学以来継承してきた文理融合の理念と一貫教育を基軸とした教育・研究活動のさらなる推進を目指したものであり、社会全体の構造変化や地域のニーズを踏まえて6つの新学部を設置し、既存学部についても学科の再編等を行った。2022年に新しく開設した学部は国際学部、経営学部、児童教育学部、建築都市学部、人文学部、文理融合学部である。この全学的な改組改編のなかで、前回認証評価時に大学基準協会から改善勧告を受け、2022年3月の改善報告書検討結果においても重ねて指摘を受けた学部・学科の改組を行い、入学者比率、定員充足率は改善することができた。一方、在籍学生比率が低い研究科については、学費の改訂や早期卒業制度の整備など、本学内外からの大学院進学者を増やすためにさまざまな改善施策を実施してきたが、問題の解決には至っていないので、引き続き改善に取り組む。また大学運営を担う事務組織についても、業務ごとに縦割りとなっていた事務組織を見直し、学生へのワンストップサービスの提供を一括して担う事務組織として、2021年度よりカレッジオフィスを設置した。

次に本学では、内部質保証体制の見直しと改善に取り組んできた。まず、前回の認証評価において指摘を受けた3つのポリシーと学位論文審査基準が未整備であった学部学科と研究科、研究指導計画の学生への明示等が不十分であった研究科には改善を指示して策定し、全ての学位プログラムにおいて整備・明示した。

さらに本学では、前回指摘事項への対応にとどまらず、教育の内部質保証体制の強化にも取り組んできた。2019年に教育評価ワーキング、2020年度には内部質保証検討委員会を立ち上げて教育の内部質保証について検討し、2020年には「内部質保証に関する方針」を策定して全学に明示した。さらに2021年度には、これまで本学の自己点検・評価活動を担ってきた大学評価委員会を大学評価審議会に改編し、その下に内部質保証推進委員会、自己点検・評価委員会、総合的業績評価委員会を配置することにより、全学的な内部質保証推進体制の強化を図った。

2021年度以降の自己点検・評価活動はこの体制のもとで実施してきたが、その過程で大学評価審議会と3つの専門委員会の役割分担が不明確な点があるという課題が明らかにな

ったため、明確化すべく 2023 年度に「内部質保証に関する方針」と「内部質保証体制図」を改訂した。また、大学評価審議会では教育の内部質保証を実質化するための施策として、「教育の内部質保証マニュアル」を策定し、全学に配信した。以上のように本学では内部質保証体制を有効に機能させるべく体制の強化を図り、学部・研究科における内部質保証を推進する施策を実施してきた。しかし本章で述べるように内部質保証の有効性に関しては課題も残されているため、2024 年度にも全学的な内部質保証体制の改革や、学部・研究科等における内部質保証の推進に向けた取り組みを行っていく。

本学では、2042 年の建学 100 周年に向けた学園全体の長期戦略として、2017 年に学園マスタープランを策定した。学園マスタープランでは、学園のあるべき姿を「地球市民として未来を創造していく人材を育成する学園」、「人類の恒久平和と福祉の向上に寄与する研究を推進する学園」、「教育・研究の成果を広く社会へ還元する開かれた学園」、「多様な人材が対話と協働を通して挑戦し続ける学園」「思いやりと温かな心をもって全ての人々に関わる学園」と明示し、この目的を実現するための戦略実行計画（共通戦略目標）、さらに部門別に 5 年ごとの中期運営方針・事業計画（重点取組項目）を定めて目標の達成に取り組んでいる。現在は中期第Ⅱ期（2022～2026 年度）運営方針・事業計画（重点取組項目）に沿って、単年度運営方針・事業計画を設定し、目標実現に向けて活動している。

急激な社会構造の変化や技術革新に適応しつつ、地球環境問題という人類と文明の存続を左右する難題に世界中の人々が手をとって挑戦しなければならない現代において、「明日の歴史を担う強い使命感と豊かな人間性をもった人材の育成を通して、調和のとれた文明社会を建設する」という本学の使命は、ますます重要であると考えます。学園マスタープランにも掲げたスローガン「先駆けであること」を体現した特色ある取り組みを今後も継続し、本学の使命を果たしていきたい。

東海大学学長
松前 義昭

[第1章] 理念・目的

1.1. 現状説明

1.1.1. 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は過程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容
評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

東海大学は1942年に学園を創立、翌1943年静岡県清水市（当時）に、東海大学の前身である航空科学専門学校を開設したことに始まる。その後1946年に旧制大学令により東海大学が認可された。当時の文部省に提出された大学認可申請書には、「人文科学と自然科学の融合による確固たる歴史観、国家観、世界観を把握せしめる」とあり、これが本学の「文理融合」の教育理念となっている（根拠資料1-1、2【ウェブ】）。

本学園では、創立者松前重義の教育に対する情熱と理想を基に、次のとおり「建学の精神」を掲げている（根拠資料1-1、3【ウェブ】）。

「建学の精神」

創立者松前重義は、青年時代に「人生いかに生きるべきか」について思い悩み、内村鑑三の研究を訪ね、その思想に深く感銘を受けるようになりました。特にデンマークの教育による国づくりの歴史に啓発され、生涯を教育に捧げようと決意して「望星学塾」を開設しました。ここに東海大学の学園の原点があります。

創立者松前は、この「望星学塾」に次の四つの言葉を掲げました。

若き日に汝の思想を培え

若き日に汝の体軀を養え

若き日に汝の智能を磨け

若き日に汝の希望を星につなげ

ここでは、身体を鍛え、知能を磨くと共に、人間、社会、自然、歴史、世界などに対する幅広い視野をもって、一人ひとりが人生の基盤となる思想を培い、人生の意義について共に考えつつ希望の星に向かって生きていこうと語りかけています。

本学園は、このような創立者の精神を受け継ぎ、明日の歴史を担う強い使命感と豊かな人間性をもった人材を育てることにより、「調和のとれた文明社会を建設する」という理想を高く掲げ、歩み続けていきます。

この「建学の精神」に基づき、「明日の歴史を担う強い使命感と豊かな人間性をもった人材の育成を通して、調和のとれた文明社会を建設する」ことを教育の使命とし、「自らの思想を培う」「学生一人ひとりの素質の伸張を支援する」「文理融合の幅広い知識と国際性豊かな視野の獲得」を、本学の人材を育成するための教育理念として定めている（根拠資料1-4、5【ウェブ】）。

また「東海大学学則」第1条では、本学の目的を「人道に根ざした深い教養をもつ有能な人物を養成すると同時に、高度の学問技術を研究教授することにより、人類社会の福祉に貢献することをもって目的とする」と定めている（根拠資料1-6）。

これに伴い、本学の学部の教育研究上の目的及び養成する人材像は、「若き日に汝の思想を培え、若き日に汝の体軀を養え、若き日に汝の智能を磨け、若き日に汝の希望を星にちなげ」という創立者の「建学の精神」に基づき、明日の歴史を担う強い使命感と豊かな人間性をもった人材を養成することである。さらに、グローバル化し、価値観が多様な現代社会にあっては「常に未来を見据え自らが取り組むべき課題を探求する力（自ら考える力）」、「多様な人々の力を結集する力（集い力）」、「困難かつ大きな課題に勇気をもって挑戦する力（挑み力）」、「失敗や挫折を乗り越えて目標を実現していく力（成し遂げ力）」を身につけた自主的・創造的人材の輩出をもって、調和のとれた文明社会を建設することを使命・目的としている（根拠資料1-7【ウェブ】）。

例えば、健康学部における教育研究上の目的は「健康学部の教育研究上の目的は、建学の精神及びそれらを具現化した4つの力を踏まえ、未来に向けて「健康社会」を実現するために、多様な分野から成る総合学問としての健康学を学び、“専門領域や職種を超えてネットワークを構築し市民と協働する力”、“併せて”国境も超えて多様な人々とも連携、協働できる力”、“複合的な視点で解決策を創造する力”を備え、マネジメントできる人材を養成することです」としており、本学の「建学の精神」に加え、基本理念と関連した内容である（根拠資料1-6別表1）。

同様に大学院では、「東海大学大学院学則」第1条において、「東海大学建学の精神にのっとり、専門分野における高度な学術の理論及び応用を教授研究し、その意義を認識すると同時に、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の創造発展と人類の福祉に貢献することを目的とする」と定めている（根拠資料1-8）。これに伴い、本学の大学院の教育研究上の目的及び養成する人材像は、「時代の変化に合わせ、積極的に社会を支えイノベーションを生み出す能力を修得させるよう、専門性に偏ることなく、より学際的視野に立ち、自ら問題解決できる、実践力のある創造的人材を養成する」としている（根拠資料1-9【ウェブ】）。

例えば、情報通信学研究科における教育研究上の目的は「情報通信学研究科（修士課程）の教育研究上の目的は、時代の変化に合わせ、情報通信学及び情報通信技術に関する高度な知識及び技術をバランスよく修得し、困難な課題に対して問題を抽象化し問題解決手法を導き出せる応用力と、身につけた能力を社会において実学として活かせる実行力を有し、これらを通じて国際社会の発展に積極的に貢献できる広い視野を持った人材を養成することです。」としており、これも学部同様に本学の教育理念との関連性を確保したものである（根拠資料1-8別表1）。

以上のことから、本学の学部及び研究科においては、上記に示した「建学の精神」ならびに「教育の理念」、「教育の目的」、「教育研究上の目的及び養成する人材像」に基づき、23学部及び62学科・専攻（2023年度募集停止学部・学科9学部31学科・専攻）ごと、17研究科（2023年度募集停止研究科・専攻2研究科3専攻）ごとに、「教育研究上の目的及び養成する人材像」を設定しており、「建学の精神」に基づいた教育理念と、各学部・研究科の目的との関連性を担保している（根拠資料1-6別表1、1-7別表1）。さらに、大学全体及び

各学部・学科、研究科・専攻の「教育研究上の目的及び養成する人材像」は、新たな教育方針の策定及び教育課程の編成に合わせて、3つのポリシー策定基本方針に基づき各学部・学科で検討を行い、東海大学教育審議会にて改訂審議を行うことで、その適切性を保持している（根拠資料 1-10～14）。

1. 1. 2. 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示 評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

前述のとおり本学の使命・目的は、「学校法人東海大学寄附行為」に明示している（資料 1-4）。大学の目的は「東海大学学則」に明示しており、各学部・学科の教育研究上の目的及び養成する人材像は「東海大学学則」別表1において明示している。同様に大学院の目的は「東海大学大学院学則」に明示しており、各研究科の教育研究上の目的及び養成する人材像は「東海大学大学院学則」別表1において明示している（根拠資料 1-6、8）。

建学の精神、本学の使命、理念・目的及びそれに基づく各学部・研究科の「教育研究上の目的及び養成する人材像」は、本学オフィシャルホームページ等を通じて、学生、教職員及びステークホルダーをはじめ社会への周知公表を図っている（根拠資料 1-14、15【ウェブ】、16【ウェブ】）。学生に対しては、授業要覧、大学院要覧に掲載している（根拠資料 1-13、17）。また、在学生・保護者向けポータルサイト（Tokai Information Portal Site（本学学生・保護者向け情報サービス））において、ホーム画面に「本学オフィシャルホームページ」「要覧（学部・大学院）」「規程・規則」のリンクを貼り、学生・保護者が随時確認できる環境を整えている（根拠資料 1-18）。また学部での周知の例として、情報通信学部では、新入生ガイダンスにおいて、上述した内容に関し説明する機会を設けている（根拠資料 1-19）。

教職員に対しては、新任教職員研修や建学記念式典において理事長より「建学の精神」についての講話を行っている（根拠資料 1-20、21）。

さらに本学では、「建学の精神」に基づき「明日の歴史を担う強い使命感と豊かな人間性をもった人材の育成を通して、調和のとれた文明社会を建設する」という教育理念を具現化した特色ある科目として、「現代文明論」という講義を設け、全学共通必修科目に指定している。「現代文明論」の開講は1958年に遡り、学園の創立者松前重義（当時東海大学学長）自らが登壇し、本学の「建学の精神」、教育理念を直接学生に伝えようとしてきた。以来60年以上にわたり継続されている同講義では、本学の学長をはじめとして様々な専門分野をもつ講師が登壇し、現代社会の具体的な諸問題（たとえば超高齢社会、グローバル化、地球環境問題など）を取り上げながら、講義を行っている（根拠資料 1-22）。

以上のように、本学では大学の理念・目的及び各学部・研究科の目的を適切に明示し、教職員及び学生に周知するとともに、社会に対しても公表している。

1.1.3. 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定
 1. 認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

本学では、大学の将来を見据えた中期計画として、「建学の精神」に基づく教育理念を具現化した中期目標を2009年度より策定しており、第Ⅰ期（2009～2013年度）、第Ⅱ期（2014～2017年度）、第Ⅲ期（2018～2021年度）と取り組みを進めてきた。また、学園全体では、2042年の建学100周年に向けた25年間の長期戦略として2017年に「学園マスタープラン」を制定し、各部門（法人管理部門/高等教育部門/初等中等教育部門/病院部門）において、5か年で実施する業務の方向性を定めた「中期運営方針・事業計画（重点取組項目）【部門中期目標】」と、それに基づく「単年度運営方針・事業計画【部門単年度目標】」を策定した。これにより、東海大学第Ⅲ期中期目標は、学園マスタープランにおける「中期第Ⅰ期（2017～2021年度）運営方針・事業計画（重点取組項目）」に取り込み、一本化して取り組むこととした。以後は学園マスタープランにおける中期運営方針・事業計画（重点取組項目）を、東海大学中期目標として設定している。（根拠資料1-23【ウェブ】）。

本マスタープランでは「建学の精神【使命】」を最上位階層として、このもとに、「学園のあるべき姿【目的】」とこれを具現化するために中長期で学園が一体となって取り組む「学園の戦略実行計画【共通戦略目標】」を位置づけ、中期Ⅰ期（5年）ごとに検討課題・行動計画を策定している。さらに次の階層では、各部門（法人管理部門/高等教育部門/初等中等教育部門/病院部門）において、「学園の戦略実行計画【共通戦略目標】」をブレイクダウンした「中期運営方針・事業計画（重点取組項目）【部門中期目標】」と、それに基づく「単年度運営方針・事業計画【部門単年度目標】」を設定し、目標の達成度を確認している（根拠資料1-24）。



「中期運営方針・事業計画（重点取組項目）【部門中期目標】」及び「単年度運営方針・事業計画【部門単年度目標】」の計画及び報告については、部門単位で作成している。毎年度5月に翌年度の運営方針・事業計画の原案を、毎年度1月に単年度運営方針・事業計画の進捗評価及び中期運営方針・事業計画の見直し並びに翌年度の運営方針・事業計画の成案を作成している。いずれも、部門内で評価・計画した運営方針・事業計画については、常務理事会に上程する議題整理・調整を行う会議体である法人機構連携ミーティングにて部門間の調整を行った後、常務理事会、定例理事会に上程している。（根拠資料 1-25～29）

高等教育部門の「中期第Ⅱ期（2022～2026年度）運営方針・事業計画（重点取組項目）」は、以下のとおりである（根拠資料 1-30）。

1. 『学校法人東海大学における教育目標及び教育方針』の検証体制の構築
2. 本学園独自の教育による教育効果測定手法の開発
3. 特色ある高大連携、学部・大学院の連携体制の構築
4. SDGsの理念に基づく教育プログラムの導入
5. 学びの多様化
6. 正課外教育プログラムの検証・フィードバック体制の構築
7. 研究費の傾斜配分基準の制定
8. 研究所・センターの再編
9. 研究支援体制の強化
10. 研究基金の設立及び運用
11. 学生一人当たりにかかるコストの分析
12. 多様化する働き方等に対応する取組み
13. 学園共通のガイドラインを踏まえた各キャンパスにおける施設グランドデザインの策定
14. 各部門システムに実装されたデータの調査

大学内においては、2022年度に管理職を対象とした研修会を開催し、学園マスタープランに基づく「中期第Ⅱ期運営方針・事業計画（重点取組項目）」の説明を行った（根拠資料 1-31）。以後、14の運営方針・事業計画ごとに責任者・主管を設定し、PDCAサイクルを運用している（根拠資料 1-32、33）。しかし、現状では、責任者・主管の管理部署のみで事業計画に取り組んでおり、事業計画全体を実質的・組織的に推進していく体制が不十分であることから、2023年11月の学部長会議にて運営方針・事業計画の実質的・組織的な遂行とその体制構築について説明を行った（根拠資料 1-34）。2024年度運営方針・事業計画原案作成時及び2023年度運営方針・事業報告並びに2024年度運営方針・事業計画成案作成時にも実質的な計画遂行が実現できるよう見直しを行っているが、その成案作成にあたっては、各事業計画の視点を明確にして修正を行った（根拠資料 1-35～38）。2023年度は上記のとおり、各運営方針・事業計画の実質化を図るために大幅な見直しを行ったが、事業計画を含むすべての活動の検証と今後の取組みに向けて対応する組織体制は確立しておらず、全学的な内部質保証体制に課題があるため、2024年度の改善に向けて検討している。

また、上記学園マスタープランの階層の最下層にある「運営計画【機関目標】」が作成されていないことも課題の1つである。学園マスタープランでは、「運営計画【機関目標】」を明確にした上で予算編成を行い、諸活動を展開する」としており、このことにより財政上

の実現可能性が担保されるものであるが、現状では、単年度運営方針・事業計画に基づき事業計画責任者・主管の管理部署が予算申請を行っている。このように事業計画全体を組織的に検証する体制が整っていないことから、事業計画全体の予算編成、財政上の検証も十分ではない。これらの現状から、2024年度より「運営計画」を作成することとし、その方向性について、2024年2月学部長会議にて報告した（根拠資料 1-38 p. 1～34）。運営計画については、(1)成果（効果）にどうやってつなげるかを明確にする、(2)PDCAサイクルにそのままつながるようにする、(3)責任者・主管だけではなく、関連部署すべての教職員が取り組むようにすることに留意し、2024年度に2024年度運営計画及び2025年度予算編成時に2025年度運営計画を作成する予定である。

本学は、2017年度に大学基準協会の認証評価を受審し、いくつかの指摘事項をいただいている。本来であれば、指摘事項については、高等教育部門の中期第Ⅰ期及び第Ⅱ期運営方針・事業計画に反映すべきであったが、2018年度及び2022年度の学部改組、2021年度の実務組織の全学的な組織改変、2020年度末からの新型コロナウイルス感染症（covid-19）対策（本学は学生・教職員等を対象に学内でワクチン接種会場を開設）と喫緊の対応が連続し、貴協会からの指摘事項に対する対応が十分に行えているとは言えない状況である。2023年度からは、これまでの経緯をふまえ、認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定について検討している。

以上のことから、一部課題はあるものの、大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定している。

1.2. 長所・特色

本学では、「建学の精神」と教育の理念を具現化するための科目として、1958年より60年以上にわたって「現代文明論」の講義が全学共通必修科目として脈々と継続している。学園の創立者であり、1958年当時東海大学学長であった松前重義は、「大学を作り、人を育てようとする以上、文明ということについて、はっきりとした考えを持っていなければならない。また、大学において、学問を学び、明日の社会を担おうと志す学生は、文明とはどういうものか、社会がいかにあることが文明なのかということがわかっていなければならない」、「現代の文明を理解しようとしたら、われわれは、それを人類の歴史の流れの中に把握することを忘れてはならない」という考えから、自ら教壇に立ち、その歴史観、世界観を述べ、文系、理系を問わず歴史を大観し、広く世界に目を向けることを学生たちに説いていた。

現在に至っても「現代文明論」の目的趣旨は変わることはなく、大きく変動する現代社会にあって、人類の歴史や世界への理解を深めながら、社会のあり方を考え、学生一人ひとりに未来を拓くための展望をもつことの大切さを自覚させ、自らの思想を培うきっかけを提供することを目的としている（根拠資料 1-13、22）。本講義は本学の教育の中核をなす科目であり、学長をはじめ多様な専門性をもつ講師が登壇し、多角的な視点から現代社会の諸問題を考察するよう学生に促している。2023年春学期受講生を対象に実施した「2023年春学期現代文明論修了時アンケート」では、「あなたは、持続的な社会を目指し、明日の歴史を担う強い使命感と豊かな人間性を持ちたいと思いませんか？」という設問、および「あなたは、

「文系」「理系」の枠にとらわれずに、自身の専門分野とは異なる分野についても積極的に学んでいきたいと思いませんか？」という設問の両方ともに対し、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計が回答者の80%という結果であり、本科目の目標は概ね達成できている（根拠資料 1-39）。

この様に、本学の「建学の精神」や教育の理念と直接的に関係づけられた科目が、建学直後から現在に至るまで、その目的趣旨を変えずに継続され、教育課程の中核として存在していることは、本学独自の教育上の大きな特色であるといえる。

1.3. 問題点

1.1.3 で記載した通り、高等教育部門内の「中期運営方針・事業計画（重点取組項目）【部門中期目標】」と、それに基づく「単年度運営方針・事業計画【部門単年度目標】」を組織的に推進するための「運営計画【機関目標】」が作成されていない。また、各事業の成果に対する点検・評価の結果を踏まえて運営方針・事業計画の見直しへと繋げる体制の構築が不十分であった。全学的な内部質保証体制に課題があるため、2024年度より、組織体制の確立と「運営計画」の作成を行うことを検討している（根拠資料 1-34、38）。

また、認証評価や自己点検・評価の結果を大学としての中・長期計画に反映できていない点も問題である。2023年度自己点検・評価結果に対しては、2024年度運営方針・事業計画成案作成時に高等教育部門運営方針・事業計画1・2にその内容を設定した。継続して、認証評価や自己点検・評価結果をもとに目標を設定し、事業計画を実質的・組織的に推進していくよう内部質保証体制の強化を行う（根拠資料 1-34、38、40）。

1.4. 全体のまとめ

東海大学では、「建学の精神」を常に意識し、大学としての教育の理念・目的を明確に設定している。学部・学科及び研究科・専攻においては、この「建学の精神」と大学の教育理念・目的を十分理解しその趣旨に基づき、教育研究上の目的及び育成する人材像を設定している。

また、「建学の精神」とその基調、大学としての教育の理念・目的、各学部・学科、研究科・専攻の定める教育研究上の目的及び育成する人材像は、「東海大学学則」、「東海大学大学院学則」、および各種学内外刊行物、本学オフィシャルホームページ等を通じて教職員、学生、社会などのステークホルダーへの周知公表をしている。

また、東海大学の「建学の精神」と教育の理念を具現化するための科目として、1958年より60年以上にわたって「現代文明論」の講義が脈々と全学共通必修科目として継続されている。大きく変動する現代社会にあって、人類の歴史や世界への理解を深めながら、社会のあり方を考え、自らの思想を培うきっかけを提供する本学の教育の中核をなす科目であり、本学独自の教育上の大きな特色である。

大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくための、将来を見据えた中・長期の計画として、2009年度より中期目標を策定し実行しているが、2017年度からは、学校法人東海大学において策定された「学園マスタープラン」に従い取り組んでいる。

さらに、2022年度からは「中期第Ⅱ期（2022年度～2026年度）運営方針・事業計画（重点取組項目）【高等教育部門】」を策定し、具体的に14の重点取組項目を定め、単年度ごとに点検・評価を行いながら計画を遂行している。

一方で、高等教育部門内の「中期運営方針・事業計画（重点取組項目）【部門中期目標】」と、それに基づく「単年度運営方針・事業計画【部門単年度目標】」を組織的に推進するための「運営計画【機関目標】」が作成されていない。また、事業計画全体を組織的に検証する体制が整っていないことから、2024年度より、事業計画の実質的・組織的な遂行を実現するための手段と内部質保証体制を踏まえた全学的な企画運営体制の確立と「運営計画」の作成を行うことを検討している。

また、2023年度時点において、認証評価や自己点検・評価の結果を大学としての中・長期計画に反映できていなかった。2024年度運営方針・事業計画に2023年度自己点検・評価結果を反映させたが、継続的に認証評価や自己点検・評価の結果を事業計画に反映させ、実質的・組織的に推進していくよう内部質保証体制の強化を行う予定である。

[第2章] 内部質保証

2.1. 現状説明

2.1.1. 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1: 下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

1. 内部質保証に関する大学の基本的な考え方
2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
3. 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（P D C Aサイクルの運用プロセスなど）

本学では、「建学の精神」に基づく理念・目的を実現するため、内部質保証に関する大学の基本的な考え方を「内部質保証に関する方針」として定め、本学オフィシャルホームページで公表している(根拠資料 2-1、12)。本学では、2020年12月に制定した本方針に基づき内部質保証を推進してきたが、2023年度の自己点検・評価の過程で大学評価審議会と3つの専門委員会の役割分担が明確ではないという課題が明らかになったため、大学評価審議会で審議し、2023年10月に改訂を行った。本方針では内部質保証の基本的な考え方を「1. 基本方針」において示し、内部質保証の推進に関わる全学的な組織と学部・研究科等の組織との役割分担を「2. 組織体制」において定めている(根拠資料 2-1)。

「内部質保証に関する方針」では、まず「1. 基本方針」として、本学の建学の精神に基づく理念・目的を実現するために、自己点検・評価とP D C Aサイクルを機軸とする内部質保証システムを構築し、十分にこれを機能させることにより、恒常的・継続的に大学教育の質の保証及び改善に取り組むことを宣言している。そのうえで、(1) 自己点検・評価は毎年度、部局別および自己点検・評価項目別を実施すること、(2) 学外者による外部評価を導入し、自己点検・評価の客観性・妥当性の確保につとめること、(3) 自己点検・評価の客観性・妥当性の確保のために、教育研究及び教学等に関わる情報を集積し、I Rによる分析・評価等を行うこと、(4) 点検・評価結果は学外へ公表すること、(5) P D C Aサイクルの実質化のため、自己点検・評価及び外部評価等結果の当該部局へのフィードバック、F D・S D研究会等を通じてP D C Aサイクルが内部質保証に果たす役割の重要性を全教職員に認識させることを明示している。

次に「2. 組織体制」では、学長のガバナンスのもと、内部質保証にかかわる適切な内部統制組織を構築するものとして、次のように各組織の役割を定めている。

(1) では、本学の全学的な内部質保証の責任を担う組織（全学内部質保証推進組織）として大学評価審議会を位置付け、役割を全学及び各研究科・学部・センター等の内部質保証の適切性と改善向上にかかわる評価検討を行うことと定めている。

次に（２）では大学評価審議会の下部に３つの専門委員会を設置することとしている。大学評価審議会及び下部の３つの専門委員会の役割は次の通りである。

大学評価審議会	全学及び研究科・学部・センター等の内部質保証の適切性と改善向上にかかわる評価検討
内部質保証推進委員会	学部・研究科の教育の内部質保証に係る施策の実施・運営・管理に関する事項、及び点検・評価（P D C Aサイクルに関する事項）
自己点検・評価委員会	大学・学部・研究科に関する自己点検・評価のあり方、実施、自己点検・評価に関する事項及び、公益財団法人大学基準協会の定める認証評価基準への対応に関する事項
総合的業績評価委員会	「東海大学総合的業績評価制度内規」に基づく業績評価結果の検証および同内規の改訂に係る審議

さらに（３）では、研究科及び学部・センター等における内部質保証推進の責任を担う組織として、東海大学学部等評価委員会、東海大学大学院研究科評価委員会を設置することを定めている。なお、以上の審議会及び委員会の権限と役割については、「東海大学大学評価審議会規程」、「東海大学大学院研究科評価委員会設置内規」、「東海大学学部等評価委員会設置内規」、「東海大学内部質保証推進委員会内規」、「東海大学自己点検・評価委員会内規」、「東海大学総合的業績評価委員会内規」に定めている（根拠資料 2-2～7）。

（４）では内部質保証の推進を円滑に図るため、適切な事務系組織を設置すること、（５）では上に述べた各組織を含む内部質保証に関わる各組織の役割分担を、「内部質保証体制図」として別に示すこととしている。

2023年10月の「内部質保証に関する方針」改訂と同時に「内部質保証体制図」についても大学評価審議会で見直し、改訂を行った（内部質保証体制図は次ページ）。この改訂に際して、これまで明示できていなかった「教育政策の企画・仕組みの設計、運用、検証及び改善・向上の指針」も定めた（根拠資料 2-8）。

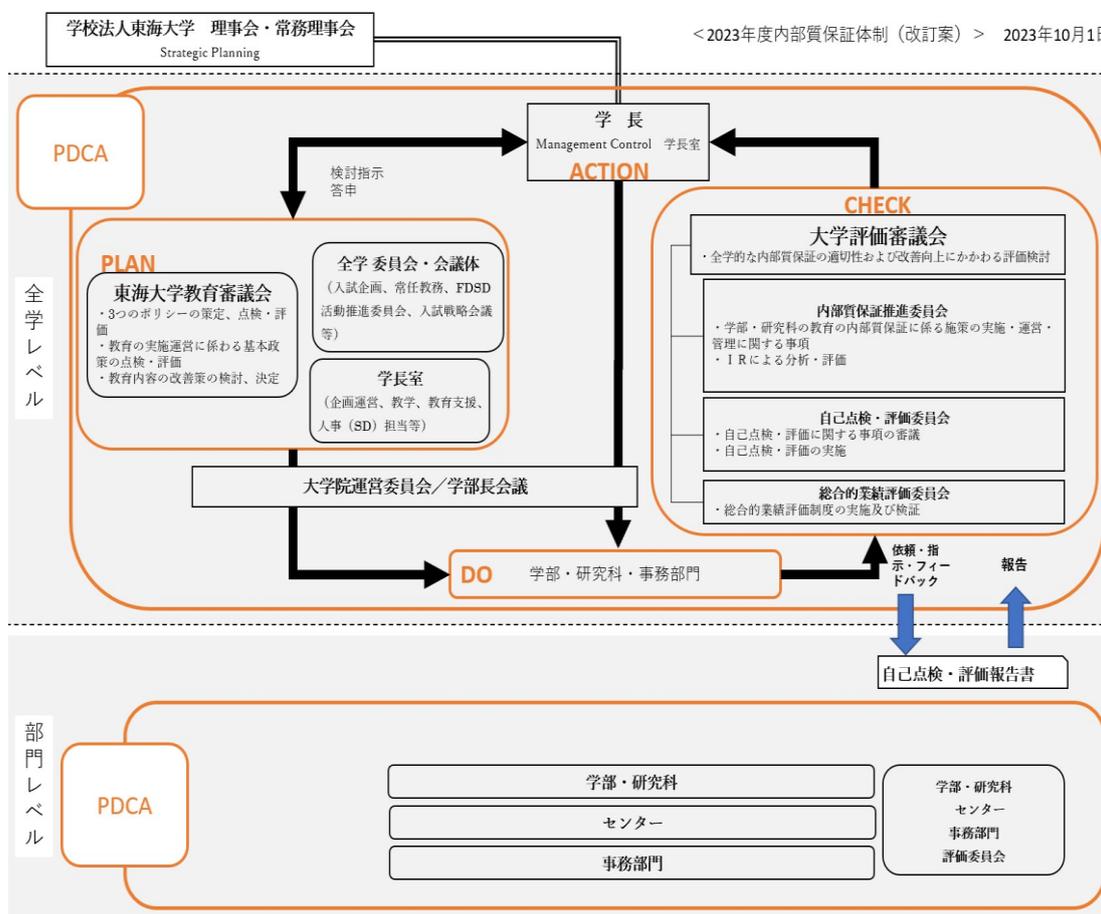
指針に定めた教育政策のP D C Aの運用プロセスは、次の通りである。まず、東海大学教育審議会が全学的な教育政策の企画・仕組みの設計を行い、学部長会議および大学院運営委員会において大学として決定を行う。教育政策の実践に向けては、常任教務委員会等を通じて全学的な運用を図る。東海大学教育審議会は、大学全体の３つのポリシーに関する全学的な方針を定め、各学部・研究科が３つのポリシーの策定・改訂を行う際、内容の整合性、適切性を確認する。

教育活動の実施とその成果については、「自己点検・評価報告書（学部・研究科）」を用いて各学部・研究科・センター・事務部門の評価委員会が自己点検・評価を行い、全学内部質保証推進組織（大学評価審議会）に報告する。報告を受けた大学評価審議会ではその内容について全学的観点から検証を行い、その結果をもとに、教育の改善・向上に向けた提言を学長へ行う（根拠資料 2-9）。

教育活動の改善については、学長からの指示を受けた東海大学教育審議会、その他の委員会、担当部署等が改善施策の立案を行い、学部長会議および大学院運営委員会での審議・報

告を経て各学部・研究科等と連携して実施する。

以上のプロセスを通じて教育のさらなる質向上のための教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上に向けた取り組むこととしている（根拠資料 2-8）。



<図：2023 年度内部質保証体制>（根拠資料 2-8）

以上に述べた「内部質保証に関する方針」及び「内部質保証体制」、教育政策の企画・仕組みの設計、運用、検証及び改善・向上の指針については、学部長会議及び大学院運営委員会に報告をすることで、全学的に教職員へ共有を行っている（根拠資料 2-10）。さらに方針、体制図に加えてこれまでの自己点検・評価活動の結果を本学オフィシャルホームページにも掲載しており、本学の学生や学外関係者に向けて公表している（根拠資料 2-11【ウェブ】、12【ウェブ】）。

本学の内部質保証のための全学的な方針及び手続の明示については、2022 年度時点においては、必ずしも取り組みの円滑化には繋がっていない部分が見受けられた。そこで、2023 年度の自己点検・評価活動で改めて点検を行った結果、次の問題点が明らかになった。問題点のうち、大学評価審議会及び下部の3つの専門委員会の役割分担が不明確であった点、および教育のPDCAサイクルの運用プロセス（指針）を明示していなかった点については2023 年度中に改善を行った。これにより、学内の各組織が内部質保証においてどのような役割を担うのがより明確になり、PDCAサイクルの円滑化、実質化という効果が期待で

きる。

残された課題としては、第一に、「内部質保証体制図」は全学レベルと部門レベルの2階層で作成しているが、3階層目の授業科目レベルのPDCAサイクルが表現できていない。実態としては教員のシラバス作成、授業についてのアンケート調査等の授業科目レベルでのPDCAは実施しているので、それを体制図において適切に明示する必要がある。第二に、後述するように学長室を含め事務系組織の改組が2021年度以降、毎年続いているため、新しい組織を踏まえた内部質保証の運用プロセスを示す必要があるが、十分にできていない。これらの課題に対応するため次年度以降に、内部質保証体制の見直しとそれに伴う各種規程・内規・方針の改訂を行うことを予定している。

2.1.2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

本学は、学長のリーダーシップのもと、毎年度の自己点検・評価活動を通じてPDCAサイクルを回し、内部質保証を推進する体制を次の通り整備している(根拠資料 2-8)。

本学における内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織(全学内部質保証推進組織)は、大学評価審議会である。本学では、1992年度に学長の諮問機関として大学評価委員会を設置し、それ以来、大学全体の自己点検・評価活動を推進している。大学評価委員会では毎年度、大学の諸活動の点検・評価を行い、把握した長所・問題点や全学的な課題を「大学評価委員会報告書」にまとめ、学長に提出してきた(根拠資料 2-13)。

2019年度には、内部質保証のさらなる推進を目指し、学長諮問機関である東海大学教育審議会教育評価ワーキンググループより、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の設置が必要であるとの答申を行った。これを受けて、2020年度には、大学評価委員会の下にワーキング部会として内部質保証検討委員会を立ち上げ、具体的な内部質保証に関する組織体制及び施策(①3つのポリシーの点検・修正、②カリキュラムマップの導入、③共通ルーブリックの導入、④授業詳細シラバス(コマシラバス)の試行的導入、⑤授業理解度調査システムの試行的導入)等について検討を行った(根拠資料 2-14)。

2020年度の大学評価委員会では、教学マネジメント指針に対応する大学評価体制の強化に向けた見直しを行い、2021年度より大学評価委員会を大学評価審議会へと改編し、本学全体の内部質保証に関する責任組織とすること、その下に内部質保証推進委員会(内部質保証検討委員会から改称)、自己点検・評価委員会、総合的業績評価委員会という3つの専門委員会を設けることを決定した(根拠資料 2-2、5~7、14)。大学評価委員会を大学評価審議会へ変更した理由は、それまで大学評価委員会で自己点検・評価報告書(全学)の詳細点検作業を行っていたため、課題等についての審議に時間を十分に割けていなかったという自己点検・評価の結果を踏まえ、審議をする組織として大学評価審議会に改編した。

2021、2022年度は、内部質保証推進委員会と自己点検・評価委員会の2委員会体制で自己点検・評価活動を行っていたが、それぞれの役割分担をより明確にするために、2023年度に「内部質保証に関する方針(根拠資料 2-1)」と「内部質保証体制図(根拠資料 2-8)」を

改訂した。具体的には、大学評価審議会が、全学的な内部質保証推進の責任を担う組織であることを明記した。また、内部質保証推進委員会と東海大学教育審議会の役割が一部不明確だったため、内部質保証推進委員会は、各学部・研究科の教育の内部質保証に関わる事項を所管することを明記した。

各学部・研究科等及び事務組織と、全学内部質保証推進組織である大学評価審議会及び下部の3つの専門委員会の役割分担と連携は次の通りである。

本学では、全学的な視点から作成する「自己点検・評価報告書（全学）」と、学部・研究科が自己点検・評価を行った結果を記載する「自己点検・評価報告書（学部・研究科）」の2つのアプローチで自己点検・評価を実施している。

全学としての自己点検・評価については、大学評価審議会が基準ごとに取りまとめ担当を決め、報告書の作成を指示する。具体的に基準1～6、8～10は、学長室の各担当（企画運営、人事、経理、施設設備、入試、情報、図書館、教育支援、教学、研究推進、キャリア就職、評価、国際、地域連携、健康推進）、基準7はスチューデントアチーブメントセンターが取りまとめ担当となり、自己点検・評価を行い、「自己点検・評価報告書（全学）」を作成する。大学評価審議会は各担当から提出された「自己点検・評価報告書（全学）」の検証を、自己点検・評価委員会に指示する。自己点検・評価委員会では基準ごとの点検・評価結果の妥当性を検証し、問題点の指摘や再点検の指示等、各担当にフィードバックする内容と、全学的な観点からの長所・特色や問題点について議論し、その結果を大学評価審議会に報告する（根拠資料 2-15、16）。

一方各学部・研究科の長は大学評価審議会の指示により、毎年度「自己点検・評価報告書（学部・研究科）」を提出する（根拠資料 2-17）。大学評価審議会は、各学部・研究科の評価委員会から提出された「自己点検・評価報告書（学部・研究科）」の検証を内部質保証推進委員会に指示する。内部質保証推進委員会では各学部・研究科の点検・評価結果の妥当性を検証し、問題点の指摘や再点検の指示等学部・研究科にフィードバックする事項と、全学的な観点からの長所・特色や問題点について議論し、その結果を大学評価審議会に報告する（根拠資料 2-9 pp. 17-25）。

また総合的業績評価委員会は、教員の研究・教育・学内外活動における優れた業績を積極的かつ多面的に評価することを目的とする総合的業績評価制度を管轄する。評価項目は多岐にわたるが、各教員の授業における工夫やFD活動への参加も含まれる。教員の研究・教育・社会連携等に関する活動業績向上を大学として促進することを意図して、総合的業績評価の結果は教員本人及び所属長に開示するとともに、昇格等の審査における参考資料としても用いている。これらの事により、学生の教育を行う教員の資質向上に寄与している。

同委員会は毎年度実施する総合的業績評価の結果を検証し、制度自体の評価及び改訂案を審議し、その結果を大学評価審議会に報告する。毎年度実施する教員の総合的業績評価の結果を検証するとともに、制度自体の評価も行い、その結果を大学評価審議会に報告する。

全学内部質保証推進組織としての大学評価審議会は、以上下部の3つの専門委員会より報告を受け、大学として改善すべき問題点・課題等について審議し、加えて全学及び研究科・学部・センター等の内部質保証の適切性と改善向上にかかわる評価検討を行い、大学として改善すべき課題についての提言内容を決定し、学長に答申する（根拠資料 2-13、14）。

さらに大学評価審議会は、点検・評価（Check）活動にとどまらず、全学内部質保証推進

組織として、内部質保証の向上のための施策の検討・実施も行ってきた (Action)。たとえば 2021 年度には、「教育の内部質保証マニュアル」を作成し、全学部配布・説明することで内部質保証の推進に力を注いできた (根拠資料 2-18)。さらに 2022 年度には、「自己点検・評価報告書 (学部・研究科)」の点検・評価により、授業ごとの学習成果の把握への取組 (授業詳細 (コマ) シラバス、授業理解度調査の実施) があまり進んでいないことが明らかになったことを受け、FD・SD 研修会を実施した (根拠資料 2-19)。ただし、このように大学評価審議会が改善施策の実施も担う点については「内部質保証の方針」及び「内部質保証体制」では明記できていない。この点に加えて、2023 年度に自己点検・評価した結果、「内部質保証の方針」及び「内部質保証体制」には後に述べるようにいくつか課題があることが明らかになったので、それを踏まえて次年度の内部質保証体制の強化に合わせて方針、体制図も見直す予定である。

大学評価審議会のメンバーは、学長が任命する委員長を筆頭に、大学の執行部の一員として大学運営全般を統括する学長補佐、教学担当部長をはじめ、職域ごとの大学運営の実務責任者である学長室の担当部長、次長から構成される。また、大学の自己点検・評価の客観性を担保するため、大学評価審議会には学外から招聘した外部委員も審議に加わっている (根拠資料 2-20)。このメンバー構成により、本学が展開する多様な活動を、全学的な観点から適切に点検・評価することが可能である (根拠資料 2-21)。

また 2019 年度からは、大学の重要な構成員である学生の意見を自己点検・評価の参考にするため、大学評価審議会に毎年 1 度、学生代表を招き、授業やキャンパスライフについて意見交換を行っている (2020 年度はコロナ禍のため実施できなかったが、2021 年度以降はオンライン会議で実施している (根拠資料 2-22、23))。

学生代表からの意見聴取の目的は、教育や教育環境についての改善である。2023 年度の大学評価審議会における学生との意見交換においては、学生より、履修の仕方や単位取得、またキャンパスの違いによる授業の受け方等について意見・質問が出され、各々委員より回答した (根拠資料 2-23)。

大学評価審議会の下部の 3 つの専門委員会のメンバーは、大学評価審議会委員長が指名し、それぞれの委員会の活動に深く関係する教員と職員から構成している。内部質保証推進委員会は、教学担当次長が委員長となり、教学、教育支援、地域連携、キャリア支援に関係する担当部長、課長が委員として加わるほか、人文社会科学系学部と理工系学部の教員及び異なるキャンパスに所属する教員が参加し、専門分野の多様性や所属キャンパスの地域性にも考慮したうえで、全学的な観点から教育の質保証について議論できるメンバー構成となっている (根拠資料 2-24)。

自己点検・評価委員会は、評価担当部長を委員長とし、教員と職員とがともに委員として加わっている。教員については人文社会科学系学部と理工系学部の教員及び異なるキャンパスに所属する教員から構成しており、職員については大学運営の実務を担う各担当の次長、課長から構成している (根拠資料 2-25)。

総合的業績評価委員会は、情報担当部長を委員長とし、教員および教員人事の担当課長が委員となっている。教員については人文社会科学系学部と理工系学部の教員及び異なるキャンパスに所属する教員をバランスよく任命することで、教員の専門分野の多様性や所属キャンパスの地域性を考慮に入れた公正な総合的業績評価が行えるメンバー構成としてい

る（根拠資料 2-26）。

大学評価審議会が自己点検・評価結果について審議した結果、全学的な課題が明らかになり、改善策や新たな方針の策定が必要と判断した場合は、大学評価審議会が学長への提言を行う。たとえば2022年度の大学評価審議会では、2022年度自己点検・評価の結果について審議し、次年度に向けた課題として大学全体のPDCAサイクルにかかわる各組織の役割の明確化と活動の実質化が必要と提言した（根拠資料 2-20）。

提言を受けた学長は、改善すべき課題について東海大学教育審議会、全学の委員会・会議体、学長室の各担当に対して対応を指示する。前段落に述べたPDCAサイクルにかかわる各組織の役割の明確化については、学長からの指示を受けた大学評価審議会が2023年度に検討して「内部質保証に関する方針」と「内部質保証体制」を改訂した。

内部質保証体制において教育政策に関する企画および改善策の策定(Plan、Action)の部分を担うのは東海大学教育審議会である。同審議会は、学長の諮問機関として、教育理念及び教育目標の策定や点検・評価、3つのポリシーの点検・評価、全学の教育の実施運営に係わる基本政策、教育内容の改善策等について審議し、学長に答申する（根拠資料 2-8）。答申内容について学長の承認が得られれば、学部長会議及び大学院運営委員会での報告・審議を経て、学長室、カレッジオフィスの教学担当、各学部・研究科等が連携して施策を実施する。

以上のように、本学では内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているが、2023年度の自己点検・評価の結果、適切性について下記の課題が明らかになった。

第一に、自己点検・評価委員会と内部質保証推進委員会の役割分担を明確化したが、実務的には重複する部分も多く、事務局である学長室（評価担当）の業務効率が必ずしも良くない。

第二に、大学評価審議会は全学内部質保証推進組織として、問題点・課題の抽出(Check)だけでなく、全学及び各学部・研究科等の内部質保証の推進・改善策の検討及び実施(Action)も担うが、「内部質保証に関する方針」及び「内部質保証体制図」ではそれを明示できていない。内部質保証システムにおける全学内部質保証推進組織の役割をより明確にし、方針や体制図で明示する必要がある。

第三に、大学評価審議会からの報告結果に対する対応(Check→Action)について、優先順位や改善の方向性、担当組織を決めて改善策の立案や実施を指示する役割を担うのが学長及びそれを補佐する学長室となっているが、決定・指示プロセスが見えにくく、対応状況をモニタリングする機能も弱い。

これらはいずれも重要な課題であるので、次年度にかけて検討を進め、内部質保証体制の強化を図り、併せて内部質保証に関する方針及び体制図、審議会・委員会のメンバー構成、事務局体制についても見直す予定である。

2.1.3. 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

<p>評価の視点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み</p> <p>評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施</p> <p>評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施</p> <p>評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応</p> <p>評価の視点7：点検・評価における客観性、妥当性の確保</p> <p>【教職課程】教職課程に関する点検・評価の実施状況</p> <p>※covid-19 への対応報告を追加 【必須（大学全体）】</p> <p>内部質保証システムを機能させる観点から、内部質保証に関する手続や全学及び学部等を単位としたPDCAサイクルの運営などに関し、内部質保証推進組織等において、ovid-19への対応・対策の措置を講じたかを記述。</p>

本学では、大学全体レベル、及び学位プログラムレベル（基本的に学科・研究科レベル）において、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つのポリシーを策定している。3つのポリシーの策定（改訂）時は、東海大学教育審議会が、「3つのポリシー策定の基本方針（学部版・大学院版）」を作成し、それぞれのポリシーの定義と役割、ポリシーに含めるべき内容、策定にあたっての留意事項、全学統一の書式等を明示し、各学部、学科・研究科に対して3つのポリシー策定の指示を行っている（根拠資料 1-10、11）。たとえば学科のディプロマ・ポリシーについては、策定の基本方針として、育成すべき人材養成像や獲得すべき能力を明確にし、そうした人材を輩出するという目的を達成するために、「何ができるようになるのか」に力点を置き、「どのような学修成果を達成すれば卒業を認定し学位を授与するのか」という方針をできる限り具体的に示すことや、学生の進路先等の社会における顕在・潜在ニーズも十分踏まえた上で策定することを求めている。また学科（学位プログラム）ごとに各学問・教育内容に即した具体的な知識・技術を、「知識・理解」、「汎用的技能」、「態度・志向性」の3領域に分けて記述することとしている。

指示を受けた各学部、学科・研究科は、現状の3つのポリシーに対して点検・評価を行い、修正する場合は、東海大学教育審議会に修正案を提出する。東海大学教育審議会では、大学全体レベルのポリシーとの整合性や3つのポリシー間の整合性についての点検・評価を行い、問題があれば修正を指示している。こうして策定した3つのポリシーは、本学オフィシャルホームページで公表するとともに、学部要覧、大学院要覧に記載している（根拠資料 1-13、17）。

内部質保証システムにおける役割分担として、3つのポリシーの策定・修正と各学部学科・研究科の点検・評価は東海大学教育審議会が担当し、策定・修正された3つのポリシーに基づいた教育活動の自己点検・評価については、全学内部質保証推進組織である大学評価審議会が担当する。ただこの役割分担については内部質保証に関する方針には明記できていない。さらに3つのポリシーの策定・改訂に際して、現状では全学内部質保証推進組織である大学評価審議会が関与する仕組みになっていない。以上の課題については次年度に改

善に向けた検討を行う。

本学では、「内部質保証の方針」に基づき毎年度自己点検・評価を実施しており、自己点検・評価の実施にあたっては、大学基準協会が定める大学基準及び点検・評価項目の枠組みを使用している。

本学の自己点検・評価の手順は次の通りである。まず、自己点検・評価委員会と内部質保証推進委員会が連携して自己点検・評価活動の方針やスケジュールを決定し、それにもとづいて大学評価審議会から、事務部門の各担当と各学部・研究科等に対して、自己点検・評価の実施と報告書の作成依頼を行っている(根拠資料 2-27、28)。

教育活動の実施に対する成果と適切性については、全学的な視点(自己点検・評価報告書(全学))と、学部・研究科レベルでの視点(自己点検・評価報告書(学部・研究科))の2つのアプローチで自己点検・評価を実施している。以下、全学的な視点での自己点検・評価と、学部・研究科における自己点検・評価活動に分けて具体的な運用について記載する。

【自己点検・評価報告書(全学)】

全体報告書については、大学評価審議会より全学としての業務を取りまとめる事務部門、具体的には基準1～6、8～10は学長室の各担当(企画運営、評価、教学、入試、人事、研究推進、地域連携)、基準7はスチューデントアチーブセンターに対し、自己点検・評価を行いその結果を「自己点検・評価報告書(全学)」としてまとめるよう指示を出す。指示を受けた取りまとめ担当は、当該業務に関連する他の担当(学長室の経理、施設設備、情報、図書館、教育支援、キャリア就職、国際、健康推進担当)と連携し「自己点検・評価報告書(全学)」を作成し、大学評価審議会に提出する。

提出を受けた大学評価審議会は、下部の専門委員会である自己点検・評価委員会に詳細の点検を指示する。自己点検・評価委員会は、基準ごとの点検・評価結果の妥当性を検証し、疑問点や問題点、根拠資料の不足など各担当にフィードバックする事項や、全学的な課題について審議し、その結果を大学評価審議会に報告する(根拠資料 2-9 pp.26-33)。

【自己点検・評価報告書(学部・研究科)】

各学部・研究科に対しては、大学評価審議会より「自己点検・評価報告書(学部・研究科)」を用いて自己点検・評価を行い、その結果を報告書に記載するよう指示を出す。2023年度は、各学部・研究科における「理念・目的」、「内部質保証」、「教育課程・学習成果」、「学生の受け入れ」、「教員・教員組織」、「学生支援(研究科のみ)」について、自己点検・評価を行うよう指示を行った。

大学評価審議会から指示を受けた各学部・研究科では、評価委員会が中心となり各自の教育・研究活動の自己点検・評価を行い、その結果を記載した「自己点検・評価報告書(学部・研究科)」を作成し、大学評価審議会に報告する(根拠資料 2-3、4、9)。

提出を受けた大学評価審議会は、下部の専門委員会である内部質保証推進委員会に詳細の点検を指示する。内部質保証推進委員会は、点検・評価結果の妥当性を検証し、疑問点や問題点、根拠資料の不足など学部・研究科にフィードバックする事項を審議し、その結果を大学評価審議会に報告する。

本学は広域総合大学であり、学部・研究科数も多いため、丁寧な点検・評価活動を行うた

め、上述した2つの専門委員会で担当を分けて自己点検・評価を行っている。

以上の運用プロセスによって、学長室の各担当（企画運営、人事、経理、施設設備、入試、情報、図書館、教育支援、教学、研究推進、キャリア就職、評価、国際、地域連携、健康推進）、スチューデントアチーブメントセンター、および各学部・研究科等から提出された「自己点検・評価報告書（全学）」を両委員会で精査することにより、客観性と妥当性を担保している（根拠資料 2-13）。内容を精査した結果、自己点検・評価の方法や評価結果の妥当性について疑問や問題があれば、各作成担当や各学部・研究科等に対してフィードバックを行い、再点検を求めている。たとえば2023年度に各学部・研究科等から提出された「自己点検・評価報告書（学部・研究科）」では、各学部・研究科等における内部質保証体制システムの有効性について不十分な記載が散見されたため、これについて指摘を行い、あらためて自己点検・評価の依頼を行っている（根拠資料 2-29）。

両委員会での自己点検・評価により、各担当や各学部・研究科レベルでは解決が難しく、大学全体として改善に向けて行動すべき課題がみつかれば、大学評価審議会での審議を経て、その結果を学長へと報告し、改善に向けた行動を提言している（根拠資料 2-13、14）。それを受けて学長は、改善策の検討・実施を東海大学教育審議会、全学の委員会、学長室の担当等に指示している。たとえば2022年度の自己点検・評価の結果、内部質保証システムにおける各組織、会議体の役割の明確化や、改組後の事務部門の業務分担に合わせた自己点検・評価体制を検討するように大学評価審議会が指示を受け、大学評価審議会でも対策を検討した（根拠資料 2-14）。

また大学評価審議会では、単なる提言にとどまらず、学部等における教育の質保証を支援するための施策を検討し、関係部署と連携しながら実施する場合もある。具体例としては、次に述べる教育の内部質保証マニュアルの策定と活用促進のためのFD・SD研修会の実施が挙げられる（根拠資料 2-18、19）。

「教育の内部質保証マニュアル」は、学部・研究科等における教育のPDCAサイクルを機能させるための取り組みの一つと位置付けられる。2020年度大学評価委員会では、教育の内部質保証のあり方について検討し、2021年度には、学部における教育の内部質保証を推進するために内部質保証推進委員会で「教育の内部質保証マニュアル」を作成した。「教育の内部質保証マニュアル」は、上部委員会である大学評価審議会でも内容を審議・決定して学部等に配布した。（根拠資料 2-18）

「教育の内部質保証マニュアル」では、下記の内容について記載している（根拠資料 2-18）。

教育の内部質保証マニュアル

目次

1. 教育の内部質保証とは
2. 学修（習）成果の可視化はなぜ必要か
3. 東海大学における教育の内部質保証に関する取り組み
 - 3.1 ディプロマ・ポリシーとカリキュラムを結ぶ「カリキュラムマップ」
 - 3.2 ディプロマ・ポリシーと学習成果を結ぶ「共通ルーブリック」
 - 3.3 この授業で何を学び身に付けるのかを知る「授業詳細（コマ）シラバス」
 - 3.4 この授業で何を学び身に付けたのかを知る「授業理解度調査」
4. マニュアル編
 - 4.1 カリキュラムマップ
 - 4.2 共通ルーブリック（講義・演習・実験／実習 科目）
 - 4.3 共通ルーブリック（卒業研究関連項目）
 - 4.4 授業詳細（コマ）シラバス
 - 4.5 授業理解度調査
 - 4.6 各種書式ダウンロード
 - 4.7 各種プラットフォームへのアップロード

3.1では、カリキュラムマップを、ディプロマ・ポリシーとカリキュラムを構成する各授業科目との関係を示すものであると位置づけている。また、4.1では大学全体のディプロマ・ポリシーの「4つの力と12構成要素」および学位プログラムのディプロマ・ポリシーで身に付ける力のうち、どの力をどの授業で身に付けるのかを明確に示したカリキュラムマップのフォーマットを掲示し、作成方法を指導している。また、4.2～4.5は、カリキュラムマップで示した身に付ける力の評価基準を示す共通ルーブリック、授業単位でのPDCAサイクルを回すための授業詳細（コマ）シラバス、授業理解度調査の役割と作成方法についても説明している。なお授業科目レベルではシラバスの作成・公表、学生に対する授業アンケート調査はすでに実施している。しかし授業終了後のアンケート結果により明らかになった課題への改善対応は翌年度の授業において実施されるので、授業期間の途中での改善に結びつかないという課題は残る。そこで授業期間中での授業改善につなげる仕組みとして、授業詳細（コマ）シラバスと授業理解度調査を位置付けた。これらは2022年度から始まる新カリキュラムで開講される科目における活用を促し、新カリキュラムの完成年度である2025年度に向けて順次実施していくこととしている。

各学部・研究科等における教育のPDCAサイクルを機能させるための取り組みの第二は、アセスメントテストである。本学のディプロマ・ポリシーで定めている「4つの力」について、学修成果の可視化を行うことは重要であることから、2017年度の「学部長会議」の決定を受けて2018年度から全学部の学生（1年次と3年次）を対象とする「4つの力アセスメントテスト」（ジェネラルスキルテスト）の実施を開始した。学生は、1年次と3年次に受験することで、自身の成長度合いが測れる。アセスメント結果については、学生本人に開示するとともに、結果を今後の学生生活や就職活動にどう活かすかについて説明会を開

いている。また、学部のカリキュラム等の自己点検・評価や教育改善等の指標とするため、全体傾向報告書及び学部別の報告書を作成し、学部教授会等での報告会開催等を通じてフィードバックを行っている（根拠資料 2-30）。

さらにアセスメント結果の活用方法として、内部質保証に関する方針の1. 基本方針（3）教育・研究・教学上の情報集積と分析に記載している通り、アセスメント結果と入試種別の関連についてIRによる分析と評価を行っている。（根拠資料 2-31）

各学部・研究科等における教育のPDCAサイクルを機能させるための取り組みの第三としては、FD・SD研修会がある。本学のFD・SD活動は学長室（教育支援担当）が事務局となり、FD・SD活動推進委員会を通じて推進しているが、大学評価審議会も学部・研究科・事務系部署における内部質保証の取り組みを支援するため、FD・SD研修会を実施している（根拠資料 2-18、32）。たとえば2022年度の自己点検・評価によって、前述した授業詳細（コマ）シラバスと授業理解度調査の導入率が低いことが確認できたため、対策を検討し、活用促進を図るためにFD・SD研修会を開催した（資料 2-32）。

学部・研究科における点検・評価は、各学部・研究科の評価委員会が中心となり、毎年、定期的に自己点検・評価を行っている（根拠資料 2-3、4）。

授業科目ごとの自己点検・評価（PDCAサイクル）は次の通りである。各教員がポータルサイト（Tokai Information Portal Site（本学学生・保護者向け情報サービス））から入力した授業シラバスは、所属学科等のシラバス点検担当者（教務委員、評価委員等）が、カリキュラムマップとの整合性や共通ルーブリックが掲載されているか等を確認し、承認を行っている。また本学では授業を履修した学生に対し「授業についてのアンケート」を毎学期実施しており、集計結果を学内で公表するほか、担当教員と所属学部長にフィードバックして授業改善に役立てている（根拠資料 2-33）

学修成果については、在学生の単位修得状況やGPAのほか、授業についてのアンケートの結果等をもとに点検・評価を行っている。各学部・研究科の評価委員会は、全学共通の「自己点検・評価報告書（学部・研究科）」を用いて自己点検・評価し、大学評価審議会へ提出している。

点検・評価結果に基づく教育改善の取り組みについて、国際文化学部の例を以下に記載する。国際文化学部は2022年度より、学部における教育の内部質保証の方針として、ディプロマ・ポリシーのアセスメントを重点目標に掲げ、その取り組みとして、4年次生必修科目である卒業研究を履修した学生全員を対象に達成度評価を実施している。2023年度についても、秋学期末に同じく卒業研究履修学生全員を対象に行う予定である。

このディプロマ・ポリシーのアセスメントは、学部で作成した「ディプロマ・ポリシーアセスメントシート」を用いて、卒研生と卒研指導教員が学科のディプロマ・ポリシーの要素ごとに達成度を共通ルーブリックの基準に基づいてS、A、B、C、Dの5段階で評価している（根拠資料 2-34、35）。

ディプロマ・ポリシーのアセスメント結果は、2023年4月に実施したFD報告会において学部長が学部の全専任・特任教員に共有し、比較的達成度の高いディプロマ・ポリシーの要素と達成度の低い要素を明確にした上で、達成度の低い要素の改善を2023年度の目標としている（根拠資料 2-36）。また、ディプロマ・ポリシーのアセスメントを行う上での課題として次の2点を抽出し、改善することを申し合わせている（根拠資料 2-36 p.1）。

- 学生の感覚と教員の暗黙知 tacit knowledge に頼った評価になっているため、形式知 sharable knowledge となる指標 indicators に基づく評価が必要
- ディプロマ・ポリシーの評価項目とカリキュラムの科目群を連動させ、当該科目群から単位を取得した授業科目の平均 GPA でランク付け（例）(DP) 異文化理解（カリキュラム・ポリシー）異文化理解科目群の平均 GPA でランク付けする

以上のように、国際文化学部では自己点検・評価の結果を教育の改善・向上に結びつける取り組みを行っている。

しかしながら、2023 年度に学部・研究科から提出された「自己点検・評価報告書（学部・研究科）」を内部質保証推進委員会で点検した結果、学部・研究科によっては、内部質保証システムがうまく運用できていないことから、改善・向上に向けた具体的な取り組みに踏み出せていないという問題点があることが明らかになった。具体的には、各学部・研究科の評価委員会による自己点検・評価の結果を教育の改善・向上に結びつけるための運用プロセスが明確でなく、自己点検・評価をただけになっている学部・研究科が散見された。そこで、該当する各学部・研究科に対するフィードバックの中で問題点を指摘し、次年度に向けて改善のための検討を進めるよう求めた（根拠資料 2-29）。また内部質保証推進委員会としても、2024 年度にかけて、学部・研究科における内部質保証体制の整備と自己点検・評価活動を教育の改善・向上につなげる方法について、理解の浸透を図るための施策を企画・実施していく予定である（根拠資料 2-37）。

本学では前述のとおり、自己点検・評価の客観性、妥当性を確保するため、自己点検・評価委員会、内部質保証推進委員会からの報告内容を大学評価審議会でも確認・審議し、チェックを行っている（根拠資料 2-38）。また、大学評価審議会に外部委員を招聘し、外部のステークホルダーの視点からの評価を受けている。上記に加え、大学評価審議会では、毎年、学生代表から意見を聞く機会を設けている。外部委員や学生代表からの意見については、その内容を毎年度作成する「大学評価審議会活動報告書」や提言に反映して学長に報告し、学部長会議、大学院運営委員会でも報告している（根拠資料 2-13、23、39、40）。

このほか、医学部医学科では「日本医学教育評価機構（JACME）」による専門分野別の評価を 2021 年度に受審し、適合と認定されている。（根拠資料 2-41【ウェブ】）。

○認証評価機関による指摘事項への対応

認証評価結果における指摘事項については、大学評価審議会を確認、学長に報告したうえで学部長会議とオフィシャルホームページを通じて全学的に情報を共有している（根拠資料 2-10、42）。指摘事項への対応について、大学評価審議会が学長と相談し、各部局に対応策の検討と実施を指示し、進捗状況を大学評価審議会を確認している。

2017 年度に受審した大学基準協会による機関別認証評価で、本学は改善勧告 1 項目と努力課題 5 項目の指摘を受けた。この指摘事項のうち、改善勧告であった入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率が低い学部については、社会のニーズの変化、専門分野の動向、キャンパスの所在する地域特性等を踏まえて学部の改組を検討し、2022 年度に改組することによって改善を図った。努力課題のうち 3 つのポリシーが未策定、

または内容が不十分であった学部学科、研究科については策定・改訂を行い、全ての学部学科・研究科の3つのポリシーをオフィシャルホームページで公表している。また研究指導計画を学生に明示していなかった研究科については、明示するようにした。在籍学生数比率が超過していた医学部医学科については適切な管理ができるようになった。一方、在籍学生数比率が低い研究科については、各研究科で進学者数増加の取り組みを継続している。以上の改善状況をまとめた改善報告書を2021年7月に大学基準協会に提出しており、大学基準協会から2022年4月に改善報告書検討結果についてのフィードバックを受けている。これに伴い、引き続き改善を求められた事項については、「改善報告書検討結果」の通り対応している（根拠資料 2-43）。

○設置計画履行状況等調査

文部科学省からの「設置計画履行状況報告書」などの指摘事項については学長室から該当する学部・研究科等に履行状況の報告を求め、その結果をまとめた「設置計画履行状況報告書」を本学オフィシャルホームページで公表している（根拠資料 2-44【ウェブ】）。

具体的な事例として、児童教育学部は複数の資格（幼稚園教諭、小学校教諭、保育士）の取得が可能であり、学生に分かりやすい履修モデルの構築及び希望する実習ができなかった学生への適切なフォローの実施について文部科学省からの意見（学部設置時に付された遵守事項）が付された。児童教育学部は、修正した履修モデル案及び希望する実習ができなかった場合に想定されるケースごとの対応案を作成し、学長室と確認したうえで学生指導に使用し、教育の改善・向上につながっている（根拠資料 2-45）。

○会計検査院における実地検査における指摘事項への対応

本学は2021年11月8日から12日までの5日間、令和元年度・令和2年度私立大学等経常費補助金、平成28年度～令和2年度私立学校施設整備費補助金・私立大学等研究設備整備費等補助金・科学研究費助成事業を対象として、会計検査院による実地検査を受検した。検査の結果、不当とされた事項はなかった。

【教職課程に関する点検・評価の実施状況】

教育職員免許法施行規則第22条8に定められた教職課程に関する自己点検・評価は、本学では「教職課程に関する自己点検・評価の実施方針」（以下、「実施方針」とする）に基づいて実施している（根拠資料 2-46）。実施にあたっては、「実施方針」に基づき、ティーチングクオリフィケーションセンターを事務局とし、札幌（札幌キャンパス）、湘南（湘南キャンパス・伊勢原キャンパス）、静岡（静岡キャンパス）、九州（熊本キャンパス・阿蘇くまもと臨空キャンパス）の4地区を実施単位とした。これは教職課程認定基準における「団地」の規定を考慮したものである。

なお、湘南地区にあつては、開放制の教職課程（中学校・高等学校教諭及び養護教諭の課程）と目的養成の教職課程（幼稚園・小学校教諭の課程）があることから、それぞれにおいて実施した。各地区における自己点検・評価の結果は事務局がこれを取りまとめ、大学としての報告書を作成し、教職課程運営委員会において承認後、学部長会議及び大学院運営委員会に報告することによって、大学としての質保証を担保している。

また、本学における教職課程に関する点検・評価は、文部科学省のガイドラインをふまえて作成された一般社団法人全国私立大学教職課程協会「教職課程自己点検・評価基準」に示された基準領域・基準項目について実施しており、点検・評価項目は妥当である。これに加えて、根拠資料やデータに基づいて各課程の長所・特色、課題を明らかにすることで客観性を担保している。

以上のことから、2023 年度の自己点検・評価活動を通じて学部・研究科における内部質保証の有効性に関する課題があることが明らかになったため、全学の内部質保証推進組織である大学評価審議会としては、改善に向けた施策を推進する予定である。

※ovid-19 への対応報告（大学全体）

2020 年度と 2021 年度の大学評価審議会、各委員会の審議は全てリモート会議による開催とし、学部・研究科等との連携においてもメールやリモート会議を活用し、人的接触を避けるよう努めた。2022 年度から本学での授業は原則として対面開催となったことにもない、大学評価審議会、各委員会はハイブリッド型での開催を基本とし、対面・リモートのどちらでも審議に参加できるようにした。2023 年度 5 月 8 日より新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行するのにもない、本学では、各部門・機関において適切な感染対策を講じることとなった。大学評価審議会、各委員会については前年度に引き続き、ハイブリッド型で開催し、対面・リモートのどちらでも審議に参加可能とする一方で、参加人数の多い F D・S D 研修会はリモートで開催した。

2.1.4. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

【教職課程】教職課程に関する点検・評価結果の公表状況

本学では、公正で透明性のある大学運営を行い、大学の多様な活動について社会に説明するため、以下の情報を公開している。

教育研究活動については、学校基本法施行規則第 172 条 2 に則り、各種情報を本学オフィシャルホームページにて公表している（根拠資料 2-47【ウェブ】）。その中には学部、研究科等に係る「設置申請・届出書」及び「設置計画履行状況報告書」も含まれる。また、同ページにおいて「就学支援新制度」の情報も掲示している。

教員の研究業績については、教員活動情報登録システムに登録されたデータをもとに、年度ごとに研究業績目録を作成し、『東海大学教育研究年報』に収録し、本学オフィシャルホームページにおいて毎年度公開している（根拠資料 2-48【ウェブ】）。

また、在学学生を対象として卒業年度に実施する「卒業にあたってのアンケート」の実施結果も、回答者が特定されないように集計したうえで、本学オフィシャルホームページにおい

て公開している(根拠資料 2-49【ウェブ】)。

毎年実施する自己点検・評価結果については、「自己点検・評価報告書(全学)」にまとめ、「東海大学教育研究年報」の第2部として、毎年度分を本学オフィシャルホームページで公表している(根拠資料 2-48【ウェブ】)。

また本学オフィシャルホームページの「情報の公表」から、学校法人東海大学のホームページに掲載された事業報告書へとたどれるようになっており、財産目録、賃借対照表、収支決算報告書、監事の監査報告書を公表している(根拠資料 2-50【ウェブ】)。

以上の公開情報については、それぞれの業務の担当部局で情報の正確性、信頼性を精査し、更新が必要となったタイミングで随時更新している。また、本学オフィシャルホームページが様々なデバイスで見られることを想定して、それぞれのデバイス(PCやスマートフォン)に最適化された画面表示にすることにより、見やすさ、理解しやすさに配慮している。

【教職課程に関する点検・評価結果の公表状況】

教育職員免許法施行規則第22条の6に規定された教員養成の状況に関する情報として、「1. 教員養成の理念」、「2. 教員養成に係る組織図と取得できる教員免許状一覧」、「3. 教員養成に係る教員の情報(授業科目、業績、年間授業計画など)」、「4. 卒業者の教員免許状取得の状況」、「5. 卒業者の教員への就職状況」、「6. 教員養成の教育の質向上に係る主な取組」を本学オフィシャルホームページで公表し、毎年更新している。また、教育職員免許法施行規則第22条8に規定された教職課程に関する自己点検・評価を2022年度に実施し、作成した「自己点検・評価報告書(全学)」は、2023年度教職課程運営委員会(2023年11月27日開催)及び第9回学部長会議(2024年1月10日開催)での承認後に、本学オフィシャルホームページで公表している(根拠資料 2-51【ウェブ】)。

以上のことから、本学では教育研究活動等の情報を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていると評価する。

2.1.5. 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価における適切な根拠(資料、情報)の使用 評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上
--

内部質保証システムそのものの適切性、有効性については、大学評価審議会において、自己点検・評価により明らかになった課題を改善につなげるプロセスが適切に構築・運用されているか、その結果として具体的な改善行動につながっているかという観点から、毎年度点検・評価を行っている。

本学は2022年度の学部改組に向けて、前年度の2021年度に大規模な事務組織の改編を実施した。2022年度の自己点検・評価委員会で点検・評価を行った結果、2021年度の事務組織の改編によって、教育の質保証を支援する教務、学生支援等に関する業務が複数の組織

に分かれたり、全学の取りまとめ担当（現学長室やスチューデントアチーブメントセンター）が各組織における業務の実施状況を把握しにくい状況にあるなど、既存の内部質保証システムと新しい組織体制・業務分担とが合致しない部分が生じ、P D C Aサイクルの運用に課題が生じていることが明らかになった。そこで大学評価審議会ではこの課題について、年度末の活動報告書にまとめて学長に報告し、さらに学部長会議・大学院運営委員会でも報告した（根拠資料 2-13）。その結果、学長から大学評価審議会に対して事務部門の自己点検・評価体制について検討するように指示が出され、2023 年度に自己点検・評価委員会の下部に事務部門の自己点検・評価体制を検討するワーキングを立ち上げた（根拠資料 2-52）。2023 年度はこのワーキングにおいて、新しい事務組織体制に合わせた P D C Aサイクルの再構築について議論を行っている。また当面の対応として自己点検・評価委員会のメンバー構成の変更も行った。2024 年度にも組織変更が予定されていることから、引き続き検討を行っていく予定である。

さらに 2022 年度、2023 年度の自己点検・評価によって、内部質保証のための P D C Aサイクルにおける各組織の役割が明確でないという課題が明らかになったことから、それらを明確化するために「内部質保証体制」を改訂し、学部長会議、大学院運営委員会での審議・決定を経て、本学オフィシャルホームページでも公表した（根拠資料 1-34、2-13、53【ウェブ】）。

本学ではこれまで大学評価審議会のもとで全学的な P D C Aサイクルの適切性、有効性を定期的に点検・評価する体制を構築してきたので、上記の課題についても早期に把握することができたと考える。

以上のように、本学では全学的な内部質保証システムそのものの適切性、有効性を毎年度点検・評価し、改善策を講じていると評価できる。近年の改組改編に合わせた内部質保証システムの改善は喫緊の課題である。引き続き、新組織に合わせた自己点検・評価の仕組みを検討・実施し、その効果について定期的に大学評価審議会において点検・評価し、さらなる改善策を講じることで、内部質保証システムが有効に機能するよう取り組んでいく。

2.2. 長所・特色

本学では、2019 年～2020 年度に教育評価に関するワーキングや内部質保証検討委員会で行った議論をもとに、教育の内部質保証を実質化する施策を全学的に展開することを決定した。その施策として特筆すべきは「教育の内部質保証マニュアル」の策定、配布である。ディプロマ・ポリシーと各授業を結ぶカリキュラムマップの策定は、2022 年度カリキュラムから全学部学科において導入し、授業要覧にも掲載している（根拠資料 1-13、17）。カリキュラムマップでは、全学のディプロマ・ポリシーで示した 4 つの力の 12 構成要素と学科のディプロマ・ポリシーで示した力との紐づけを視覚化している。授業担当教員、履修学生が活用するだけでなく、学部学科が、ディプロマ・ポリシーに沿ったカリキュラム編成ができていくかを自己点検・評価できるものとなっている。

また「教育の内部質保証マニュアル」では、授業ごとの P D C Aサイクルを実質化するための共通ルーブリック、授業詳細（コマ）シラバス、授業理解度調査についても説明し導入を促している（根拠資料 2-18）。それぞれの書式については共通フォーマットを電子ファイ

ルで用意し、ポータルサイトから教員がダウンロードして使いやすいように工夫している。2023年度の点検では共通ループリックの導入率は2022年度カリキュラム科目のうち、73.58%であった。一方、授業詳細（コマ）シラバス、授業理解度調査については、各教員に対してまずは2022年度カリキュラム開講科目から取り入れるよう呼び掛けている。2023年度の点検では授業詳細（コマ）シラバスを1科目でも導入したのは全教員の22.03%、授業理解度調査については全教員の23.92%であった。新カリキュラム完成年度である2025年に向けて、導入率の向上に向けて働きかける予定である。

また教職課程については、教職課程開設学科に対するアンケートを実施することで、ティーチングクオリフィケーションセンター（TQC）の取り組みだけでなく、各学科等の状況や取り組み等を把握し、教職課程に関する自己点検・評価に反映している（根拠資料 2-54）。

2.3. 問題点

2023年度の自己点検・評価によって明らかになった、本学の内部質保証に関する主な問題点は次の通りである。

第一に、2023年度の内部質保証体制図では2階層構造となっており、授業科目レベルのPDCAサイクルが表現できていない。3階層のPDCAサイクルの明示を含め、内部質保証体制図の見直しと改訂は、次年度に行う予定である。

第二に、事務部門の改組により既存の内部質保証システムと新しい組織体制・業務分担とが合致しない部分が生じていることである。新しい事務組織体制に対応したPDCAサイクルの構築を行う必要がある。

第三に、各学部・研究科から提出された「自己点検・評価報告書（学部・研究科）」を点検した結果、学部・研究科によっては、内部質保証システムがうまく運用できていないことから、改善・向上に向けた具体的な取り組みに踏み出せていないという問題点があることが明らかになった。対策としては該当する学部・研究科に対するフィードバックの中で問題点を指摘し、改善に向けた検討を始めるよう指示した。また大学評価審議会としてもこの点を全学的な課題と捉え、2024年度にかけて、各学部・研究科における内部質保証システムの整備と自己点検・評価活動を教育の改善・向上につなげる方法について理解の浸透を図るための施策を企画・実施していく予定である。

第四に、2023年度に全学的な内部質保証体制の明確化を行ったが、現状の体制を検討した結果、大学評価審議会における自己点検・評価（Check）の結果を、次の改善に向けた行動（Action）に結びつけるための、全学的な意思決定（Check→Action）の主体と手続が必ずしも明確になっていないという問題点があることが明らかになった。このことは基準1の問題点で記載した認証評価や自己点検・評価の結果を踏まえた大学としての目標設定、中・長期計画への反映が不十分であるという問題とも連動している。この問題点については学長に報告しており、次年度に内部質保証体制のさらなる強化を行う予定である。

2.4. 全体のまとめ

本学では、内部質保証の推進に責任を負う全学的組織として大学評価審議会を設置し、全学的な内部質保証システムの適切性、有効性の点検および改善向上のための施策を検討、提案してきた。

教育の内部質保証については、大学全体と学位プログラム（学科）ごと、大学院全体と学位プログラム（研究科または専攻）ごとに、3つのポリシーを定めており、その改訂の際には東海大学教育審議会が全学のポリシー、ガイドラインを定めて各学部・研究科に周知し、学位プログラムごとに見直し、改訂を指示している。

教育活動の実施状況と成果については、各学部・研究科の評価委員会および事務の各担当における自己点検・評価と、さらに大学評価審議会における全学的観点からの自己点検・評価を毎年実施し、その結果は学長に報告するとともに、本学オフィシャルホームページでも公表している。また大学評価審議会では、全学の内部質保証システムの適切性、有効性についても点検・評価を行っている。

教育の内部質保証における本学の特色・長所は、「教育の内部質保証マニュアル」による各施策の導入である。一方、内部質保証システムの課題は、改組された事務組織体制に合致するPDCAサイクルの構築、各学部・研究科における内部質保証システムの整備及び実質化、自己点検・評価活動によって見出した問題点・課題に対する改善方針を決定し、改善計画の策定へとつなげる全学的な推進体制（Check から Action につなぐ仕組み）の強化である。以上の課題については次年度に改善策を実施する予定である。

[第3章] 教育研究組織

3.1. 現状説明

3.1.1. 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点 1：学部（学科又は課程）・研究科の設置は、建学の精神に基づいた教育理念に照らして、適切か。

評価の視点 2：附置研究所、センター等の設置は、建学の精神に基づいた教育理念に照らして、適切か。

評価の視点 3：教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性

【追加】

評価の視点 4：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮に対応しているか。

※**covid-19への対応報告を追加 【任意】**

附置機関等において、全学的なcovid-19への対応・対策を行っている場合は、その内容を記述。

本学は、「建学の精神」及び本学の使命・教育理念に則り、「教育研究組織の編制方針」として定めている、

1. 学問の動向や社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に配慮する。
2. 教育研究の質向上と活性化を図るために、学部、研究科、教育センター、研究所間の連携を図る。
3. 学問分野の壁にとらわれず、教育研究組織の横断的連携による新たな学術の創造を図る。に従い、学部・研究科、研究所・研究センター等の教育研究組織を設置している（根拠資料 1-5、3-1）。

本学は、「建学の精神」及び本学の使命・教育理念を具現化するため、北海道から沖縄にかけて、7キャンパスに23の学部・17の研究科、16の研究所及び研究センター、3つの附属病院、さらに教育・研究をサポートする教育関連の組織、国内外の附属機関・施設を設置している（大学基礎データ表1、根拠資料 3-2【ウェブ】、3）（2023年5月1日現在）。

① 学部・研究科

各キャンパスにおいて、次の通り学部・研究科を設置している（根拠資料 3-4【ウェブ】、5【ウェブ】）。

<p>湘南キャンパス 湘南校舎 注)</p>	<p>【学部】 文学部、文化社会学部、*政治経済学部（1～2年次） *経営学部（1～2年次）、法学部、教養学部 *国際学部（1～2年次）、児童教育学部、体育学部、健康学部 理学部、情報理工学部、工学部（医工学科のみ1～2年次湘南） 建築都市学部、*観光学部（1～2年次） *情報通信学部（1～2年次）</p> <p>【研究科】 文学研究科、政治学研究科、経済学研究科、法学研究科 人間環境学研究科、芸術学研究科、理学研究科 工学研究科（医用生体工学専攻を除く）、体育学研究科 健康学研究科</p>
<p>品川キャンパス 高輪校舎</p>	<p>【学部】 *政治経済学部（3～4年次）、*経営学部（3～4年次） *国際学部（3～4年次）、*観光学部（3～4年次） *情報通信学部（3～4年次）</p> <p>【研究科】 情報通信学研究科</p>
<p>伊勢原キャンパス 伊勢原校舎</p>	<p>【学部】 医学部、工学部医工学科（3～4年次）</p> <p>【研究科】 医学研究科、※健康科学研究科、工学研究科医用生体工学専攻</p>
<p>静岡キャンパス 清水校舎</p>	<p>【学部】 海洋学部、人文学部</p> <p>【研究科】 海洋学研究科</p>
<p>熊本キャンパス 熊本校舎</p>	<p>【学部】 文理融合学部、農学部（1年次）、※経営学部、※基盤工学部</p>
<p>阿蘇くまもと臨空キャンパス 臨空校舎</p>	<p>【学部】 農学部（2～4年次）</p> <p>【研究科】 農学研究科</p>
<p>札幌キャンパス 札幌校舎</p>	<p>【学部】 国際文化学部、生物学部</p>

	【研究科】 生物学研究科
理工系大学院博士課程	総合理工学研究科、生物科学研究科

*2022年度入学生より ※募集停止中

注) 本学は、「キャンパス」呼称の使用を原則としているが、主に学内規程・内規や官公庁への提出書類においては「校舎」呼称を使用している。本学の2023年度自己点検・評価報告書では、前述した使い分けで、キャンパス、校舎名を使用している。

近年の設置状況として、高度に発展した社会において文理融合教育が必要なこと、第4次産業革命が導くSociety5.0、グローバル化、地域創生などの社会全体の構造変化に対応するため、2022年度に湘南キャンパスにおいて児童教育学部及び建築都市学部を、品川キャンパスにおいて国際学部と経営学部を、静岡キャンパスにおいて人文学部を、熊本キャンパスにおいて文理融合学部を設置した。

2023年度には、湘南キャンパスにおいて、健康を多角的・統合的に理解し、健康社会の実現に向けた合理的アプローチと実社会へ還元するためのマネジメント力を兼ね備えた人材を養成するために健康学研究科を設置した。

また2022年の全学的な学部改組に先立ち、2021年度には事務組織の改組も行った。具体的には、次の通り専門分野が隣接する複数の学部・研究科・研究所等をカレッジとして束ね、カレッジ単位で教育・研究活動の推進・支援をするための事務組織としてカレッジオフィスを設置した。

湘南キャンパス 湘南校舎	〈ヒューマンソサエティ カレッジ〉 ・文学部、文化社会学部、法学部 ・文学研究科、法学研究科 ・文明研究所 ・ヒューマンソサエティ カレッジオフィス
	〈サイエンス・エンジニアリング カレッジ〉 ・理学部、情報理工学部、建築都市学部、工学部 ・総合理工学研究科、理学研究科、工学研究科 ・先進生命科学研究所、教育開発研究センター、総合科学技術研究所、情報技術センター、マイクロ・ナノ研究開発センター、国際原子力研究所 ・サイエンス・エンジニアリング カレッジオフィス
	〈ウェルビーイング カレッジ〉 ・教養学部、児童教育学部、体育学部、健康学部 ・人間環境学研究科、芸術学研究科、体育学研究科、健康学研究科 ・スポーツ医科学研究所 ・ウェルビーイング カレッジオフィス
湘南キャンパス	〈グローバルシズン カレッジ〉

湘南校舎 品川キャンパス 高輪校舎	<ul style="list-style-type: none"> ・政治経済学部、経営学部、国際学部、観光学部、情報通信学部 ・政治学研究科、経済学研究科、情報通信学研究科 ・総合社会科学研究科、平和戦略国際研究所、環境サステナビリティ研究所 ・グローバルシチズン カレッジオフィス
伊勢原キャンパス 伊勢原校舎	<ul style="list-style-type: none"> 〈メディカルサイエンス カレッジ〉 ・医学部 ・医学研究科 ・総合医学研究所 ・メディカルサイエンス カレッジオフィス
静岡キャンパス 清水校舎	<ul style="list-style-type: none"> 〈スルガベイ カレッジ静岡〉 ・海洋学部、人文学部 ・海洋学研究科 ・海洋研究所、沖縄地域研究センター ・スルガベイ カレッジ静岡オフィス
熊本キャンパス 熊本校舎 阿蘇くまもと臨空キャンパス 臨空校舎	<ul style="list-style-type: none"> 〈フェニックス カレッジ熊本〉 ・文理融合学部、農学部、経営学部※、基盤工学部※ ・農学研究科、生物科学研究科 ・総合農学研究所 ・フェニックス カレッジ熊本オフィス
札幌キャンパス 札幌校舎	<ul style="list-style-type: none"> 〈ウチムラカンゾウ カレッジ札幌〉 ・国際文化学部、生物学部 ・生物学研究科 ・北海道地域研究センター ・ウチムラカンゾウ カレッジ札幌オフィス

※募集停止中

事務組織改組の目的は、従来の中央集権的で縦割り型の組織をカレッジ単位の組織へと再編することで、各カレッジの特性に合った形で、教職協働による教育・研究活動の支援・推進を可能にすること及び、学生に対する「One Stop Service」の提供である。

② 研究所・研究センター（根拠資料 3-6【ウェブ】、7、8）

本学は、文明研究所、海洋研究所、総合医学研究所、先進生命科学研究所、教育開発研究センター、スポーツ医科学研究所、総合農学研究所、沖縄地域研究センター、総合科学技術研究所、情報技術センター、総合社会科学研究所、平和戦略国際研究所、マイクロ・ナノ研究開発センター、国際原子力研究所、環境サステナビリティ研究所、北海道地域研究センターを設置し、「東海大学研究所規程」（根拠資料 3-9）に従い、次の理念を掲げて活動している。

1. 総合大学の付置研究所として、建学の理念に文理融合を掲げる本学の特性を活かし、

学際的・先端的な研究を国際的水準において展開する。

2. 産・官・学の連携を取りながら、研究成果を広く社会に還元する。

3. 本学における学術研究をリードするとともに、併せてその研究プロセスや研究成果をより質の高い教育に結びつけるよう努力する。

近年の設置状況として、2022年度、人と社会と自然が共存できる社会システムの構築に関わる事象を総合的に研究・検証し、サステナブルな社会の推進によりグローバル社会の恒久的な安定と発展を目指すことを目的とする環境サステナビリティ研究所、北海道を中心とした地域の自然環境や社会活動に関する研究の推進、自治体との連携や各種広報活動を通じて地域経済の発展と活性化を図ることを目的とする北海道地域研究センターを設置した。

③ 教育・研究をサポートする教育関連の組織及び国内外の附属機関・施設（大学基礎データ表 1、根拠資料 3-2、10）

スポーツプロモーションセンター、スチューデントアチーブメントセンター、ティーチングクオリフィケーションセンター、語学教育センター、理系教育センター、海洋調査研修船「望星丸」、現代文明論教育研究機構、心理教育相談室、松前記念館、松前重義記念館、放射線管理センター、ヨーロッパ学術センター、パシフィックセンター、海外連絡事務所を設置している。

なお、ティーチングクオリフィケーションセンター（以下「TQC」とする。）は、本学教職課程の円滑かつ効果的な運営により教員養成の目標を達成するための全学的な実施組織である（根拠資料 3-11、12）。

TQCは、2022年に、従前の課程資格教育センター（教員組織）と資格教育課（事務組織）を統合した教職協働組織として、湘南キャンパスに設置している。湘南キャンパス以外のキャンパスには、TQCを兼務する教員とともに、資格担当の職員を配置している。このような組織体制によって、TQCと各キャンパスのTQC兼務教員、教職課程開設学科等、資格担当の職員と連携・協働による教職課程の全学的な運営が担保されている。

また、全学の教職課程の運営に関する基本方針や実施運営に関する必要な事項を審議・検討するための組織として、教職課程運営委員会が設置されている（根拠資料 3-12）。教職課程運営委員会は、TQC所長を委員長とし、教職課程を開設する学部から選出された教員（各1名）、TQC教員（兼務を含む・若干名）、事務職員等によって構成されている。教職課程運営委員会で決定された事項は、大学院運営委員会又は学部長会議の承認を得ることが必要であり、委員会で決定された事項を全学的な意思とする仕組みが担保されている。このほか、教職課程運営委員会で決定された事項に基づき、各キャンパスにおける教育実習等に関する事項の検討、周知、実施のために、各キャンパスに教育実習委員会を設置し、各キャンパスの事情にも配慮した教職課程の運営を可能にしている。

④ 医学部附属病院（根拠資料 3-13【ウェブ】）

本学は、地域の中核病院として最先端の医療を提供するため、伊勢原、東京、八王子に3つの附属病院を有し、質の高いチーム医療による高度な医療サービスを提供するとともに医学部の医学科（医師）及び看護学科（看護師）の教育の場としている。

以上の通り、本学は、総合大学として、文系・理系の学部・研究科、研究所・研究センターを多数設置していることに加え、近年、社会全体の構造変化に対応するための教育研究組織を新設していることから、本学の教育研究組織は、建学の精神及び本学の使命・教育理念に照らして適切であり、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮にも対応している。

3.1.2. 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：教育研究組織の適切性について、根拠（資料、情報）に基づき定期的に点検・評価が行われているか。

評価の視点 2：自己点検・評価結果に基づいた改善・向上が行われているか。

教育研究組織の構成面での適切性について、2020年度までは大学運営本部が自己点検・評価を行っていたが、2021年度に大学運営本部はユニバーシティビューローへと改組され、さらに2023年度からは学長室に改組された。2023年度の自己点検・評価については学長室が担当し、建学の精神及び本学の使命・教育理念、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮という観点から適切性を点検・評価し、その結果を、「自己点検・評価報告書（基準3）」に記載し大学評価審議会に提出し、自己点検・評価委員会及び大学評価審議会にて点検・評価結果の妥当性を確認している。

教育研究組織の改善・向上は学長のリーダーシップによって実施される。学長は、各学部・研究科の入試状況及び教育研究の実施状況等を考慮し、社会的な要請や環境の変化等を鑑みながら、副学長とともに教育研究組織のあり方を検討する。そして、教育研究組織の改善・向上のための学部・研究科改組の実施にあたっては、学長が総合的に判断し、組織新設のための設置準備委員会等を設置して改組計画の検討を進め、計画が成案した後、学長・副学長の確認・修正を経て、学部改組は学部長会議、研究科改組は大学院運営委員会において審議する。なお学部・研究科の改組は、学校法人の経営に直接関わることから、法人の定例理事会において学校法人としての最終的意思決定が行われ、改組が実施される。

本学では、学校法人東海大学の建学80周年にあたる2022年4月に、「日本まるごと学び改革プロジェクト」と名付けた全学的な改組改編を実施した。改組改編における課題の認識として、まず本学が2017年に受審した認証評価において改善勧告を受けた通り、海洋学部、経営学部（熊本キャンパス）、基盤工学部等における入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が低いという状況を早急に改善する必要があった（根拠資料 3-14、15）。さらに、学校法人東海大学が2017年度に策定した学園の100周年に向けた総合戦略である学園マスタープランに則り、上記学部を含めてすべての学部において、建学以来継承してきた文理融合の理念と一貫教育を基軸とした教育・研究活動をさらに推進するという方針に基づき、全学的な教育研究組織の構成を見直し、改組改編を構想した。高度に発展した社会においてますます必要とされる文理融合的教育、第4次産業革命が導く Society5.0、グローバル化、地域創生などの社会全体の構造変化に対応するとともに、各キャンパスが立地する地域のニーズも踏まえて6つの新学部を設置し、既存学部についても学科の再編等を行った。たとえば品川キャンパスでは世界企業が林立し、最先端の技術と情

報が集まる国際都市という立地を生かし、グローバル社会において活躍できる人材の育成と研究力の向上を意図し、情報通信学部、観光学部、経営学部、国際学部、政治経済学部を設置した（学部生は1～2年次は湘南キャンパス、3年次から品川キャンパスで学ぶ）。静岡キャンパスにはこれまで日本における海洋学の先駆けとして海洋学部が設置されてきたが、前回認証評価の改善勧告も踏まえて学科を再編成し、同時に、地域社会に貢献する人材を輩出する高等教育機関を求める地域の要望も踏まえ、人文学部を新設した。熊本キャンパスではSociety5.0で必要とされる情報活用能力と、現代の複雑な問題を文系・理系の枠を超えた視点でとらえ、解決できる能力を身に付けた人材の育成を目指し、経営学部と基盤工学部を統合する形で文理融合学部を新設した。

また本学の付置研究所については、東海大学研究所規程（根拠資料 3-9）の3「本学における学術研究をリードするとともに、併せてその研究プロセスや研究成果をより質の高い教育に結びつけるよう努力する」との理念に関し、とりわけ大学院教育との結びつきについて十分に役割が果たせていないという問題点があった。しかし、2022年度に専門分野が隣接する複数の学部・研究科・研究所をカレッジとして束ねたことにより、改善に向けて取り組みやすい環境が整いつつある。

2023年1月には、東海大学次世代研究創成拠点を設置し、マイクロ・ナノ研究開発センター、先進生命科学研究所、総合医学研究所の3つの研究所が包括的に研究協力し、世界トップレベルの研究拠点としての活動を推進する体制を構築した（根拠資料 3-16【ウェブ】）。また2023年度には、博士課程の修了直後または在学中の大学院生を任期制の特定助教・特定助手として雇用できる制度を開始した（第6章参照）。特定助手・特定助教は、研究所に所属して教育・研究業績を積み重ね、キャリアアップを図ることができる。以上のような取り組みにより、研究所と大学院の連携による組織的な研究力・教育力の向上については改善の方向にある。

以上のように本学では教育研究組織の適切性を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けた取り組みを行っているとして評価できる。

3.2. 長所・特色

本学の教育研究組織全体の長所として、教育理念のひとつである文系・理系の領域を融合した教育を全国の各地域において実現できる組織体制が挙げられる。

本学は、全国において、北海道、東京都・神奈川県、静岡県、熊本県の4つの地域で教育を展開する体制となっており、各地域において、次の通り文系理系両方の学部学科を設置している。

北海道の札幌キャンパスにおいては、文系の国際文化学部、理系の生物学部、東京都・神奈川県の3キャンパスにおいては、文系の文学部、理系の理学部をはじめとする多数の学部、静岡県の静岡キャンパスにおいては、文系の人文学部、理系の海洋学部、熊本県の2キャンパスにおいては、文系理系の学科を有する文理融合学部、理系の農学部を設置している。

この体制による、文系・理系の領域を融合した教育の一例として、全学共通の必修科目「現代教養講義」の開講がある。

「現代教養講義」の科目概要は、「現代教養とは、人々が現在の複雑化した文明社会を生

きるために必要な知識である。今日の私たちは、情報技術の発展や経済活動のグローバル化など、急激な社会的変化にさらされている一方で、気候変動や健康リスクなど、様々な問題の解決を迫られている。こうした現代社会の中でより良く生きていくためには、高度に専門化した現代の科学的知識について、その枝葉にとらわれず本質をつかみつつ文理融合的な幅広い視野を持つことが重要である。それによって、変化の激しい現代社会の構造を知り、自分をそこに位置づけ、これから進むべき方向を選択することができる。現代教養講義は、教員自身が現在取り組んでいる研究についていきいきと語りながら、幅広い視野を育む講義科目である。」であり、文系・理系両方の学部学科教員28名（根拠資料 3-17）の講義により、全学生に対して、文理融合的な幅広い視野を育む教育を展開している。

2023年度春学期に開講された「現代教養講義」の授業アンケートにおいて、シラバスに示されている学習到達目標（1. 現代社会における多様な社会的課題について、様々な学問分野の視点から理解する。2. 現代社会が直面する多様な社会的課題に対して様々な学問分野で取り組まれている研究を理解し、文系・理系の枠を越えた学際的・複眼的な視点を得る。）を達成できたかとの設問に対し、「そう思う」及び「ややそう思う」の回答が回答全体を占める割合の平均は約80%（根拠資料 3-18）であり、文理融合的な幅広い視野を育む教育は成果を上げている。

3.3. 問題点

現状に大きな問題は無い。ただし2022年に実施した全学的な改組改編については、目的に合った適切な教育研究組織となっているかどうかの検証を、2022年度カリキュラムの完成年度となる2025年度の自己点検・評価活動のなかで体系的に行う必要がある。

3.4. 全体のまとめ

本学は、総合大学として文系・理系の学部・研究科、研究所・センターを多数設置し、近年、社会全体の構造変化に対応するための組織を新設し運用していることから、本学の教育研究組織の設置状況は、「建学の精神」及び本学の使命・教育理念に照らして適切であり、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮にも対応している。

また、本学は、学長室が教育研究組織の適切性を自己点検・評価し、その結果を大学評価審議会に報告し、自己点検・評価委員会及び大学評価審議会にて点検・評価結果の妥当性を確認している。学長・副学長は、認証評価の結果や、各学部・研究科の入試状況及び教育研究の実施状況等を考慮し、社会的な要請や環境の変化等も踏まえ、教育研究組織の改善・向上のための改組等の取り組みを実施していることから、本学は、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果を踏まえ、組織の改善・向上に取り組んでいる。

2022年に実施した全学的な改組改編については、目的に合った適切な教育研究組織となっているかどうかの検証を、2022年度カリキュラムの完成年度となる2025年度の自己点検・評価活動のなかで体系的に行う必要がある。

[第4章] 教育課程・学習成果

4.1. 現状説明

4.1.1. 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示したディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を適切に設定し、公表しているか。

本学では、大学全体レベル、学位プログラム（学科）レベル及び大学院全体レベル、研究科レベルにおける全ての学位について、学位ごとに学位授与方針を定め公表している（根拠資料 1-7【ウェブ】、9【ウェブ】、15【ウェブ】、16【ウェブ】）。本学では学位ごとに「教育研究上の目的及び養成する人材像」を定め、これを（根拠資料 1-6 別表1、8 別表1）、これに基づいて学位ごとにディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を設定している。

大学全体レベルにおける学位授与方針は、建学の精神に基づいた教育理念・目的に従い、「専攻する特定の学問分野における基本的な知識を体系的に理解し、文理融合の幅広い教養を身につけ、学則に定める修了要件を満たすとともに、自らの考えをもち、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、改善していく自主性や創造性を身につけたと認められるものに学位を授与する」としている。さらに、この学位授与の方針を具現化したものとして、本学の学修を通して身につけるべき具体的な社会的実践力（学修成果）を「自ら考える力」「集い力」「挑み力」「成し遂げ力」の「4つの力（12構成要素）」として表している（根拠資料 1-7【ウェブ】、9【ウェブ】）。（なお本学では、教育課程を通じて得られる成果を「学修成果」としており、以下本文でも原則としてこの漢字表記を用いる。）

学位プログラム（学科）レベルにおける学位授与方針は、「学士力」の概念規定に準じて、「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」の3つの観点に関して、各学位プログラム（学科）における教育研究上の目的及び養成する人材像に基づき、学位を授与するにあたっての具体的な達成目標（学修成果）として策定している（根拠資料 1-7【ウェブ】）。また、学位プログラムレベルにおける3つのポリシーの策定にあたっては、全学部共通の策定方針や策定内容および書式等の詳細を定めた「3つのポリシー策定の基本方針（学部版）」を作成し全学へ周知することで、各ポリシーの適切性に関する担保を図っている（根拠資料 1-10）。

学士課程の具体例として、体育学部体育学科の「教育研究上の目的及び養成する人材像」と、ディプロマ・ポリシーは次の通りである。

【教育研究上の目的及び養成する人材像】

体育学部体育学科の教育研究上の目的は、大学・学部の教育目的に沿って、身体を多面的に把握・理解する能力の育成に重点を置き、体育・スポーツ科学の学修を通じて、人文社会科学や自然科学など体育・スポーツに関する幅広い知識・技能・態度を修得し、学校・企業・地域社会などあらゆる場面において、体育・スポーツに関する学問研究の文化的諸成果を、周囲の人々や未来を担う子どもたちに発展的に継承することのできる実践力・指導力ある人材を養成することです。

【ディプロマ・ポリシー】

体育学部体育学科では、以下の能力を備えたと認められる者に学位「学士（体育学）」を授与します。

『知識・理解』

体育・スポーツ科学に関する基礎的・専門的知識やその指導力を有すると共に、論理的な思考・判断によって問題の所在や問題の解決方法が見いだせる能力を有する。

『汎用的技能』

体育・スポーツ科学の方法論や実践的経験を活かし、学校・企業・地域社会などあらゆる場面において対象や場に応じた適切な判断・指導・行動のできる能力を有する。

『態度・志向性』

体育・スポーツ文化の指導的後継者として学ぶ意欲を持ち続け、また、倫理感や社会的責任感を持って積極的に社会貢献ができる能力を有する。

次に、本学大学院全体では、東海大学大学院学則に定める修了要件及び、本学の「建学の精神」と教育の理念を体現し、修士課程及び博士課程前期、博士課程及び博士課程後期が定める要件（根拠資料 1-9【ウェブ】）を満たすとともに、論文または特定の課題についての研究成果の審査で認められた者に対して学位を授与するとしている。

各研究科においては、修士課程及び博士課程前期、博士課程及び博士課程後期ごとに学位授与方針として、学位の授与にあたって備えるべき「知識・技能・能力」に関する具体的な要件を明示している（根拠資料 1-9【ウェブ】）。研究科レベルにおける3つのポリシーの策定にあたっては、全研究科共通の策定方針や策定内容および書式等の詳細を定めた、「3つのポリシー策定の基本方針（大学院）」を作成している（根拠資料 1-11）。

修士課程の具体例として、人間環境学研究科の「教育研究上の目的及び養成する人材像」と、ディプロマ・ポリシーは次の通りである。

【教育研究上の目的及び養成する人材像】

人間環境学研究科（修士課程）の教育研究上の目的は、違いを対立軸としない新たな価値観に基づく「持続可能な共生社会」を、「環境保全を重視した人間活動と良好な自然環境が両立する自然共生社会、並びに人間と人間が種々の違いを認めつつ文化・習慣・世代などの壁を越えて協同する人間共生社会」と定義し、その基盤となる「真に豊かな人間環境」の実現を目指して、「人間の生き方を再考し、豊かさの本質を問い直す」ことを教育・研究上の理念とします。この理念に基づき、人文・社会・自然科学の枠を超えた学際的な視野で、地域社会との連携を重視した実践的な教育と研究を行うことにより、「従来の固定観念にとらわれることなく人間環境を広い視野で考え、共生社会構築に向けて行動できる人材」を養成することです。

【ディプロマ・ポリシー】

人間環境学研究科（修士課程）では、本学の学位授与の方針に従い、以下の知識・技能・能力を備えたと認められる者に学位「修士（学術）」を授与します。

1. 人間環境に関わる諸問題を多面的に分析することができる能力。

2. 人間環境に関わる諸問題を広い視野で考えることができる能力。
3. 共生社会構築に向けて積極的に行動することができる素養。

博士課程の具体例として、総合理工学研究科の「教育研究上の目的及び養成する人材像」と、ディプロマ・ポリシーは次の通りである。

【教育研究上の目的及び養成する人材像】

総合理工学研究科（博士課程）の教育研究上の目的は、時代の変化に合わせ、世界に向けて情報発信できる高度な研究能力を備え、かつ国際的な広い視野と見識を合わせ持った人間味豊かな研究者、技術者、国際機関職員など各方面でリーダーとして活躍し得る人材を養成することです。

【ディプロマ・ポリシー】

総合理工学研究科（博士課程）では、本学の学位授与の方針に従い、以下の知識・技能・能力を備えたと認められる者に学位「博士（理学）」「博士（工学）」を授与します。

1. 既存の学問領域にこだわらず専門領域の垣根を越えて、世界に向けて情報発信できる高度な研究能力と技能。
2. 国際的な広い視野と見識を合わせ持った、人間味豊かなリーダーとして活躍できる知識・能力。

以上の内容は、複数媒体において公表している。まず、授業要覧（根拠資料 1-13）、大学院要覧（根拠資料 1-17）に掲載するとともに、各授業科目シラバス（根拠資料 4-1【ウェブ】）にも反映している。また、本学オフィシャルホームページ（根拠資料 1-7【ウェブ】、9【ウェブ】）で学内外に公表している。さらに本学オフィシャルページでは情報の得やすさ、理解しやすさに配慮し、3つのポリシーについて集約した画面を展開している（根拠資料 4-2【ウェブ】）。これにより、全学、学部・研究科における3つのポリシーについて分かりやすく学内外に伝えるよう努めている。

加えて、学部ごとに新入生ガイダンスにおいて、学部の特徴や4年間の学びのイメージを伝えるとともに、卒業時に身につける力として、具体的な学修成果を明示・説明している（根拠資料 4-3）。体育学部、健康学部、工学部等では、新入生ガイダンスや学期始めの在学生ガイダンス等でディプロマ・ポリシーについて説明を行っている（根拠資料 1-19、4-4～9）。また情報通信学部、農学部、国際文化学部等では、初年次教育科目である入門ゼミナール等の授業内にて説明を行っている（根拠資料 4-10～17）。

研究科の例としては、総合理工学、生物科学、文学、経済学、人間環境学、体育学、海洋学研究科は、新入生ガイダンス等でディプロマ・ポリシーの説明を行っており、特に体育学研究科、海洋学研究科では、大学院授業内においても説明を行い、学生の周知理解を図っている（根拠資料 4-18～27）。

本学では学位ごとのディプロマ・ポリシーの策定にあたっては、教育政策の企画（Plan）

を担う東海大学教育審議会が「3つのポリシー策定の基本方針」学部版及び大学院版を作成し、その中で「どのような学修成果を達成すれば卒業を認定し学位を授与するのか」という方針を具体的に示すこと、大学全体、大学院全体のディプロマ・ポリシーの内容を踏まえて策定し、整合性を測ること等の留意事項を明記している（根拠資料 1-10、11、2-8）。この方針に沿って、学部・研究科がディプロマ・ポリシーを新規に策定、あるいは改訂する場合は、東海大学教育審議会において内容を点検し、問題があれば修正を指示し、最終的に東海大学教育審議会承認するというプロセスをとることで、ディプロマ・ポリシーの適切性を担保しており、現状の各学位プログラムのディプロマ・ポリシーの内容に問題はない。

ただし、本学ではこれまで、ディプロマ・ポリシーを含む3つのポリシーは、概ね4年に一度変更している大学全体及び当該学位プログラムのカリキュラム（根拠資料 4-28、29）と連動しており、頻繁に改訂すべきものではないという考えから、新規策定または改訂時以外には定期的な内容の点検・評価を必ず行っているとは言えない状況であり、毎年度学部・研究科で実施する点検・評価項目にも含めていなかった。

本年度の自己点検・評価で明らかになったこの課題を解決するため、次年度からは定期的な3つのポリシーの点検・評価スケジュールを策定し、学部・研究科の自己点検・評価と全学の観点からの点検・評価を行う予定である。

なおディプロマ・ポリシーの公表については、本学では情報の得やすさ、理解のしやすさに配慮して適切に公表していると評価できる。

4.1.2. 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針について、体系、教育内容、構成する授業科目区分、授業形態等の内容を適切に設定し、公表しているか。
評価の視点2：教育課程の編成・実施方針とディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に適切な関連性があるか。

本学では、大学全体レベル、学位プログラム（学科）レベル及び大学院全体レベル、研究科レベルにおける全ての学位について、学位ごとにカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）を定め、授業要覧に掲載するとともに、本学オフィシャルホームページにおいても公表し、情報が得やすくなるよう配慮している（根拠資料 1-7【ウェブ】、9【ウェブ】、13、17、4-30【ウェブ】）。

まず、大学全体レベル（学士課程）におけるカリキュラム・ポリシーは、大学全体レベルのディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に基づき、教育課程を区分Ⅰ「現代文明論」、区分Ⅱ「現代教養科目」、区分Ⅲ「英語科目」、区分Ⅳ「主専攻科目」、区分Ⅴ「自己学修科目」の5つに分け、それぞれの区分に属する科目の目的や位置付けを示している（根拠資料 1-7【ウェブ】、9【ウェブ】、13、17）。

このうち区分Ⅰ～Ⅲは、大学全体レベルのディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に定めた力を身につけるため、全ての学部学生が原則として1～2年次に修得すべき科目群（全学共通必修科目）である。たとえば区分Ⅰ「現代文明論」は、文系・理系の領域を融合した幅広い知識と国際性豊かな視野を育成し、教養ある現代市民として調和のとれた文明社会の建設に大きな役割を果たせる人材育成の基盤となる、本学教育課程の核となる科目である

(根拠資料 1-7【ウェブ】)。

学位プログラム(学科)ごとの教育課程の編成・実施方針は、学位プログラム(学科)のディプロマ・ポリシーに基づき、かつ大学全体レベルのカリキュラム・ポリシーに従って策定されている。区分Ⅰ、区分Ⅱ、区分Ⅲ及び区分Ⅴは、原則全学共通として教育課程が編成されており、区分Ⅳ「主専攻科目」は、各学部学科の教育研究上の目的及び養成する人材像、及びディプロマ・ポリシーを具現化するための主たる教育課程として編成されている(根拠資料 1-7【ウェブ】、13)。学生が教育課程を通じてディプロマ・ポリシーを達成するという意識を持ちやすいよう、4.1.3にて後述するカリキュラムマップ、カリキュラムツリーを授業要覧で明示している。これらの教育課程で設定されている教育体系、教育内容、授業科目区分、授業形態等の内容については、授業要覧及びシラバスにて明示され公表されている(根拠資料 1-13、4-1【ウェブ】)。

学士課程の具体例として、体育学部体育学科のカリキュラム・ポリシーは次の通りである。

【カリキュラム・ポリシー】

体育学部体育学科が定めるディプロマ・ポリシーに基づき、以下に示す教育課程を編成し、実施します。

『教育課程・学修成果』

体育学科では、体育・スポーツ科学に関する基礎的・専門的知識やその指導力を有すると共に、論理的な思考・判断によって問題の所在や問題の解決方法が見いだせる能力の修得を目的として、保健体育科教育分野、人文社会科学分野、自然科学分野の三分野から体系的な教育課程を編成します。また、体育・スポーツ科学の方法論や実践的経験に立脚した実践力・指導力を修得し、さらにそれぞれの分野で発展的に専門性を高められる教育課程の構築を図るべく、以下の系統的な科目を設置します。

大学での初年次教育の重要性に鑑み体育学専門基礎の学科目を設置し「基礎身体運動実習 A・B」「保健体育科教育の基礎」「体育・スポーツ科学研究法」「スポーツ人文社会科学の基礎」「身体運動科学の基礎」などを学び、大学で学修する体育・スポーツ科学へと導きます。

アウトドアスポーツ関連領域においては、「アウトドアスポーツ理論及び実習 A~D」「海外アウトドアスポーツ理論及び実習 1・2」など宿泊を伴う野外でのスポーツ活動を通じて、人との繋がりなどの人間関係の構築や社会性を学びます。

保健体育科教育分野からなる保健体育科教育と、人文社会科学分野および自然科学分野からなるスポーツ科学の学科目を、それぞれ設置します。そして、保健体育科教育では、「保健体育授業論」「学校体育概論」を学びます。スポーツ科学では、「社会調査法」と「実験計画法」による研究方法と収集データの処理など研究の基本を学びます。そして、それぞれの実験、演習、実習科目を通じて、専門性・実践力・指導力の強化を図り、身体を多面的に把握・理解する能力の育成を目指します。

体育・スポーツ科学研究の学科目においては、「体育・スポーツ科学研究ゼミナール 1・2」及び「研究発表の技法」を設置し、各分野の講義・実験・実習・演習を平行履修することによって、保健体育教師、スポーツ指導者・研究者に必要な高い専門性の修得を図るとともに、省察能力や課題解決能力の向上を目指します。その集大成として、「卒業研究 1・2」

において研究論文の作成と発表を課題とします。

以上の教育課程の編成により、体育・スポーツ文化の指導的後継者として、倫理感や社会的責任感を持ち積極的に社会貢献ができる能力を修得し、体育・スポーツに関する「専門性」「実践力」「指導力」の高次元での融合を図ります。

『学修成果の評価方法』

体育学科のディプロマ・ポリシーに示されている「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」に関して、ルーブリックによる観点別評価、修得単位数・GPAによる分析評価、授業についてのアンケート等を用いた学生による自己評価により、学修成果の評価を行っています。その集計結果は、FD活動等とおして教育の質向上のためのPDCAサイクルにつなげています。

次に、大学院全体レベルのカリキュラム・ポリシーとして、修士課程及び博士課程前期では、学士課程における学修成果を発展させて、より幅広く深い学識を養い、本学における多様な学術的研究を背景とした基盤的・先端的な専門知識と技能を修得させ、専門分野における研究能力と高度な専門的職業を担うための能力を培う教育を行うために、コースワークとリサーチワークをバランスよく教育課程を編成するという方針を明示している。また博士課程及び博士課程後期では、博士課程前期・修士課程における学修成果を発展させて、本学における多様な学術的研究を背景とした応用的・先端的な専門知識と技能を修得させ、高度で先端的かつ創造的研究をもって国際的に活躍できる自立した研究者を養成するとともに、きわめて高度な専門的職業において指導的役割を担うための能力を培う教育を行うために、リサーチワークを主体とした教育課程を編成するという方針を明示している（根拠資料1-17）。

各研究科（博士課程及び博士課程後期、修士課程及び博士課程前期）におけるカリキュラム・ポリシーは、各研究科が定める教育研究上の目的及び養成する人材像、及びディプロマ・ポリシーを具現化するための教育課程を編成することを目的に策定されている。さらに、各研究科におけるカリキュラム・ポリシーでは、学修成果の評価方法として学位論文審査基準を明記し、大学院生の学修目標としている（根拠資料1-9【ウェブ】、17）。

修士課程の具体例として、人間環境学研究科のカリキュラム・ポリシーは次の通りである。

【カリキュラム・ポリシー】

人間環境学研究科（修士課程）が定めるディプロマ・ポリシーに基づき、以下に示す教育課程を編成し、実施します。

『教育課程・学修成果』

人間環境学研究科では、人間環境を広い視野で考え、共生社会構築に向けて行動できる人材を養成するために、高度な研究能力の育成と幅広い教養を修得できる教育課程を編成しています。人文・社会・自然科学の枠を超えた学際的な視野で、地域社会との連携を重視した実践的な教育を行います。具体には、修士論文研究を含む必修科目に加え、選択科目に理論系及び実践系科目を設け、全ての科目でアクティブラーニングを実施するとともに、コースワークとリサーチワークのバランスのとれた教育を行います。

『学修成果の評価方法（学位論文審査基準）』

学位論文審査基準については、規定の修得単位数の確認、学位論文「可」の確認（最低限以下の3つの条件を満たしていること）、口頭発表の評価の確認に基づき、研究科学学位審査会（研究科教授会）の有資格出席者の半数以上の「可」判定を持って学位審査「合格」とします。

1. 修士論文としての専門性を備え、修士論文テーマに関して、専門以外の学際的視点を含む広い視野から論じられていること。
2. 論文が指定の体裁で作成されていること（体裁については別途定める）。
3. 原則として、在学中に学会等で研究成果を発表していること。

※学会は、日本学術会議協力学術研究団体であることが望ましい。

博士課程の具体例として、総合理工学研究科のカリキュラム・ポリシーは次の通りである。

【カリキュラム・ポリシー】

総合理工学研究科（博士課程）が定めるディプロマ・ポリシーに基づき、以下に示す教育課程を編成し、実施します。

『教育課程・学修成果』

総合理工学研究科では、高度な研究能力の育成と幅広い教養を修得させます。既存の学問領域にこだわらず専門領域の垣根を越えた教育・研究環境を実現するため「総合理工学専攻」として1つの専攻としています。専攻には9つのコースがありますが、研究課題に挑戦し専門性を高めて行く過程で、コースの範囲を超え、総合理工学専攻という大きな枠の中で広い視野を持って学び、教員とともに複合的・横断的に研究を展開することを目指した研究・教育を行います。具体的なリサーチワークとコースワークは、以下のとおりです。

1. 専門領域の垣根を越えた複合的・横断的研究環境によるリサーチワーク
2. 指導教員が担当し、研究能力の高度化を目指す専門科目「専修ゼミナール」
3. 様々な分野の教員が担当し、幅広い教養を習得させる共通科目「共同ゼミナール」

『学修成果の評価方法（学位論文審査基準）』

学位申請論文は、その内容が学位申請者によって実施された研究に基づく新規かつ独創的で信頼性のある概念や事実の報告であり、当該研究分野の発展に貢献するものであること。さらにその内容の一部または全部が、当該分野の有力な学術団体で発行した査読付き学術論文として公表、または公表が決定していることを要します。提出された学位論文は、主査1名を含め計5名以上の審査委員によって予備審査が行われます。予備審査で学位申請可と判断された学位論文は研究科学学位申請受理判定委員で論文審査手続き開始の判定を行います。判定可となった学位論文について公聴会を行い、またディプロマ・ポリシーに示されている知識・技能・能力等についての審査を行います。規定の授業受講時間数の確認、学位論文審査結果の確認、試験結果の確認に基づき、研究科学学位審査会（研究科教授会）の有資格出席者の3分の2以上の「可」判定をもって学位審査「合格」とします。

以上の内容は、授業要覧（根拠資料 1-13）、大学院要覧（根拠資料 1-17）に掲載するとともに、本学オフィシャルホームページ（根拠資料 1-7【ウェブ】、9【ウェブ】）で学内外に公表している。また学部・研究科では、カリキュラム・ポリシーについて学生の理解を促す取り組みを行っている。たとえば児童教育学部、体育学部等では、新入生ガイダンスや学期始めガイダンス等にて説明を行い（根拠資料 4-3、4）、国際文化学部等では、初年次教育科目である入門ゼミナール等の授業科目内にて説明を行い、より一層の周知理解を図っている（根拠資料 4-15）。

研究科においても、総合理工学、生物科学、文学、経済学、人間環境学、体育学、海洋学研究科では新入生ガイダンス等にて説明を行っており、特に体育学研究科では、大学院授業内においても説明を行い、周知理解を図っている（根拠資料 4-18～26）。

4.1.1でも述べたように、本学では学位ごとのカリキュラム・ポリシーの策定にあたっては、東海大学教育審議会が策定する「3つのポリシー策定の基本方針（学部・研究科）」に基づいて行う（根拠資料 1-10、11）。学位ごとのカリキュラム・ポリシーについては、大学・大学院全体レベル、学位プログラムレベルにおいて策定されているディプロマ・ポリシーを実現する整合的、系統的、体系的なカリキュラムとなっていること、ポリシー間の整合性を保持すること等の留意点を明示している。この方針に沿って、学部・研究科がカリキュラム・ポリシーを新規に策定、あるいは改訂する場合は、東海大学教育審議会において内容を点検し、問題があれば修正を指示し、最終的に東海大学教育審議会で承認するというプロセスをとることで、カリキュラム・ポリシーの適切性を担保しており、現状の各学位プログラムのカリキュラム・ポリシーの内容に問題はないと思われる。

ただし、4.1.1でも述べたように本学ではこれまで、3つのポリシーは大学全体及び当該学位プログラムのカリキュラムと連動しており、頻繁に改訂すべきものではないという考えから、新規策定または改訂時以外には定期的な内容の点検・評価を行っておらず、毎年度学部・研究科で実施する点検・評価項目にも含めていなかった。しかしそれでは学部・研究科等が改訂の必要性を認識しない限り、3つのポリシーの点検・評価ができないという課題がある。本年度の自己点検・評価で明らかになったこの課題を解決するため、次年度からは定期的な3つのポリシーの点検・評価スケジュールを策定し、学部・研究科の自己点検・評価と全学の観点からの点検・評価を行う予定である。

なおカリキュラム・ポリシーの公表については、本学では情報の得やすさ、理解のしやすさに配慮して適切に公表していると評価できる。

4.1.3. 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科の教育課程編成において、以下の項目を適切に措置しているか。

1. 教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
2. 教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
3. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定

4. 個々の授業科目の内容及び方法

5. 授業科目の位置づけ（必修、選択等）

6. 各学位課程にふさわしい教育内容の設定

（〈学士課程〉初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等

〈修士課程、博士課程〉コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせさせた教育への配慮等）

7. 教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を適切に実施しているか。

各学部学科・研究科では、それぞれのディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム・ポリシーに従って、各学位課程にふさわしい授業科目を体系的に開講している。

学士課程においては、文理融合の幅広い教養と、グローバル化し、価値観が多様な現代社会にあつて自らの考えを持ち、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、改善していく自主性や創造性を身につけるため、「現代文明論（区分Ⅰ）（2単位）」「現代教養科目（区分Ⅱ）（12単位）」「英語科目（区分Ⅲ）（4単位）（2022年度入学生より）」を必修科目として設定するとともに、「自己学修科目（区分Ⅴ）」にも選択科目として専門系科目及び教養系科目を幅広く開講している。

科目の設置にあたっては、学部学科では「学科目」、研究科では「分野・領域」を定めて、専門分野の学問体系を明確にしているとともに、科目グレードナンバー及び、カリキュラム体系図（カリキュラムツリー、履修モデル）によって順次性、体系性を細かく担保している（根拠資料 1-13、17）。

各授業科目は、各学部学科・研究科が定めるディプロマ・ポリシーならびに、専門とする学問分野の体系性などにに基づき、必修科目、選択必修科目、選択科目として位置づけている（根拠資料 1-13）。各授業科目は、東海大学学則に基づき、授業形態に従った単位数を設定し、修得すべき内容に必要な授業内容と時間数（予習・復習を含む）をシラバスにも明示し、適切な単位を担保している。さらに、各授業科目の目的・学修内容、科目の学修成果目標（ラーニングアウトカム）、開講学期、グレードナンバーや先修条件の設定、他科目との関連などの情報は、全てシラバスに記載し公表している（根拠資料 4-1【ウェブ】）。

大学院においては、カリキュラム・ポリシーに沿って、修士課程及び博士課程前期ではコースワークとリサーチワークのバランスを考慮して教育課程を編成し、博士課程及び博士課程後期の開講科目は、リサーチワークを中心として教育課程を編成している（根拠資料 1-17）。大学院における各教育課程の内容、授業科目内容や授業形態などは、授業要覧及びシラバスに明示し公表している（根拠資料 1-17、4-1【ウェブ】）。さらに、各研究科学位課程において、それぞれ研究指導計画を定め、大学院生に対して適宜公表説明を行っている（根拠資料 4-31、32）。

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育として、1年次生全員に冊子「キャリアガイドブック（キャリアデザイン編）2023」（根拠資料 4-33）を配布し、全学共通開講科目である入門ゼミナールBなどの初年次教育科目の中で、利用を推進している。

体系的な教育課程の編成の具体例として、体育学部の例を以下に記載する。

体育学部では、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに即して、必修科目、選択必修科目、選択科目を位置づけ、各授業科目の目的・内容、授業の到達目標、開講年次や開講学期、グレードナンバーや先修条件、授業の形態（講義・実技・ゼミナール）、関連科目などを設定している。「学部共通基礎科目」では体育学・スポーツ科学領域における基礎的・入門科目を網羅して配置している。各学科では、大学での学修についての導入として「初年次教育科目」を設定し、2年次までは体育・スポーツ・健康・レジャー・マネジメントに関連する基礎的内容を学び、3年次・4年次で開講される専門的な内容へ発展させている（根拠資料 4-34～38）。授業科目は順次性、体系性をもって、体育学としてのまとまりと各学科の専門性を活かして配置しており、授与する学位「学士（体育学）」にふさわしい学修成果を身に付けることができる教育課程を編成している。

次に大学院の教育課程の編成の例として、体育学研究科について記載する（根拠資料 1-17）。

体育学研究科（体育学専攻）の博士課程前期では、必修の「基礎科目」として体育学の各領域の概論を学修する「スポーツ科学総論A（文化社会科学・医科学）」と「スポーツ科学総論B（実践スポーツ科学）」を設けている。次に博士課程前期に必要な人文科学系と自然科学系の研究法の基礎を学修するため「体育・スポーツ科学研究法A」「体育・スポーツ科学研究法B」を必修の「共通科目」としている。さらに分野別に専門性を深化させるため、「スポーツ文化社会科学」、「スポーツ医科学」、「実践スポーツ科学」という3つの区分を設け、それぞれに講義科目と演習科目を配置している。また修士論文を作成する力を修得するため、指導教員による研究ゼミナールである「体育学研究1～4」を必修科目としている。各授業科目はコースワークとリサーチワークのバランスを考慮し、順次性、体系性をもって配置しており、授与する学位「修士（体育学）」にふさわしい学修成果を身に付けることができる教育課程を編成している。

体育学研究科（体育学専攻）の博士課程後期でも、研究領域の多様性を認識して広い視野を持ち、体育・スポーツ科学に求められる社会課題を考察できる応用的な力を修得する「スポーツ科学研究理論」（必修）および研究方法を学修する「スポーツ科学研究法」（必修）と、博士課程前期と連続する3つの領域ごとに講義科目（選択）と演習科目（選択）を配置している。さらに、博士論文の作成に関する研究指導を受ける「体育・スポーツ科学特別研究1～4」（必修）を設けている。各授業科目はコースワークとリサーチワークのバランスを考慮し、順次性、体系性をもって配置しており、授与する学位「博士（体育学）」にふさわしい学修成果を身に付けることができる教育課程を編成している。

教育課程の編成における全学レベルのPDCAサイクルは次の通りである。まず、教育課程の編成における全学共通の基本的な方針や規則等の詳細に関しては、東海大学教育審議会において審議決定する。東海大学教育審議会は「カリキュラム編成・運用ガイドライン（根拠資料 4-29）」を作成し、各学部・学科は、本ガイドラインに従って教育課程の編成を行う（医学部等一部学部学科を除く）。

教育課程は、ディプロマ・ポリシーを達成するために設定したカリキュラム・ポリシーを具現化したものである。本学の学士課程においては、ディプロマ・ポリシーと授業科目との

関連の適切性の確認及び明示のために、2022 年度よりカリキュラムマップの作成と公表を行っている（根拠資料 4-39）。カリキュラムマップは、大学全体レベルのディプロマ・ポリシー及び各学科が教育分野に即して定めた学位プログラムレベルのディプロマ・ポリシーと、各授業科目との関係性を明示するものとなっている（根拠資料 2-18）。また、カリキュラムにおける各授業科目の体系性及び、基本的な履修の順序を表わしたカリキュラムツリー及び履修モデルを作成し、カリキュラムの適切性及び体系性の確保を図っている（根拠資料 1-13）。

全学内部質保証組織として、大学評価審議会は「教育の内部質保証マニュアル」を策定し、その中でカリキュラムマップの機能や作成方法を説明している。カリキュラムに関する適切性の点検・評価は、毎年度、学部及び研究科が自己点検・評価を行い、「自己点検・評価報告書（全学）」を大学評価審議会に提出している。提出された報告書の内容は、大学評価審議会の下部の専門委員会である内部質保証推進委員会が点検・評価し、その結果を各学部・研究科の評価委員会にフィードバックしている（根拠資料 2-29、37）。各学部・研究科のカリキュラムマップを点検・評価した結果、全体的な傾向として、大学全体レベルのディプロマ・ポリシーのうち、講義系の科目では「自ら考える力（学習力）（思考力）」が比較的多くなっているものの、学位プログラムレベルのディプロマ・ポリシーに関しては、各項目を身につけるための授業が適切に配置されているものと評価できる。

以上のことから、本学では学位ごとに授業科目を順次的、体系的に配置した教育課程を編成しており、各教育課程は教育課程の編成・実施方針と整合し、授与する学位にふさわしい内容であり、ディプロマ・ポリシーに示した学修成果の修得ができる適切な教育課程であると評価できる。

4.1.4. 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において、授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うために、以下の項目について適切に措置しているか。

1. 各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置
（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
2. シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
3. 授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知（追加）
4. 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間 や 学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用 等）
5. <学士課程>
 - ・学習の進捗と学生の理解度の確認
 - ・適切な履修指導の実施
 - ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学

習課題の提示

- ・ 授業形態に配慮した1授業あたりの学生数

6. <修士課程、博士課程>

- ・ 研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示と、それに基づく研究指導の実施

7. 各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

※covid-19 への対応報告を追加【必須】

各学部・研究科等は、通常の教育課程や教育方法に加え、covid-19 への対応・対策として、教育内容、教育方法、成績評価等の一連の教育活動においてどのような工夫を講じたかを記述。また、こうした教育活動の効果についても記述。

【単位の実質化を図るための措置】

本学学士課程における卒業単位数は124 単位（医学部医学科除く）であり、各科目の設定単位数は授業形態により、講義・演習科目は週1 コマ100 分14 週で2 単位、実験・実習・実技科目は週1（2）コマ200（400）分14 週で1（2）単位と設定している（根拠資料 1-6）。

本学では、学部学生が1 学期に履修できる上限単位数を定めるキャップ制を採用している（根拠資料 4-40）。2021 年度入学生までは1 学期あたり24 単位としていたが、2022 年度入学生より、予習、復習に必要な時間数に鑑み通常授業期間の履修登録の上限単位数を20 単位、夏期・春期休暇中に集中的に授業を行うセッション期間の上限単位数を4 単位へと変更した。また、児童教育学部児童教育学科、工学部航空宇宙学科航空操縦学専攻及び医工学科、医学部医学科及び看護学科については、学生が取得を目指す資格によって、上限単位数を変更している（根拠資料 4-40、41）。なお、通算GPAが3.80 以上の学生（最大4.30）については、通常授業期間の履修登録の上限単位数を24 単位に緩和する制度として運用してきた。しかし、対象となる学生が3セメスター経過した2023 年度春学期に制度の見直しを行った結果、学生が高い学修意欲を維持し継続的に学修を進めるためには、通算GPAだけでなく、学期GPAが3.80 以上となる場合にも上限単位数の増加を認める必要があると判断し、2023 年度秋学期から制度を変更して運用を開始している（根拠資料 4-42）。

また、大学院各学位課程における修了要件単位数は、修士課程及び博士課程前期（2年間）で30～36 単位、博士課程（前後期5年間）で30～48 単位と定めているが、1 学期に履修できる単位数の上限設定は設けていない。研究科では学生の研究計画に合わせた個別指導を重視しており、指導教員が「研究指導計画書」（根拠資料 4-31）を活用し、研究指導スケジュール（根拠資料 4-32）に沿って、個々の学生に合わせた履修指導と研究指導を行っている。

また、学士課程、修士課程、博士課程の全ての授業科目について、シラバスの授業スケジュール欄において授業回ごとに予習・復習の内容及び時間を記載しており、授業科目の単位数に適した学習時間を確保するよう学生に指導することで単位の実質化を図っている。

【シラバスの内容、実施、改訂】

各学部・研究科において、シラバスは全科目で公開されている。本学のシラバスは、学生・大学院生が授業の内容や方法について事前に知ることができるよう詳細な記載項目を設けており、具体的には科目の要旨・概要、科目キーワード、科目の学修成果目標（ラーニングアウトカム）、成績評価の基準・方法、課題・試験・レポート等のフィードバック方法、教科書、参考図書・その他の教材、授業スケジュール、各回における予習・復習、担当教員への連絡方法などを明示している（根拠資料 4-1【ウェブ】）。さらに、当該授業科目は大学全体のディプロマ・ポリシー、学位プログラムのディプロマ・ポリシー（主専攻科目）に定められた学修成果のうち、とくにどの項目を身に付ける科目なのかもシラバスを見れば分かるように明示している。シラバスの記載内容は学長室（教学担当）がガイドラインを定め、常任教務委員会を通じて学部・研究科等に周知している（根拠資料 4-43）。

シラバスは、各学科・研究科等で教務委員や評価委員等が精査し、承認した上で公開される。シラバスは毎年度作成しており、授業内容の変更等に対応している。さらに、「授業についてのアンケート」を全ての授業で実施し、授業内容とシラバスとの整合性の確保についても検証している（根拠資料 4-44～47）。2023年度春学期のアンケートにおける授業内容とシラバスの整合性に関する設問の回答結果は、全学平均で5点満点中4.36、学部による平均値の差もあまりないことから、全学的にシラバスに沿った授業が行われていると言える。アンケート結果は担当教員だけでなく学科長・研究科長にも送付し、学科・研究科における自己点検・評価の資料としている。

【学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び方法】

本学では全学的にTIPS（Tokai Information Portal Site）を活用し、学生は授業要覧、シラバス、時間割、その他教学に関する情報をこのポータルサイトから得られるようになっている。また、本学では授業支援システム（Open LMS）も全学的に導入しており、学生はシステムを通じて履修中の授業担当教員からの連絡を受けたり、資料のダウンロード、課題提出、タスク管理等をオンラインで行うことができる（根拠資料 4-73）。

シラバスには、毎回の予習・復習の内容と時間、レポート課題や試験などに関するフィードバックの方法について記載している（根拠資料 4-1【ウェブ】）。

また本学の授業では、アクティブラーニングも積極的に活用している。全学共通の必修科目である「地域理解」「国際理解」「シティズンシップ」「入門ゼミナールA・B」や、区分Ⅴの全学共通の選択科目である「社会的課題の理解と探求A・B」「社会参加の方法と実践A・B」ではアクティブラーニング型の授業が行われ、各学部学科ではゼミナール科目を開講している。また湘南キャンパス1号館のGlobal AGORAや19号館のラーニングコモンズ等、アクティブラーニングを促進する施設の整備も行っている（根拠資料 4-49【ウェブ】、51【ウェブ】）。

以上のような全学的な取り組み以外に、学部・研究科でもそれぞれの専門分野やカリキュラムの特性に合わせて、学生の学習を活性化するための方法や授業運営、研究指導等に取り組んでいる。

以下に児童教育学部、健康学部、国際文化学部、生物学研究科の例を記載する。

【児童教育学部】

学期毎に教員が全学生と面談カウンセリングを行い、学科のディプロマ・ポリシーに定めた7つの学修成果のうち、2～3項目を、当該セメスターにおける目標に設定している。選択された学修成果については、実際にどのようなアクションを行うのかを明示してもらい、教員と学生とのコミュニケーションのもと、実現可能なプランを「目標」に出来るようにしている（根拠資料 2-17(4 児童教育学部)）。

【健康学部】

健康学部の初年次教育の特徴として、全教員が関わる「健康学概論」と「フィールドワークA、B」がある。教員がワーキンググループを組織し、授業全体を通して健康学の総合性に到達するように設計されている。また2022年度にはオリジナル教材となるテキストも作成した(根拠資料 4-48)。

さらに、講義科目と学外活動の往還を通じて学習意欲や学習内容を深め、健康学部のディプロマ・ポリシーでもある未来の健康社会の実現に必要な実践的な能力を有する人材育成のために、1年次からフィールドワークA、Bでの学外活動を強く奨励している。学習到達度テストでは、「健康学部の学びや研究を活かしたキャリア形成の展望を持つ」という回答が84%、「健康社会の創造に向けて、自ら行動を起こすことができる」という回答が76%に及んでいる（根拠資料 4-50）。

学部独自の取り組みとして、2022年4月より「カリキュラム振り返り評価レポート」を毎年作成し、学部としての初年次教育から専門教育、卒論研究への一連の展開状況を可視化している（根拠資料 2-33）。さらに、卒業前には「学修到達度テスト」を実施し学生の学習状況を分析している(根拠資料 D-50)。

最終学期には全学生が卒論発表会にて卒業論文・卒業研究を発表している。優秀な研究を行った学生を教員投票で選出し、卒業研究優秀賞として表彰するとともに、研究成果をキャンパス内にポスターで展示している（根拠資料 2-17 (6 健康学部)）。

【国際文化学部】

国際文化学部では、「授業は学生と教職員が共創するもの」との前提に立ち、効果的な教育の実践を目指している。その取り組みとして、2023年度春学期に学生向け授業アンケートを独自に実施し、学生から授業について改善すべき課題を挙げてもらった。その改善すべき課題を学部の教授会構成員が参加するFD報告会で共有した結果、日々の授業において留意すべき点が明確になった(根拠資料 4-52 p.14)。

また2023年度春学期末には、地域創造学科及び国際コミュニケーション学科の1年次生を対象にFD学生モニターミーティングを実施し、高校と大学における授業の違い、大学の授業の魅力と改善点について教員と意見交換を行った。その結果をFD報告会において学部所属教員と共有し、授業の改善点を明らかにすることができた(根拠資料 4-52 p.14)。またFD学生モニターミーティングの様子は東海大学新聞に掲載され、大学内に発信することができた(根拠資料 2-17 (24 国際文化学部)、4-53)。

【生物学研究科】

生物学研究科（修士課程）では、限られた教員数の中で学生のニーズに合った教育課程の内容となるように、18 科目中 8 科目において専門分野の近い複数教員によるオムニバス授業を開講している。これらの科目においては、担当教員間で授業内容の摺り合わせを行い、教育効果の最大化に向けた改善を行っている（根拠資料 2-17（43 生物学研究科））。

その他にも本学には次のような制度やプログラムがある。まず本学は主専攻以外の分野の体系的学修により複眼的な思考能力を持った問題発見・解決型の人材育成を目指し、副専攻制度を導入している。さらに、キャンパス間留学制度（根拠資料 4-54【ウェブ】）、海外研修航海（根拠資料 4-55【ウェブ】）、チャレンジプロジェクト（根拠資料 4-56【ウェブ】）などは、本学独自に開講されているプログラムであり、様々な学部から学生が参加し、活動することで学生の成長が期待できる。とくに海外研修航海は、本学が所有する海洋調査研修船「望星丸」に全国のキャンパスから応募した学生が乗船し、船上での共同生活を体験しながら諸外国を訪問するプログラムで、1968 年度から継続して実施している。新型コロナウイルス感染症の影響により 2020・2021 年度は中止となったが、2022 年度は国内航路にて再開し、2023 年度は海外航路で実施予定である。

本年度における副専攻制度（副専攻+特定プログラム）の春学期終了時点の認定者は、120 名（2022 年度 390 名）であった（根拠資料 4-57、58）。キャンパス間留学制度利用者数は、春semester 3 名、秋semester 8 名（2022 年度 24 名、2021 年度 8 名、2020 年度 9 名、2019 年度 25 名）であった（根拠資料 4-59）。2022 年度の海外研修航海の研修学生は 84 名であった（根拠資料 4-60）。チャレンジプロジェクト参加学生数は、1157 名（2022 年度 1275 名、2021 年度 1081 名）であった（根拠資料 4-61、62）。

また、本学では海外留学にも力を入れている。海外派遣留学プログラムでは、短期留学と中期・長期留学それぞれで多様な留学先があり、授業料の補助や奨学金が受けられるコースも多い。2023 年度は協定留学先として世界 20 カ国、38 大学・機関、66 コースの留学プログラムを準備し、188 名の学生が参加している（根拠資料 4-63）。

【学修の進捗や理解度の確認、履修指導、修学支援等】

学士課程では、学生の適切な履修を促すため、授業要覧にカリキュラムマップ、カリキュラムツリー、履修モデルを掲載している。学部・研究科では毎学期の授業期間開始前に新生ガイダンス、在学生ガイダンス（学年別）を実施し、教育課程の説明や、それぞれの学年向けに履修上の注意事項等を説明している（根拠資料 4-64）。学士課程では学科ごとに履修相談日も設け、個別相談に応じている。また授業期間中には全ての教員が週 1 回の曜日時間をあらかじめ決めて「オフィスアワー」として学生に公表し、学生からの質問相談を受けている（根拠資料 4-65【ウェブ】）。

全ての学部学科で学期ごとに、学修状況に課題がある学生に対して学修指導面談を行っている。原則として学期 GPA が 2.00 未満、または最低修得単位数を満たしていない学生に対して、指導教員が面談して生活面も含めた学生の状況を聴き取り、履修科目や学習方法等のアドバイスを行っている（根拠資料 4-66）。

また湘南キャンパスでは、理工系基礎教育科目（数学・物理学・化学）の学習支援のための S-N a v i、言語学習の支援のための L-N a v i も開設している。

2022 年度より学士課程において、教育の内部質保証に資する施策として、各授業科目においてディプロマ・ポリシーの観点別に具体的な評価方法、評価基準を示した共通ルーブリックの作成・公表と、毎回の授業で修得すべき学習成果を明示したうえで学生の理解度を把握するために授業詳細（コマ）シラバスと授業理解度調査の導入を図っている（根拠資料 2-19）。共通ルーブリックは、2022 年度カリキュラムの開講科目について作成し、授業詳細（コマ）シラバスと授業理解度調査は、2022 年度カリキュラムの完成年度である 2025 年度までに全教員が 1 科目以上で実施するという目標を達成するよう取り組んでいる。

2023 年度における本取組状況としては、23 学部が実施している。特に、児童教育学部、理学部、法学部、体育学部及び生物学部では、共通ルーブリックは 100%という高い導入率となっている（根拠資料 4-67）。授業詳細（コマ）シラバス及び授業理解度調査については、2022 年度の実施教員率は 13.39%であったが、2023 年度の実施教員率は 22.97%に上昇した（根拠資料 4-68）。実施率は上昇したものの目標達成には至らないので、引き続き大学評価審議会から導入を呼びかけていく。

学士課程の授業における履修者人数については、英語必修科目などは学習効果を考慮して、1 クラスの履修人数を 40 名程度と設定している。各学部学科の専門科目においては、講義科目では履修推奨セメスター在籍学生数や、単位の取得状況などを勘案し、適切な履修者数で授業が実施できるよう調整・配慮している。また、実験・実習系の科目では、実験室の容量や実験機材の数量などから、履修学生数を予め設定している場合がある。なお、2022 年度と 2023 年度の授業形態別の平均履修者数は、講義科目で約 35 名、実験・実習系科目で約 20 名となっている（根拠資料 4-69）。

大学院各学位課程においては、これまで研究指導教員からの研究指導により多くの学位が授与されている。2017 年度認証評価及び 2021 年度改善報告検討結果において指摘を受けた研究指導計画や年間スケジュールの作成・明示については、2023 年度現在、全研究科にて改善がなされていることを、大学評価審議会にて確認している（根拠資料 4-70）。

【学部・研究科における教育の実施に関して大学として行っている支援、全学内部質保証推進組織等の関わり】

各学部・研究科における教育の実施に関して大学として行っている支援としては、教員ガイドブック（教学編）やシラバス入力要領の策定と配布、各種アンケート結果の提供、授業方法に関わる F D 研究会の実施等がある。教員ガイドブックには授業の実施に関するルールや授業支援システム等のツールの情報が掲載されている（根拠資料 4-71）。「4 つの力」アセスメントや授業についてのアンケートには、授業外の学修時間を尋ねる設問項目が設けられている。また本学では全学的に F D 活動を推進しており、授業改善のための研修会や研究会を開催している。たとえば 2023 年度には「授業設計の基礎知識」（根拠資料 4-72）、「授業で活用しよう！ Open LMS 講座（基礎編）」（根拠資料 4-73）などを含む多様な F D 研究会・研修会を実施している。

各学部・研究科における教育の実施の自己点検・評価は、大学評価審議会の指示により、「自己点検・評価報告書（学部・研究科）」を作成して大学評価審議会に提出している。提出された「自己点検・評価報告書（学部・研究科）」は、大学評価審議会の下部の専門委員会である内部質保証推進委員会にて点検・評価し、フィードバックを行っており、全学的な

課題については、大学評価審議会で「大学評価審議会活動報告書」としてとりまとめ、学長へ答申を行っている（根拠資料 2-8）。また点検結果に基づき、「教育の内部質保証マニュアル」を改訂している（根拠資料 2-18）。

以上のように各学部・研究科は教育研究上の目的やディプロマ・ポリシーに定めた学修成果を達成するため、カリキュラム・ポリシーと整合した授業形態、内容、方法で教育を実施し、履修指導や学修指導面談、研究指導等も実施している。また全学としても学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じており、適切であると評価できる。

※covid-19 への対応報告（大学全体）

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などが発令された 2020 年度、2021 年度のコロナ禍における授業運営は、ライブ型やオンデマンド型の「遠隔授業」を中心に行ってきた。そして、2022 年度からの授業は、すべての授業時間数を面接（対面）で行う「面接授業」と、すべての授業時間数のうち少なくとも半分の時間数を面接（対面）で行う「ブレンド型：面接授業」（根拠資料 4-74）により授業を行うことを基本とした。実際の授業運営については、「遠隔授業」を活用した授業も増えたことから、科目ごとに「面接授業」と「遠隔授業」のどちらで授業を実施するか調査し、適切に管理しながら運用を行ってきた。

以上の状況を経て、2023 年度は、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の 5 類感染症に位置付けられたことから、授業の対応について、授業は、「面接授業」を基本として行うこととし、コロナ禍前の授業実施体制に戻して授業を運営している。

一方で、コロナ禍を経て、その有効性や活用の可能性が高まった「遠隔授業」についても、前年度同様に、適切な管理をしながら活用していく方針としている。前述のとおり、全ての科目について「面接授業」または「遠隔授業」のどちらで授業を行うか管理しながら、「遠隔授業」を活用してきた。2023 年度は、2022 年度に実施した 1 年間の結果を踏まえて、実態や今後の活用計画等を含めて、再度調査を行い、問題点や課題の把握と、適切な運用体制を維持しながら、今後も、感染症対策を進めながら、現在の授業実施体制を継続していく計画である（根拠資料 4-75、76）。

4.1.5. 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を行うにあたって、以下の項目を適切に措置しているか。

1. 単位制度の趣旨に基づく単位認定
2. 既修得単位の適切な認定
3. 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
4. 卒業・修了要件の明示
5. 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2：学位授与を行うにあたって、以下の項目を適切に措置しているか。

1. 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示

2. 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
3. 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
4. 適切な学位授与
5. 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

本学においては、学士課程及び大学院における成績評価、単位認定及び学位授与に関しては、関連規定・内規等に従い全学共通の制度のもと運用されている。

学部の学生はキャップ制のもと各科目を履修登録し、受講の上、試験等を経て合格した場合に単位が認められ、修得単位数として積算する。また、他大学からの編入学生や既卒者に対しては、既修得科目の科目名称や内容と、入学する当該学部学科の科目との整合性を学部学科で精査の上、学部教授会の議を経て科目と単位が 60 単位を超えない範囲で単位認定を認めている（根拠資料 1-6）。

大学院各学位課程においても、単位の認定は単位制度の趣旨に基づき、学士課程同様に適切に行われている。大学院における、既修得単位の認定は 15 単位を超えない範囲で研究科教授会の議を経て認定され、その他学則で定める単位認定等により認められる単位数の合計と合わせて 20 単位を超えない範囲で認めている（根拠資料 1-8）。

各授業科目の成績評価の客観性及び厳格性を担保するために、シラバスに成績評価の基準を明記している（根拠資料 4-1【ウェブ】）。またシラバス入力要領に、授業の出席は成績評価の前提であり、出席点は評価基準に含めることはできないことや、「総合的に評価する」といった評価方法、評価配分が曖昧な記載はしないことというルールを明記し、成績評価の厳格化を図っている（根拠資料 4-43）。

さらに 2022 年度より、学士課程における学修成果の評価基準の明確化のために、ディプロマ・ポリシーの観点別に評価方法、評価基準を明示した大学共通の書式によるルーブリック（共通ルーブリック）の作成を呼びかけている。作成方法や書式を「教育の内部質保証マニュアル」に明示し、シラバス作成時に共通ルーブリックを作成・添付するよう教員に促している（根拠資料 2-14 pp. 14、16(共通ルーブリック)）。2023 年度の自己点検・評価では、全 23 学部でルーブリックを導入しているが、導入率は学部によって差があることが分かった。そこで 2024 年度シラバス入力要領で、教員にルーブリックの作成を呼びかけている。また大学として、学生への成績公表後に成績質問期間を設けており、この期間中に学生は授業担当教員に成績評価について質問することができる。

卒業・修了要件については、学則ならびに授業要覧に明示している（根拠資料 1-6、8、13、17）。

学位授与については、東海大学学部教授会規程（根拠資料 4-77）に基づき、各学部の教授会において修得単位数、学位論文の提出と口頭発表及び口頭試問等の審査結果等に基づいて審議し、卒業判定案を作成する。各学部から提出された判定案に基づき、学部長会議メンバーによる「卒業判定会議」を開催して最終的な決定を行うという手続により、学位授与を適切に行っている（根拠資料 4-78）。

上記に関する例として、工学部の取り組みを記載する。

工学部では、学位授与判定対象者に関するディプロマ・ポリシーに沿った主専攻科目修得状況等の詳細な資料が各学科より提出される（根拠資料 4-79）。それをもとに学科長、教務

委員が参加する予備判定会議（根拠資料 4-80）で議論し、学位授与の可否案を作成している。さらに、工学部としての学位授与の判定案を作成し、教授会にて審議、決定する（根拠資料 4-81）。また、卒業不可者に関しても、全学期および直近の学期の単位修得状況を参考に、学位授与に向けた学習方法や履修指導を行っている（根拠資料 4-82）。

大学院各学位課程での学位論文審査では、カリキュラム・ポリシーに基づき、各研究科で学位論文審査基準を定めている。この審査基準は、カリキュラム・ポリシーに明示し、大学院要覧（根拠資料 1-17）、本学オフィシャルホームページで公表している（根拠資料 1-16）。学位論文審査においては、研究科・専攻にて複数の大学院指導資格教員（博士課程及び博士課程後期の場合、学位論文審査委員会）による校閲と公聴会、あるいは口頭発表（修士課程及び博士課程前期）により審査を行う。最終的には、各研究科教授会における判定（論文審査投票）を経て、大学院運営委員会にて学位授与の決定を行う（根拠資料 4-83、84）。

以下に、農学研究科における単位認定、学位授与の手続を記載する。

農学研究科では、シラバス詳細の「成績評価の基準・方法」において科目ごとの成績評価及び単位認定に関して記載している（根拠資料 4-85）。授業内容の理解度や達成度は、レポート、質疑応答及びプレゼンテーションで判定するケースが多く、個別試験を課すこともある。受講態度など授業に取り組む姿勢の積極性も評価対象としている。なお、農学研究科では独自の授業アンケートを実施しており、専攻長が検証したところ、授業内容・進捗や分量・授業方法の評価は、5段階評価ですべて4.08以上であった（根拠資料 4-86）。学位論文の審査は、基準にしたがった厳密な資格審査の上、「研究科教授会」の審議・承認を経た主査1名と副査2名で構成される学位審査委員会によって行われる。学位審査委員会は学位論文の審査及び関連学力試験を行い、学位授与の「可否」案を研究科教授会に提出する。さらに、修士学位論文発表会での公開發表後、「研究科教授会」にて厳格な審査を行った上（根拠資料 4-87）で大学院運営委員会にて学位認定がなされ、修士の学位を授与している。

学部、研究科の自己点検・評価報告書（学部・研究科）を内部質保証推進委員会で点検した結果、成績評価、単位認定はシラバスやルーブリックに定めた基準にしたがって厳格に行っており、とくに問題がある学部、研究科はなかった。また、学部、研究科のいずれにおいても明確な手続と体制によって学位授与を行っており、適切であると評価できる。

4.1.6. 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標を、適切に設定しているか。

評価の視点2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発に取り組んでいるか。

評価の視点3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり。

本学では、大学全体レベル、学部・学科レベル、授業科目レベルにおいて、学修成果に関する評価を行うため、アセスメント・ポリシー（根拠資料 1-7【ウェブ】）を定めている。学士課程における学修成果を測定するための指標は、各授業の成績評価、取得単位数、GPA、外部英語力テスト（GTEC）などを設けている。また、各学士課程における学修成果を可視化する取り組みとして、大学全体レベルのディプロマ・ポリシーである「4つの力（12

構成要素)」と紐づけた「4つの力」のアセスメント（ジェネラルスキルテスト）を1年次及び3年次に実施し、学修成果の把握を図っている（根拠資料 4-88）。この「4つの力」アセスメントの結果は、大学全体、学部・学科、受験者個人ごとに集計分析され、各組織、個人に解説付きでフィードバックされている（大学全体、学部学科における結果は、「4つの力」アセスメント全体傾向報告書（2023）（根拠資料 2-30）参照）。また「授業についてのアンケート」を積極的に全科目にて実施、その集計・分析結果を各教員にフィードバックしている（根拠資料 4-44、45）。さらに、学位（学士）授与数、卒業時アンケート、キャンパスライフアンケート、就職率・就職先調査等を実施し、学修成果の把握に努めている（根拠資料 4-89）。

学修成果の把握の具体例として2022年度の「卒業にあたってのアンケート」では、入学時と現在の自分を比べて身についたと考える力について、授業その他のどのような活動を通じて身に付いたかを尋ねている。学士課程のディプロマ・ポリシーで定めた「4つの力」についてはいずれも「卒業論文・研究・製作、ゼミ」を選択した回答が最も多く、次に多かったのが「授業（主専攻科目）」であった。その他では「授業（一般教養・全学共通科目・副専攻等）」、「就職・進学活動（インターン等）」、「学生会活動（各種委員会・部活動等）」も一定数の回答がある。

また本学では全ての学位プログラムにおいて、3つのポリシーの中で学修成果の評価方法を定めている。たとえば児童教育学部児童教育学科では、教員や保育者などの専門職として活躍するだけでなく、広く子どもに関わる各分野（公務員、一般企業）において、身につけた人間性や能力を活用して、これからの社会に貢献する人材、共生社会の実現を目指す人材を養成するという目的のもと、学修成果として7項目を設定し、各授業における観点別の評価によって達成度を測定しており、育成する人材像と学修成果、評価方法が整合している。

また生物学研究科では、生物学に関する専門的知識、特に生物の生理的機構に関する知識、生物多様性に関する解析やその保全、生物資源の維持・開発に関する知識を修得し、実践的に活用できる人材を養成するという目的に沿って、3つの能力をディプロマ・ポリシーで示し、学修成果の評価方法として学位論文審査基準を定め、論文審査と公開形式による口頭発表及び質疑応答により達成度を評価しており、育成する人材像と学修成果、評価方法が整合している。

以上のように大学全体で学修成果の測定指標を設定し、学位プログラムごとにも学修成果の評価方法を定めている。ただ、学部・研究科の専門分野の特性、学生に求める学修成果の内容と、指標や把握・評価方法との関連性についての全学的な点検・評価は行えていない。4.1.1と4.1.2で課題とした、3つのポリシーの全学的な点検・評価を実施する際に、学修成果の指標や把握・評価方法についての点検も実施する。

学修成果を把握及び評価するための方法の開発については、2020年度までは教育支援センターが行っていた。改組により教育支援センターがなくなり、2021年度からは、大学評価審議会の下部の専門委員会である内部質保証推進委員会において、学修成果の把握と評価を図るためのツール等の導入を図ってきた。具体的には、学士課程では、カリキュラムマップ、シラバスの改善、大学共通ルーブリックの導入、授業詳細シラバス（コマシラバス）と授業理解度調査の導入などの施策を推進している（根拠資料 2-19）。大学院では、研究指導スケジュールおよび「研究指導計画書」の作成の徹底化、カリキュラム・ポリシーにおい

て学修成果としての学位授与に関する詳細な要件、学位審査の方法等の明文化の徹底を図っている。

ただ、2022年度の全学的な改組により、学生に対する各種アンケートや「4つの力」のアセスメントの実施・分析を担う部署が複数に分かれることになり、大学全体として現在の指標や調査・分析方法を見直し、改善・開発を行う機能が弱くなった。そこで2023年度は、大学評価審議会のなかに「学習成果の可視化の指標に関するワーキング」を設置し、各種アンケートの設問の適切性や調査の実施方法、結果の分析方法について議論を開始した（根拠資料 4-90、91）。

また、2022年度に卒業生調査がなされていないという問題、課題があったため、2023年度に内部質保証推進委員会が主導し、本学としては初めて卒業生調査を実施した（根拠資料 4-92）。2023年11月までを調査期間としているため、結果の集約は2023年度内に行う予定である。

学修成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わりとしては、学部・研究科から提出された「自己点検・評価報告書（学部・研究科）」を、大学評価審議会から指示を受けた内部質保証推進委員会で点検・評価し、その結果、学修成果の把握や評価がされていない場合は、大学評価審議会から学部・研究科にフィードバックしている（根拠資料 2-29）。2023年度の学部の自己点検・評価報告書（学部）から明らかになった課題として、研究科では、学位論文の口頭発表等を通じて学修成果を把握しているが、学部においては、一部の先進的な事例を除いて学修成果の把握・評価に十分に取り組めていない点が挙げられる。具体的な把握・評価の取り組みの好事例を全学で共有するなど、大学としての助言や支援が必要である。

以上のことから、本学では、学修成果を測定するための指標や評価方法は設定しているが、それらの適切性についての全学的な点検、学修成果の把握・評価方法の開発・改善への取り組み、学部・研究科等に対する大学としての助言や支援等に関して、多くの課題がある。大学として、学修データ分析結果の学部・研究科への提供や、学修成果の把握・評価について先進的な取り組みをしている学部・研究科等の好事例の共有を行うとともに、学生自身が成績やGPAだけでなく、観点別の学修成果を確認できるようなシステムの導入についても検討していく。

4.1.7. 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：各学位課程において学習成果の測定結果を適切に活用し、教育課程及びその内容、方法の適切性を定期的に点検・評価しているか。

評価の視点2：自己点検・評価結果及び外部評価に基づいた改善・向上が行われているか。

毎年度、各学部・研究科の評価委員会は、教育課程の内容、方法の適切性の点検・評価及び、改善・向上に向けた取り組みをどのように行っているかという観点から自己点検・評価を実施し、その結果を「自己点検・評価報告書（学部・研究科）」に記載し（根拠資料 4-102）、大学評価審議会に提出している。各学部・研究科の評価委員会から提出された「自己点検評価報告書（学部・研究科）」の検証は、大学評価審議会の下部の専門委員会である内部質保

証推進委員会が行い、その結果を大学評価審議会に報告している。また、全学的な教育課程については、学長室（教学担当）が学長室（教育支援担当、評価担当）と協議して点検・評価を行い、その結果を「自己点検・評価報告書（全学）」の基準4に記載し（根拠資料 4-103）、大学評価審議会に提出している。提出された報告書は、大学評価審議会の下部の専門委員会である自己点検・評価委員会で点検・評価し、その結果を大学評価審議会に報告している。

以上のように、各学部・研究科及び学長室（教学担当）から提出された「自己点検・評価報告書（全学）」は、2つの専門委員会で分担して点検し、その結果を各学部・研究科、学長室（教学担当）にフィードバックしている。また、学外委員を含む大学評価審議会では全学的な観点から長所や課題を審議し、その結果を学長に報告している（根拠資料 2-8、37）。

次に学部での学修成果の評価と教育の改善・向上の例として、国際文化学部の取り組みについて述べる。

国際文化学部では、「4つの力」のアセスメントの活用と学部独自のディプロマ・ポリシーアセスメントを実施し、学修成果の点検・評価結果を教育の改善・向上に結び付けている。

第一に、大学ディプロマ・ポリシーに関する学修成果を測定する「4つの力」のアセスメント結果については、学生各自が大学のポータルサイト（TIPS）からダウンロードし、PROG強化書に基づいて自己分析ができるようになっている。さらに国際文化学部ではアセスメント結果についての学生向け説明会を実施することに加え、指導教員による学修指導に活用している（根拠資料 4-93、94）。第二に、国際文化学部では2022年度秋学期より、「ディプロマ・ポリシーアセスメント用ルーブリック」及び「ディプロマ・ポリシーアセスメントシート」を用いて、学部の卒業研究履修学生全員を対象に、ディプロマ・ポリシーの要素別に「ディプロマ・ポリシーアセスメント」を実施した（根拠資料 2-34、35）。この結果は2023年4月のFD報告会において学部長が所属教員と共有し、比較的達成度の高いディプロマ・ポリシーの要素と達成度の低い要素を明確にした上で、達成度の低い要素の改善を2023年度の目標とした（根拠資料 2-36 p.2）。

また研究科の例として、総合理工学研究科の取り組みを示す。総合理工学研究科では、年度末のコース長会議において研究科の教育課程及びその内容、方法の適切性の点検・評価及び、改善・向上に向けた取り組みの状況に関する議論と次年度の運営方針の決定を行っている。これに基づき2023年度には、国際会議や国際論文投稿の活性化のため、総合理工学研究科教員が担当する共同ゼミナールの講義を全て英語、また日英併用としたり、希望する学生に対してオンライン英会話の受講を支援する取り組みを実施した。また、アントレプレナーシップの考え方、および社会課題をどのように捉えて自ら行動を起こすかを解説し、日ごろの研究成果を課題解決や社会実装に繋げる意識を持てるよう、「アントレプレナーシップと研究成果の活用共同」と題する講義をURA教員の協力を得て共同ゼミナールで実施した（根拠資料 2-17（26 総合理工学研究科））。

学部・研究科だけではなく、全学としても様々な改善・向上の取り組みを行っている。ただし、下記の例は、大学評価審議会から学長への提言が起点になった事例ではなく、東海大学教育審議会、学長室（教学担当）、大学評価審議会、学長室（教育支援担当）が課題を把握し、改善・向上に取り組んだ例である。

まず、東海大学教育審議会では、基準2でも述べたように、全学の教育政策に関する企画

および改善策の策定(Plan、Action)を担う。東海大学教育審議会では、概ね4年ごとに行われるカリキュラム編成にあたり(根拠資料 4-28、29)、教育課程の改善に向けた方向性や枠組みなどを策定している。2022年度のカリキュラム編成にあたっては、2018~2019年度に東海大学教育審議会で議論を重ね、改組改編を行う新たな学部・学科の教育目標をより効果的に達成できるようにすることや効率的な教室利用、教員負担の軽減等の観点を踏まえて「2022年度カリキュラム編成の全体的枠組みについて」を作成して学長に答申している。それを受けて2019年度の第4回学部長会議では、学長から説明がなされた(根拠資料 4-95)。これにより、2022年度カリキュラムの特色の一つとしては、初年次に履修する全学共通必修科目として、アカデミック・スキルの修得と学科専門科目への導入を目的とする「入門ゼミナールA・B」を新設した。

東海大学教育審議会は、「現代文明論」の改善策も立案してきた。本学では建学の精神及び教育理念を具現化した科目として「現代文明論」を、全ての学生が修得すべき全学共通必修科目に位置付けている。しかし、キャンパス間で授業内容の相違や、大教室で数百名規模の学生に向けた講義を行うことによる授業運営の負担の大きさや学生の集中度・理解度の低下等といった課題が、現代文明論運営委員会で確認された。そこで2017年から東海大学教育審議会で審議し(根拠資料 4-96)、具体的な改革案について現代文明論企画委員会において検討を行った(根拠資料 4-97)。検討の結果、授業内容・運営方法を大幅に変更することとした(根拠資料 4-98)。2019年度から開始した新しい「現代文明論」の授業内容・運営方法の主な改善点は下記の通りである。

- ・内容の標準化：各キャンパスで異なっていたシラバスを全学で統一
- ・開講形態：大講義室で数百名以上の学生が受講する形態から、授業支援システムを用いたオンデマンド型授業へと変更
- ・授業構成：現代文明論企画委員会が作成した共通動画と、各回のテーマに即した専門領域を研究する本学教員による講義という2部構成で構成とする
- ・学生の参加を高める工夫：講義の途中で学生が回答する理解度調査を複数回設定
- ・採点・成績評価：手書きのレポートから、授業支援システムでのレポート作成・提出に変更し、授業運営担当者と採点者の負担を軽減

なお2023年度春学期修了時に実施した「現代文明論修了時アンケート」では、「あなたは、持続的な社会を目指し、明日の歴史を担う強い使命感と豊かな人間性を持ちたいと思えますか?」と「あなたは、「文系」「理系」の枠にとらわれずに、自身の専門分野とは異なる分野についても積極的に学んでいきたいと思えますか?」という設問に対し、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた回答がどちらも80%以上という結果であり、大学レベルのカリキュラム・ポリシーの区分I「現代文明論」で定めた「文系・理系の領域を融合した幅広い知識と国際性豊かな視野を育成し、教養ある現代市民として調和のとれた文明社会の建設に大きな役割を果たせる人材育成」を反映した授業であると評価できる(根拠資料 1-39)。

また、学長室(教学担当)は単位の実質化や成績評価基準の明確化による学生の学修の活性化のため、シラバスの記載項目を改善してきた(DPとの結びつきの明示、予習・復習内容の記載、教員への連絡方法の記載など)。現在検討中の課題としては、2022年度入学生よ

り、単位制度の実質化を目的に、通常授業期間の履修登録の上限単位数を20単位としたが、例えば、「卒業研究」の履修を許可する修得単位数などの条件が、実際の学生の単位修得状況に即していない可能性もあり、調査と見直しを行っている。また、セッション開講科目（夏期休暇、春期休暇中の集中授業）に開講する科目の開講数が少なく、学生の学修機会が制限されていることから、開講科目の増加について再度検討を行っている。

さらに、大学評価審議会としても改善に向けた取り組みを行っている。2022年度の学部の自己点検・評価報告書（学部）を点検した結果、授業詳細（コマ）シラバスと授業理解度調査の実施率が低いことが明らかとなったので、全学向けのFD・SD研修会を開催し、学修成果の評価とそれを教育の改善に結びつける内部質保証プロセスについて教職員への理解浸透を図った（根拠資料 2-19）。

最後に、教育改善にかかわるFD活動も積極的に実施している。各学部・研究科が把握した課題については学部・研究科のFD委員が中心となってFD研修会・研究会を実施し、教育課程、内容や方法の改善を図っている（根拠資料 4-99、100）。「授業についてのアンケート」の集計・分析結果は、各教員のみならず、学内で公開されており、FD活動などを通して改善の取り組みがなされている（根拠資料 4-44～47、99、100）。また、「授業についてのアンケート」をもとに、学生が選ぶ良い授業に対して「Teaching Award」表彰を行い、教育の改善・向上に対するインセンティブとしている（根拠資料 4-101）。

4.2. 長所・特色

本学では、建学の精神に立脚し、物質文明と精神文明とが共に調和のとれたあるべき21世紀の文明社会の建設に寄与する人材を育成するための基盤科目として、「現代文明論」を全学共通必修科目とし、大学全体の教育課程の中核と位置付けている。「現代文明論」のシラバスに記載しているように、現代の世界規模で前例のない深刻な諸問題は、様々な要因が複雑に絡まり合って発生しているため、ある一つの学問領域の視点だけで問題の本質を理解することや解決策を見出すことは非常に難しくなっている。そこで「現代文明論」では、「文系」「理系」という枠組みを超えて、特定の学問分野にとらわれない、柔軟で学際的・複眼的な思考を身に付ける重要性を学生に伝えようとしている。このような科目の性質上、社会と学問の変化・発展に応じて授業内容を定期的に見直す必要性があり、また、多様な学部学科に所属する全学生が履修することから、授業運営方法についても課題があった。そこで本学では、「現代文明論」についてより適切で教育効果の高い授業内容・運営方法とするための検討を行い、2019年度に大幅な改訂を行った。今後も定期的な見直しと改訂を行い、建学の精神を体現した「現代文明論」を時代に合わせた形で開講していく予定である。

また本学では、2022年度に全国のキャンパスで学部の新設・改組を実施し、それとともに新たなカリキュラム編成を行った。大学評価審議会では、これとタイミングを合わせ、ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの整合性、学位授与の適切性、各授業科目における成績評価の適切性等について自己点検・評価を行うため、カリキュラムマップや共通ループリック等の導入を促進してきた。2022年度カリキュラムの学修成果の把握・評価や課題の抽出・分析は、これから行っていくことになるが、そのために必要な準備はかなり進んだといえる。

4.3. 問題点

学位プログラムごとの3つのポリシーについては新規策定、改訂時に東海大学教育審議会の内容を点検しているが、定期的な点検・評価は実施していなかったため、来年度の自己点検・評価において実施する。

4.1.6と4.1.7で示した通り、学修成果の把握・評価に基づいて点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつけるという取り組みについては、学部・研究科によって取り組み状況に差がある。とくに各種の指標に沿って集めたデータの分析と課題の抽出については各学部・研究科への大学からの支援が必要と思われる。

4.4. 全体のまとめ

本学学士課程では大学（学部）全体、大学院全体、及び、全ての学位ごとに、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を適切に策定し、授業要覧や本学オフィシャルホームページにて公表している。また、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程における教育課程の基本的要件（順次生、体系性、単位設定等）を満たし、かつ学士課程では、初年次教育や教養教育と専門教育の適切な配置等、大学院ではコースワークとリサーチワークの適切な配置などを考慮して、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を具現化した教育課程を体系的に編成している。

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置として、通常授業期間の履修登録単位数の上限を1学期20単位（2022年度入学生より）に制限するとともに、予習・復習の内容や時間をシラバスに明記することにより単位の実質化を図っている。また、シラバスの内容については定期的に改善を図り、記載内容の充実と高度化に努めている。学生への履修指導や学修指導は、学期始めの履修指導日や、毎週のオフィスアワーを活用している。さらにGPAが2.00未満あるいは修得単位数が少ない学生に対する学修指導面談を行っている。なお、2023年度においては、学生の学修意欲を継続させるため、成績要件を満たした学生に対する履修登録単位数の制限緩和の条件の見直しを行い、秋学期からの運用を開始している。大学院では、研究指導計画及び年間スケジュールを全研究科各学位課程において策定し、指導・公表を行っている。

成績評価及び単位認定においては、その客観性、厳格性を担保するために、成績評価基準の明確化と公表、単位制度の趣旨に従った単位認定の必要要件の明確化と公表を行っている。また、大学院全研究科各学位課程における学位論文審査基準並びに審査手続きは、授業要覧及び教育課程の編成・実施方針に明記されており、各研究科において厳格に実施され、大学院運営委員会でも最終的な審査承認手続きがなされている。

学位授与方針に明示した学修成果の把握及び評価のために、授業科目ごとに「授業についてのアンケート」を実施し、その集計結果を教員自身と、学部長・研究科長に提供している。さらに学士課程のディプロマ・ポリシーである、「4つの力（12構成要素）」と紐づけたジェネラルスキルテスト「4つの力のアセスメント」を全学部の1年次及び3年次生に実施、その集計・分析結果から学修成果の把握に努めている。また、学位プログラムレベル及び授業科目レベルでは、カリキュラムマップ、共通ルーブリックの導入、授業詳細（コマ）シラバス、

授業理解度調査の導入推進を図っている。

全学の教育課程や内容、方法の改善・向上策の立案については、東海大学教育審議会が担当し、カリキュラム編成・運用ガイドラインや、現代文明論の改革案を策定してきた。

学位ごとの教育課程及びその内容、方法の適切性については、毎年度、各学部・研究科の評価委員会が自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検・評価報告書（学部・研究科）に記載し、大学評価審議会に提出している。学部・研究科から提出された報告書の検証は内部質保証推進委員会が行い、その結果を大学評価審議会に報告している。学部・研究科等には「授業についてのアンケート」や「4つの力のアセスメント」等の結果を提供しているが、現状では学修成果の把握・評価に基づく自己点検・評価と、点検・評価結果を踏まえた改善・向上策の立案、実施というサイクルが十分有効に機能しているとは言えないので、改善に向けて取り組んでいく。

[第5章] 学生の受け入れ

5.1. 現状説明

5.1.1. 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点 2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

1. 入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
2. 入学希望者に求める水準等の判定方法

本学では、大学全体レベルと大学院全体レベル、学科レベル及び研究科レベルにおける全ての学位について、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を設定している。

大学全体（学士課程）のアドミッション・ポリシーでは、本学の「建学の精神」と教育理念に共鳴する以下の者を国内外から広く受け入れるとしており、具体的に次の学生像を示している。

1. 大学で学ぶに相応しい学力を有し、明日の歴史を担う強い使命感のある者
2. 豊かな心と健やかな体の育成に努めると共に、自分の個性を伸ばす意志のある者
3. 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、社会に貢献する志のある者

そして大別された入試種別ごと（総合型選抜、学校推薦型選抜、学力選抜）にも、その特性に沿ったアドミッション・ポリシーを定め、入学希望者に求める水準と判定方法も示している。

次に、大学院全体におけるアドミッション・ポリシーでは、「修士課程及び博士課程前期」及び「博士課程及び博士課程後期」の各研究科が掲げるディプロマ・ポリシーに基づく教育を受けるために必要な学力を有する者で、本学の「建学の精神」と、以下に示す「求める大学院生像」を理解し、高い学問的探求心と研究意欲をもつ者を国内外から広く受け入れるとしている。

【求める大学院生像】

1. 専門に対応できる基礎力と応用力、及び幅広い視野を有し、自ら学ぶ意欲を持つ者
2. 高度専門職業人として、調和のとれた文明社会の建設に大きな役割を担う意欲のある者
3. 広く自らの世界観・歴史観を持ち、諸現象を多面的に捉えて考える意思のある者

さらに大学院入試別（一般入学試験、推薦入学試験）にもアドミッション・ポリシーを定め、入学希望者に求める水準と判定方法を示している。

以上の大学全体、大学院全体のアドミッション・ポリシーは、出願資格、選考方法・基準等とともに「入学試験要項」に明記し、本学オフィシャルホームページで公表（一部のサイトは条件つきで公開）している（根拠資料 5-1～9、12～14、16、17、19、20【ウェブ】）。なお、学力選抜における試験科目や、総合型選抜・推薦型選抜で課す口述試験内容については、「東海大学 入試情報」にとりまとめ、「入学試験要項」に先行して公表しており、受

験生が準備・学習する時間を十分に確保できるよう配慮している（根拠資料 5-23 p. 11【ウェブ】）。

学位プログラムごとのアドミッション・ポリシーは、東海大学教育審議会が作成する「3つのポリシー策定の基本方針」（学部版、大学院版）に基づき策定している（根拠資料1-10, 11）。「3つのポリシー策定の基本方針」では、アドミッション・ポリシーの策定にあたり、教育・研究上の目的及び養成する人材像、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの一貫性を考慮することを求めており、上記に示した大学全体、大学院全体の方針についても改めて明示することで、各ポリシーの連関や整合性を担保するよう努めている。策定にあたっては、第2章でも述べたとおり、各学部・研究科が作成した内容を東海大学教育審議会が点検・評価し、その適切性を確認している。

アドミッション・ポリシーの内容は、学科・研究科ごとに、入学者に求める学生・大学院生像を示すとともに、求める知識・技能・思考力・判断力・表現力・態度、学科・研究科の特性に沿った入学前の学習歴や学力水準、能力等も明示している（根拠資料 1-15【ウェブ】）。

学部の例として、健康学部健康マネジメント学科のアドミッション・ポリシーでは、入学者に求める思考力・判断力・表現力が「文系の知識・技能と理系の知識・技能のどちらかに偏ることなく学ぶことによって、健康と社会について、柔軟に思考・判断し、自らの考えを発信できること」であることを明示し、求める知識・技能として、英語・国語・社会・数学・理科の各教科で求める水準を示している（根拠資料 1-15【ウェブ】）。実際にこれらの知識・技能を測るため、一般選抜、文系・理系学部統一選抜、大学入学共通テスト利用選抜で当該教科を試験科目として課しており、「入学試験要項」にも明記している（根拠資料 5-1【ウェブ】）。

大学院の例として、体育学研究科（修士課程、博士課程）のアドミッション・ポリシーでは、「求める大学院生像」を、「体育学研究科で定めている学位授与のために求められている能力を、身に付けられると期待できる基礎学力が十分にある人材」とし、具体的に入学者にもとめる知識・技能・能力として、博士課程前期では、1. 体育学分野の専門的な情報・知識を得るために必要な英語の語学力、2. 体育学分野の専門的な学修をするために必要な学部レベルの十分な基礎学力、博士課程後期では、1. 体育・スポーツ科学領域の専門的な学修をするために必要な修士課程レベルの十分な基礎学力、2. 当該分野における極めて高度な知識・技能を有し、独創性・創造性に富んだテーマを持って研究を遂行する意欲、3. 研究により得られた知見や技術、及びその過程で得られた能力を社会へ還元する意欲、4. 体育・スポーツ科学領域の専門分野の情報・知識を得るために必要な英語の語学力と示している。以上の力を判定するために課す試験科目は「大学院入学試験要項」に明記している（根拠資料 5-19【ウェブ】）。

以上のように本学では大学全体と大学院全体、及び学位ごとのアドミッション・ポリシーはディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの連関する内容となっており、学生に求める学力、能力、態度やその評価方法を明確にしている。

大学、大学院全体及び学位ごとのアドミッション・ポリシーは、授業要覧（根拠資料1-13）、大学院要覧（根拠資料 1-17）に掲載し、本学オフィシャルホームページ（根拠資料1-7、9【ウェブ】）でも学内外に公表している。

本学では学位ごとのアドミッション・ポリシーの策定にあたっては、教育政策の企画

(Plan) を担う東海大学教育審議会が「3つのポリシー策定の基本方針」学部版及び大学院版を作成し、その中で「アドミッション・ポリシーの本質は、大学、学部、学科、専攻、課程において策定されている教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、養成する人材像を実現することのできる入学者を選抜するための方針であり、受け入れる学生に求める「学力の3要素」の基準を示すことが必要である」等の留意事項を明記している（根拠資料 1-10）。

この方針に沿って、学部・研究科がアドミッション・ポリシーを新規に策定、あるいは改訂する場合は、東海大学教育審議会において内容を点検し、問題があれば修正を指示し、最終的に東海大学教育審議会で承認するというプロセスをとることで、アドミッション・ポリシーの適切性を担保しており、現状の各学位プログラムのアドミッション・ポリシーの内容に問題はない。

ただし、本学ではこれまで、アドミッション・ポリシーを含む3つのポリシーは、概ね4年に一度変更される、大学全体及び当該学位プログラムのカリキュラム（根拠資料 4-28、29）と連動しており、頻繁に改訂すべきものではないという考えから、新規策定または改訂時以外には定期的な内容の点検・評価を行っておらず、毎年度学部・研究科で実施する点検・評価項目にも含めていなかった。しかしそれでは学部・研究科等が改訂の必要性を認識しない限り、3つのポリシーの点検・評価ができないという課題がある。

本年度の自己点検・評価で明らかになったこの課題を解決するため、次年度からは定期的な3つのポリシーの点検・評価スケジュールを策定し、学部・研究科の自己点検・評価と全学の観点からの点検・評価を行う予定である。

なおアドミッション・ポリシーを含む3つのポリシーは、本学オフィシャルホームページで公表しているが、学科・研究科ごとに同一のページにまとめて掲載することで、その関連性を把握しやすいよう配慮している。以上のことから、学生の受け入れ方針の公表について、適切であると評価する。

5.1.2. 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点 2：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点 3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点 4：公正な入学者選抜の実施

1. オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施

評価の視点 5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施

1. オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の顧慮等）

※covid-19への対応報告を追加 【必須】

入試において、covid-19 への対応・対策のような措置を講じたかを記述。

【学生募集方法及び入学者選抜制度の設定】

入学者選抜制度の情報は「入学試験要項」及び「東海大学 入試情報」等を本学オフィシャルホームページで公開（一部のサイトは条件つきで公開）し、広く情報提供している（根拠資料 5-1～9、12～14、16、17、19、20、23【ウェブ】）。また、留学生への配慮として、本学オフィシャルホームページでは英語での情報提供を行っており、大学院国際方式入学試験では和文の他に英文の「入学試験要項」を作成して、学生募集を行っている（根拠資料 5-22、24【ウェブ】）。

本学は、「建学の精神」に基づき、専門だけにとらわれることなく幅広い視野をもち、自ら考えることで未来を切り拓く多様な人材の育成を目指しているが、このことに共鳴し自ら学ぶ意欲をもった者を求めることをアドミッション・ポリシーとして、以下の学生募集活動を行っている。学生募集に係る業務全般については、学長室（広報担当）が中核となり様々な募集活動を展開している。具体的な募集活動として、各キャンパスで実施するオープンキャンパスや進学相談会等において広く情報提供を行っている（根拠資料 5-25【ウェブ】、26）。また、本学オフィシャルホームページでは、受験生のみならず高校教員も対象とした「東海大学会員サイト」を展開しており、最新情報の配信や資料請求の受付等を Web 上で行うことで、時間や場所を問わず必要な情報を随時収集できる環境を整えている（根拠資料 5-27【ウェブ】）。

本学ではオープンキャンパスや進学相談会等に従事する担当者を各部門・部署が派遣し、全学的な協力のもと募集活動にあたっている。各部門・部署から派遣された担当者を入学アドバイザーとして指定し、研修会の実施やOJT等を通じて募集活動のノウハウを共有し、人材育成を行っている。各担当者の知識やスキルを十分に向上させてから募集活動に携わらせることで、受験生等に正確で的確な情報提供や助言ができる体制を組織的に構築し、募集活動の適切性を担保している（根拠資料 5-28、29）。

学部での例として、児童教育学部では高等学校における説明会や模擬授業に教員を派遣し、学部の特徴や養成プログラムについて説明している。海洋学部でも高等学校と連携して特別講座を開催している。学部の教員が高校生と直接対面し応対することで、より具体的に大学での教育内容をイメージさせると共に、養成する人材像等の理解を促し、アドミッション・ポリシーに基づく学生募集に取り組んでいる（根拠資料 5-45、46）。

大学院での例として、生物学研究科では大学院通信を年 4 回発刊し大学院生の活動状況を伝えることで、研究科の教育活動に対する理解の醸成を図り、アドミッション・ポリシーに合致した学生の獲得に取り組んでいる（根拠資料 5-47）。

アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜を具現化するため、学士課程では一般選抜、文系・理系学部統一選抜、大学入学共通テスト利用選抜、公募制学校推薦型選抜、指定学校推薦型選抜、総合型選抜、留学生選抜、付属学校推薦型選抜など多様な入試制度を設けている。修士・博士課程においても、一般入学試験、推薦入学試験、社会人入学試験を設けている。各入学者選抜では、個別学力試験、面接審査、小論文審査、調査書等を用いて、アドミッション・ポリシーに基づく基礎学力を判定し、選抜している（根拠資料 5-1～9、12～14、16、17、19、20【ウェブ】、5-10、11、15、18、21、22）。具体例として、教養学部芸術学科では、アドミッション・ポリシーに基づく「芸術に関する基礎的な知識や実践能力」を判定するため、公募制学校推薦型選抜の面接試験では自作作品の提示を課しており、一般選抜の

専門試験では演奏やデッサン等を課している（根拠資料 5-1、8【ウェブ】）。国際学部国際学科では、アドミッション・ポリシーに基づき「英語」の知識や「表現力」等を判定するため、総合型選抜学科課題型の第二次選考の面接試験において、英語による質疑応答を行っている。また、課題発表<プレゼンテーション>に際しては「あなた自身の言葉で」語ることを強調して求めており、受験生自身の個性を引き出す質問を通して、自らの考えを表現できる力を確認している（根拠資料 5-2【ウェブ】）。

学生の受け入れや学生募集の方法に関する方針は、学長を議長とする入試戦略会議で審議している。入試戦略会議で策定された方針に基づき、入学者選抜制度の改正やその他の付託事項等については、学士課程及び修士・博士課程より選出された委員で構成される入試企画委員会が審議している。同委員会では、アドミッション・ポリシーを踏まえて様々な視点から入学者選抜制度を点検・評価することで、その適切性が担保されていることを定期的に確認している（根拠資料 5-30【ウェブ】）。また、入試企画委員会で決定した事項は学部長会議及び大学院運営委員会での承認を経て、学長・理事長の承認を得ることで、法人全体としてのガバナンスが機能しその適切性を担保している（根拠資料 5-30【ウェブ】）。

【授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供】

授業料等については、高等教育の修学支援新制度に基づく支援はもとより、各種奨学金制度を整備して経済的支援を行っている。授業料及びその他の費用、奨学金制度については、「入学試験要項（根拠資料 5-1～9、12～14、16、17、19、20【ウェブ】）」に列記し、本学オフィシャルホームページで公開（一部のサイトは条件つきで公開）することで、幅広く情報提供を行っている。

【入学者選抜の運営体制】

入学者選抜に係る業務全般については、主管部門である学長室（入試担当）が担っている。入学者選抜の実施、判定、制度改正に関与する組織及び業務分掌は規定として整備することで、責任所在を明確にするとともに、その権限や役割を適切に履行することを遵守している（根拠資料 5-31、32）。

入試業務運営全般の統括責任組織として学長を本部長とする入試運営本部を設置し、そのもとに入学者選抜の実施組織として、入試担当部長を本部長とする入試実施本部を置き、円滑な入学者選抜を実施できる体制を構築している。さらに、全ての入学者選抜において、学長を委員長、学部長等を委員とする入試判定委員会を開催し、公正な合否判定を行っている。入試問題の作成は、入試担当部長を本部長とする出題・採点本部が管理しており、同本部は採点業務全体についても統括している。出題・採点本部のもとには教員で構成される入試問題作成部会を置き、試験問題の作成・校正を行っている。また、入試問題作成部会とは別の教員で構成される入試問題編集部会を設置し、入試問題作成部会が作成・校正した問題の妥当性等を点検することで、出題ミスを防ぐ体制を整備している（根拠資料 5-31、32）。

【公正な入学者選抜の実施】

公正な入学者選抜を実施するため、「入学試験要項」には試験上の注意として試験当日の持参品・所持品の取扱い等について明記するとともに、不正行為と判断される行為や本学の

対応についても明記している。また、オンラインにおける入学者選抜を実施する際には、受験生以外の同席を認めず、必要に応じて Web カメラを 360 度廻して室内環境を確認するなど、不正防止に取り組んでいる（根拠資料 5-1～9、12～14、16、17、19、20【ウェブ】、5-33）。

学長室（入試担当）では、入試種別ごとに「実施要領」を作成し、実施の準備から試験当日の実施手順、試験監督者の台詞、不正行為発生時の対応方法等を細かく規定することで、様々な形式で実施される入学者選抜が均質でミスなく遂行できるよう管理している（根拠資料 5-34）。なお、入学者選抜終了後、各試験場から報告書の提出を義務付けており、そこで挙げられた課題や問題点は学長室（入試担当）で検討し、翌年の「実施要領」に反映させることで、入試運営がより公正で円滑に遂行できるよう改善に取り組んでいる。また、学力選抜では科目間の難易度の差による有利・不利をなくし公平に入学者選抜を実施するため、一般選抜、文系・理系学部統一選抜（前期・後期）の科目ごとに得点を偏差値化した判定点の合計点を総合点とし、合否判定を行っている（根拠資料 5-1 p. A-13【ウェブ】）。

学力選抜の入試問題については、試験終了から入試判定委員会までの間に学外機関に外部チェックを依頼し、出題ミスがないか点検している。点検の結果、学外機関から出題ミスの可能性について指摘を受けた場合は、入試問題作成部会の責任者を中心に当該設問の妥当性について精査・検証を行う。出題ミスが判明した場合は、速やかに文部科学省に所定の形式で報告するとともに、本学オフィシャルホームページで公表している。このように、入試問題を迅速に点検・検証し、出題ミスを入試判定委員会開催までの間に早期に発見できる体制を整え、合格発表前に採点上の対応を講じることで受験生に不利益が発生することのないようにしている（根拠資料 5-35【ウェブ】）。

大学院の推薦入学試験においては、全研究科の推薦基準を本学オフィシャルホームページで公表している（根拠資料 5-48）。（海洋学研究科では、日本国内の大学を卒業見込みの者で、学業成績の通算 GPA が 3.0 以上であることを推薦基準のひとつとして掲げているが、GPA が算出不可能な場合等は出身大学の学科において成績が上位 40% 以内であることを示す書類の提出を求めるなど、代替基準についても詳細に規定し公表することで、推薦入学試験制度の透明性を高め、公正性を担保している。

【入学希望者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施】

合理的な配慮を必要とする入学希望者に対しては、「東海大学の障がい学生支援に関する取り組みについて」を基本方針として対応している（根拠資料 5-36【ウェブ】）。具体的には、受験及び修学上の合理的配慮を必要とする場合は、「入学試験要項」に記載されている内容を確認して指定期日までに申し出ることになっており、要望内容に対しては本学で対応可能な特別配慮内容をインクルージョン推進室と協議の上で回答し、入学希望者が本学の特別配慮内容について理解し、了承した上でお願いいただいている。このような取り組みにより、入学後スムーズに就学できるよう支援している（根拠資料 5-1～9、12～14、16、17、19、20【ウェブ】）。

オンラインにおける入学者選抜においては、通信環境の不具合に備えて、受験生には予備の通信機器を用意するよう指示している。しかしながら、不測の事態により入学者選抜を実施することが困難な場合は、試験時間の繰り下げや試験の延期等の対応措置を講じるこ

で、受験機会を公平に確保できるよう取り組んでいる（根拠資料 5-33）。

以上のように、各種広報活動及び学部・研究科の教員も参画した多角的な取り組みや高大連携企画、組織的な入学者選抜制度の点検・評価を通じて、学生の受け入れ方針と整合がとれた募集活動と制度設計ができています。また、入学者選抜にあたっては学内規定を整備し、規定に基づく適正な入試運営や入試ミスの防止、公平性の担保にも取り組むことができています。したがって、公正かつ適切な学生募集及び入学者選抜になっていると評価している。

※covid-19への対応報告

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、これまで「オンライン」を活用した入学者選抜を企画・実施してきた。発熱又は新型コロナウイルス感染症に罹患した等の理由により受験できない場合には、別日程での受験や特別措置による別入試への振り替え又は追試験への出願を可能とした（2023年度入試実績：別日程受験者14名、振り替え出願者12名、追試験出願者6名）。

なお、受験生が試験場に会場する形式の入学者選抜については、各試験場における感染症対策として、政府のガイドラインに基づいた本学の入試実施における方針を策定し、事前に受験生に周知するとともに十分な対策を講じた上で実施した。

大学院、学部入学者選抜における主な対応は以下のとおりである。

(1) 大学院

A. コロナ禍での入試実施における受験生への配慮（根拠資料 5-37【ウェブ】）

試験当日の発熱や、新型コロナウイルス感染症に罹患し受験ができない場合は、個別対応として別日程での選抜を実施した。

B. 各試験場における新型コロナウイルス感染症対策（根拠資料 5-37【ウェブ】）

a) 政府のガイドラインに基づいた本学の入試実施における方針を策定。

b) 受験者へのお願い事項及び注意喚起の周知

事前：本学オフィシャルホームページ

試験当日：各試験場・各試験室内での掲示（根拠資料 5-38）

(2) 学部

A. オンラインを活用した実施（根拠資料 5-33）

留学生一般選抜（春学期一期・二期）において、Web面接システムを活用し選抜を実施した。

B. コロナ禍での入試実施における受験生への配慮（根拠資料 5-37【ウェブ】）

試験当日の発熱や、新型コロナウイルス感染症に罹患し受験ができない場合は、個別対応として別日程での試験の実施や、別入試への振り替え又は追試験を実施した。

C. 各試験場における新型コロナウイルス感染症対策（根拠資料 5-37【ウェブ】）

a) 政府のガイドラインに基づいた本学の入試実施における方針を策定。

b) 受験者へのお願い事項及び注意喚起の周知

事前：本学オフィシャルホームページ

試験当日：各試験場・各試験室内での掲示（根拠資料 5-38）

5.1.3. 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

1. 入学定員に対する入学者数比率（【学士】【学専】）
2. 編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】【学専】）
3. 収容定員に対する在籍学生数比率
4. 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

学士課程の過去5年間の各学部の入学定員に対する入学者数の平均比率は、募集停止の学科を除き 0.87 から 1.14 となっているが、学士課程全体の平均比率は 1.02 であり、適切に管理できている（大学基礎データ表2）。編入学については、各学科とも概ね 0～3名程度となっている。編入学定員を若干名として募集を行っていることもあり、学士課程の質を確保する観点から入学者数の多少については容受しており、問題なく管理できている（大学基礎データ表2、表3）。修士課程・博士課程前期の入学定員に対する入学者数の平均比率は、募集停止の研究科を除き 0.18 から 1.2 となっているが、修士・博士課程前期全体の平均比率は 0.68 である（根拠資料 5-52）。博士課程・博士課程後期の入学定員に対する入学者数の平均比率は、募集停止の研究科を除き 0.00 から 1.22 となっているが、博士課程・博士課程後期全体の平均比率は 0.32 である（根拠資料 5-52）。修士・博士課程では研究科によって充足状況に差異が生じているが、学士課程と異なり研究のトレンドや、社会情勢、経済状況などによって出願状況が変動するためであり、修士・博士課程の質を確保する観点から容受している（大学基礎データ表2、表3）。

2023年度の学士課程における収容定員に対する各学部の在籍学生数比率は、募集停止の学科を除き 0.85 から 1.14 となっているが、学士課程全体の平均比率は 1.00 であり、適切に管理できている。2023年度の修士課程・博士課程前期における収容定員に対する研究科ごとの在籍学生数比率は、募集停止の研究科を除き 0.00 から 1.33 となっているが、修士課程・博士課程前期全体の平均比率は 0.79 である（根拠資料 5-53）。2023年度の博士課程・博士課程後期における収容定員に対する研究科ごとの在籍学生数比率は、募集停止の研究科を除き 0.00 から 1.11 となっているが、博士課程・博士課程後期全体の平均比率は 0.33 である。充足率に課題はあるが、上述のとおり修士・博士課程の質を確保する観点から容受している（大学基礎データ表2）。

学士課程における収容定員に対する在籍学生数比率は、入学手続者の歩留まり等を予測しながら緻密に可否判定を行うことで、過剰に充足することのないよう努めている。また、

収容定員超過率の基準に抵触しないことを念頭におき、各学科・専攻の在籍学生数を適時把握し合格者数を設定することで、各種入学者選抜の可否判定を適切に行うと共に、適正な定員管理に取り組んでいる。また、未充足の学科を減らすため、入学手続状況を綿密に把握しながら、計画的に繰り上げ合格を発表することで欠員数の減少に努めている（根拠資料 5-1 p. A-28【ウェブ】）。

また、学位プログラム（学科）レベルでは、毎年4～5月頃に前年度の入試状況を踏まえて、当年度の各入学選抜における募集人員を策定し、学部長会議で報告している。収容定員に対して過剰又は未充足の状況が発生している場合は各入学選抜における募集人員を調整することで改善に努めている（根拠資料 5-39）。具体例として、2024年度入学者選抜では、収容定員未充足の状況を改善すべく募集人員を見直した結果、総合型選抜学科課題型の募集人員が前年度の502名から667名に増加した。少子化に伴う受験人口の減少に伴い、本学の入学志願者数も減少傾向にあるが、専願であり合格者の入学意欲が強い総合型選抜の募集人員を増加することで早期に入学予定者を確保し、収容定員に対する在籍学生数比率において未充足になることを防ぐことを目的としている。また、アドミッション・ポリシーや受験学科の理解度が深く問われる総合型選抜において募集枠を拡大することで、入学後のミスマッチを防ぎ、適切な形で定員充足が実現できるよう改善に取り組んだ結果であると評価している（根拠資料 5-39、40 p. 44）。

修士・博士課程では、2022年度の改善報告書検討結果において、努力課題として収容定員に対する在籍学生比率が超過している研究科や、未充足の研究科について改善するよう指摘をいただいた。2023年度の収容定員に対する在籍学生数比率においても同様の状態の研究科があるが、大学院進学ガイダンスを実施することで改善に取り組んでいる（根拠資料 5-41）。2023年度の収容定員に対する在籍学生数比率が 0.00 の法学研究科博士課程後期では、学内の進学対象学年に「大学院進学のすすめ」を配布することで、大学院進学の特長を訴求し、定員充足に向けて取り組んでいる（根拠資料 5-42）。また、生物学研究科は2023年度の収容定員に対する在籍学生比率が 0.88 であるが、上述のとおり大学院通信を年4回発刊し大学院生の活動状況を伝えることで、定員充足に向けた取り組みを重ねている（根拠資料 5-47）。大学院全体の取組として、入試企画委員会では早期卒業制度の有効活用や大学院進学ガイダンスの実施方法等についても検討・協議している（根拠資料 5-30）。一方で、収容定員に対する在籍学生比率が超過している研究科については、入試判定時に各研究科の在籍学生数を適時把握し合格者数を設定することで、比率が過剰に超過することのないよう努めている。

以上のように、学士課程全体の入学定員に対する入学者数の平均比率は 1.02、収容定員に対する在籍学生数比率は 1.00 であり、顕著な過不足が発生している学部はないため、適切に定員管理できていると評価している。しかしながら、修士・博士課程全体の入学者数の平均比率は 0.55、収容定員に対する在籍学生数比率は 0.63 である。各比率が低い研究科や、0.00 の研究科もあり課題を残す。引き続き学生募集活動を通じて大学院進学の意義や魅力を訴求することで改善に取り組む。

5.1.4. 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

各学部・研究科の評価委員会は毎年度、「学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか」、「適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか」について、自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検・評価報告書に記載し、大学評価審議会に提出している（根拠資料 4-102）。学部・研究科から提出された報告書（根拠資料 4-102）の検証は内部質保証推進委員会が行い、その結果を大学評価審議会に報告している。また、全学的な学生の受け入れについては、学長室（入試担当）が点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価報告書（基準5）に記載し（根拠資料 4-103）、大学評価審議会に提出している。提出された報告書は、自己点検・評価委員会で点検・評価し、その結果を大学評価審議会に報告している。

以上のように、学部・研究科及び学長室（入試担当）から提出された自己点検・評価報告書（根拠資料 4-102、103）は、2つの専門委員会で分担して点検し、その結果を各学部・研究科、学長室（入試担当）にフィードバックしている。2023年度の自己点検・評価では、収容定員に対する在籍学生比率が非常に低い研究科に対して、研究科として行っている現在の改善策が効果を上げているのかも自己点検すべきであるとフィードバックした（根拠資料 5-49、50）。また、学外委員を含む大学評価審議会では全学的な観点から長所や課題を審議し、その結果を、学長に報告している（根拠資料 2-8、37）。

学生の受け入れの適切性を担保するため、入学者選抜制度の改正等の改善を要する場合は、学生の受け入れや学生募集の方針、入学者選抜制度の立案・計画を担う入試戦略会議からの諮問も含め入試企画委員会が審議し、その上位組織である学部長会議・大学院運営委員会にて検討した上で、最終的に学長・理事長の承認を得ることになる（根拠資料 5-51）。

2022年度の自己点検・評価報告書（基準5）（根拠資料 4-103）では、前年度に記載した問題点の改善状況として、学部の学力系選抜における実志願者数の減少への対応について述べた。前述のとおり、定員充足については適切に管理できているが、志願者数は減少傾向にある（大学基礎データ表2）。直近の志願者減少傾向についてはコロナ禍による影響を認めず、問題点として挙げることはない。一方で、学士課程の質を維持・向上するためにより多くの志願者を募ることは大学における恒久的な課題であり、入試企画委員会で審議・検討している。改善策の例として、2024年度一般選抜ではこれまで一部地区の試験場のみで受験可能であった医学部看護学科を、全国の試験場で受験できるように変更した（根拠資料 5-4【ウェブ】）。

各入学者選抜の入試判定委員会では、定員充足についてデータを示し、目標達成状況を把握しながら可否判定に取り組むが、併せて入試制度に課題や問題点がないか点検・評価を行

っている。学士課程では、毎年4、5月頃に各入学者選抜の募集人員を学位プログラム(学科)レベルで設定し学部長会議で報告するが、様々な課題や定員充足状況を勘案し毎年募集人員を見直すことで、定員充足率の向上に向けて改善を重ねている(根拠資料 5-39)。定員充足率の向上に向け、2024年度入学者選抜では上述のとおり募集人員の変更による定員充足率の改善に取り組んでいる。また入試広報戦略に関しても、コロナ禍において高校との関係性が希薄となったため、これを再構築すべく高校訪問専門チームを結成し、広報活動エリアの拡張及び強化に取り組んでいる(根拠資料 5-40、43)。

以上のように、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っており、改善・向上に向けた取り組みを行っているとして評価できる。

5.2. 長所・特色

本学は多様な教育機関を有する総合学園であり、大学の他に全国に14の付属高等学校を設置するなど一貫教育を実践している。建学の精神に基づいた教育理念にしたがい人材を育成すべく高大連携に取り組んでいるが、大学の教育内容の理解促進を目的とした取り組みの一例として、農学部では付属高等学校の生徒を対象としたアグリ・サマーキャンプを開催している(根拠資料 5-44)。この取り組みにおいては、豊かな自然環境や実習施設を十分に活用し、実験や実習活動等を通じて学部の教育内容を伝えている。実体験を通じて得た実感や経験は、説明会や座学では得難いものであり、波及的な成果としてアドミッション・ポリシーの理解促進につながることを期待できる。

5.3. 問題点

定員管理について、修士・博士課程の一部研究科において在籍学生比率の超過や未充足の状態が続いているため、引き続き改善を図る。

5.4. 全体のまとめ

本学では、学士課程、修士・博士課程における全学科・研究科において、他のポリシーと関連するアドミッション・ポリシーを定めており、志願者やステークホルダーにアドミッション・ポリシーを広く公表するとともに、受入方針に基づく多様な入学者選抜を実施している。

入学者選抜に係る組織体系や業務分掌は規程として定めることで責任所在を明確にし、入学者選抜の最終責任者である学長の統率のもと、公正で合理的な入学者選抜を実施している。

定員管理について、学士課程については概ね適切に管理できているが、修士・博士課程の一部研究科において在籍学生比率の超過や未充足の状態が続いている。この問題点については、在籍学生数を適切に管理すべく、今後も更なる対応策を検討するとともに改善に取り

組む。

入学者選抜の実施状況については、担当部門や各学部・研究科が毎年自己点検・評価し、その結果を全学内部質保証推進組織である大学評価審議会が改めて点検・評価し、指摘・フィードバックを行うことで、恒常的にその適切性を確認している。自己点検・評価によって明らかになった課題については、入学者選抜制度の立案・計画を担う入試企画委員会が十分に審議・検討し、着実に改善に取り組むことでP D C Aサイクルが機能している。このような取り組みを経て、学生の受け入れの全般における、公平性や合理性が十分に担保されている。

以上のことから、本学の学生の受け入れは概ね大学基準を充足しているが、修士・博士課程課程の一部研究科では定員未充足の状態が続いているため、引き続き検討が必要と判断している。

[第6章] 教員・教員組織

6.1. 現状説明

6.1.1. 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

東海大学では、建学の精神に基づいた教育理念及び大学の使命に従い、大学として求める教員像及び教員組織の編制に関する方針を定め、本学オフィシャルホームページにおいて公表している（根拠資料 2-12【ウェブ】、3-1、6-1）。

本学が求める教員像は、大学・大学院、研究科、学部・学科が定める「学位授与の方針」、「教育課程の編成方針」、「入学者の受入れ方針」を十分に理解し、教員としての職務と責任を真摯に自覚し実践できる人材と明確にしたうえで、「教育」「研究」「社会貢献」「国際連携」「管理運営」の各項目に分け明示している。

なお、本学では学部・研究科ごとの教員組織の編制方針は定めず、大学として求める教員像及び教員組織の編制方針に基づき、各学部・学科及び研究科の教育研究活動の遂行に必要な組織編制を行っている（根拠資料 6-1、2）。大学における教員組織の編制方針では、大学設置基準及び大学院設置基準に則り、大学、学部・学科、研究科の理念・目的、教育目標等を達成するために必要な規模の教員組織を編制すること、男女共同参画の理念やダイバーシティの重要性に配慮し、教員の多様性を確保すること、学部・学科ではカリキュラム・ポリシーに基づき専門分野、職位構成及び年齢構成に配慮し、均衡のとれた教員組織を編制すること、大学院研究科では学部所属教員の中からカリキュラム・ポリシーに基づき、「東海大学大学院教員資格審査基準」（根拠資料 6-6）に定める能力を有する教員により編制すること等を定めている。各学部・学科においては教員の採用時に教育・研究に関する実績に加え模擬授業等を行い「教員組織の編制方針」に沿った人材について総合的に判断を行っており（根拠資料 6-4）、研究科では学部所属教員の中から「東海大学大学院教員資格審査基準」に定める能力の有無を研究業績、教育業績等によって判断することにより、各学部・学科、研究科の理念・目的、教育目標等を達成するために必要な規模の教員組織を編制している。

学部・研究科は隣接する専門分野ごとにカレッジに分類し、各カレッジの統括であるプロボストの下、学部長・研究科長を配置している（根拠資料 6-2）。学部・研究科として教育研究に係る審議機関として教授会を設置し、審議・報告することにより情報共有を図ることで、教育研究活動の効果的な運用を可能とする編制に努めている。

以上のように本学では、大学として求める教員像や教員組織の編制に関する方針を定めて明示しており、各学部・研究科ではそれに沿って教員組織を編制している。

6.1.2. 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科ごとの基幹教員・専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

1. 教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
2. 各学位課程の目的に即した教員配置
3. 国際性、男女比
4. 実務家教員の適正な配置（【学専】【院専】）
（研究能力を併せ有する実務家教員の適正な配置【学専】）
5. 特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
6. 教育上主要と認められる授業科目における基幹教員・専任教員の適正な配置（専任教員については教授又は准教授）の適正な配置
7. 研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
8. 教員の授業担当負担への適切な配慮
9. 複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況の適切性
10. 他大学・企業等を兼務する基幹教員について、業務状況の適切性
11. 教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携
12. 指導補助者を活用する場合の適切性（資格要件、授業担当教員との責任関係や役割の明確化、指導計画の明確化等）。

評価の視点3：教養教育の運営体制

大学全体の専任教員数は、教員組織の編制方針及び大学設置基準・大学院設置基準に基づき、大学基礎データ表1（大学基礎データ表1）に示す通り大学設置基準で定められた必要教員数を上回る教員を配置し、教員人事委員会で確認している。教育体制を整えるため、大学設置基準数以上の教員を配置することによって、学部学科の教育の質の保証に努めている。また、急な退職が発生した際にも、教員数を確保できるよう、教員人事委員会を通して学部・学科からの要望に対応できる体制を整えている。

教員組織の編制は、設置基準上必要とされる専任教員数もしくは教員一人当たりの学生数を考慮し、学部組織においては、各学部・学科の教育目標を具現化するために、学科・専攻・課程ごとに学科目・専門領域、年齢、資格を記載した「学科目・専門領域等による教員構成表」を作成し明確化している。この教員構成表に基づいて欠員補充等の人事計画を学部長や学科長等で協議し、「教員人事採用計画」として作成し学長に提出している。提出された人事計画は教員人事委員会で審査し、適正な配置を維持している（根拠資料6-3～5）。

また、教員の募集・採用・昇格の過程においても、この教員構成表に基づき、特定の範囲の年齢に偏らないように配慮している（大学基礎データ表5）。

さらに、本学独自の制度として、大学院の研究指導教員資格再資格審査を行っている。本審査では、「大学院研究指導教員資格再審査規程」（根拠資料6-7）に基づき、各研究科において「大学院研究指導教員資格再審査基準」（根拠資料6-6）を設定し、5年に1度「大学院研究指導教員資格再審査」を全学の教員組織を5グループに分けて毎年実施している。基準を満たせなかった教員に対しては、1度目の不適判定で警告をし、警告から3年以内に

基準を満たせない場合は研究指導資格を喪失する。この制度を通じて、研究指導資格をもつ教員の研究活動を促進するとともに、教員組織の編制方針と教員組織の実態とが整合するよう意図している。

大学院研究科における担当専任教員は1,137名おり、博士課程前期及び修士課程担当は713名、博士課程後期及び博士課程担当教員は424名を配置している(大学基礎データ表1)。なお、大学院設置基準上必要教員数は、博士課程前期及び修士課程担当は、347名、博士課程後期及び博士課程は144名であり、全体では、省令で定める設置必要教員数を上回っている。

本学では、人事計画に係る基本方針を示すうえで、教員人事委員会において専任の若手研究者、女性研究者、外国人研究者の人員構成について具体的な目標を定めている。若手研究者(40歳未満)22%、外国人研究者は5%、女性研究者は25%と設定している(根拠資料6-8)。現在、専任教員(1,534人)に占める外国人教員(49人)の比率は3.3%であり、非常勤教員(934人)に占める外国人教員(60人)の比率は6.4%となっている(根拠資料6-9)。また、本学では、2008年に「東海大学男女共同参画宣言」を、2021年度には「東海大学ダイバーシティ推進宣言および基本方針」を制定し、教員数ならびに教員管理職数の男女比率の差を改善すべく、男女共同参画を推進してきた(根拠資料6-10【ウェブ】)。2023年度の女性教員比率は、教員全体比率で22.3%であり、学部単位における女性教員比率が特に高い学部としては、児童教育学部(54.5%)、国際学部(46.7%)、健康学部(45.8%)、文化社会学部(41.2%)、法学部(40.9%)、人文学部(35.3%)、国際文化学部(31.0%)となっており、特に女性教員比率が10%以下の学部としては、理学部及び工学部となっている(根拠資料6-11【ウェブ】)。人員構成の目標としていた女性研究者の目標値である25%には届かなかったが、2022年度に続き、前年度よりわずかであるが増加していることから女性教員を採用する努力を継続している(根拠資料6-12)。

さらに、2016年度より、外国人等教員を積極的に採用する方針が示されている(根拠資料6-13、14)。2022年度の学部改組の際に、すべての学部ではないが外国人教員を学部所属として配置した。

実務家教員については、本学の採用において要件として明確に示した採用はしていない。但し、実際には実務家教員に該当する教員はいるため、学部・学科において時間割を作成する際には、専門的な知識が活用できるような授業を担当している。

以上のように、本学では教員組織の編制方針に従って教員の採用を行っているが、教員組織の実態との整合性については、教員の多様性の確保、とくに女性教員比率や、学部・学科における職位構成、年齢構成等の均衡という点で課題がある。

2022年10月1日に改正大学設置基準が施行されたが、経過措置により、本学は改正前の大学設置基準に基づいて運用しており、コアとなる科目は専任教員が担当し、それを補う意味で非常勤教員を活用している(根拠資料6-15)。専任教員の授業担当時間の負担等に応じて、学長室が主体となり、非常勤教員数の割合等を各学部長・研究科長と調整を図り管理している(根拠資料6-16)。なお、評価の視点②で示されている基幹教員制度の活用は改正大学設置基準に規定されている制度であるが、将来、経過措置が終了し、本学が改正大学設置基準に基づいて運用する時期を見極め、制度の導入・活用について検討していく。また、

指導補助者については、本学において、従来から活用しているティーチング・アシスタント（根拠資料 6-17）制度の裁量をさらに拡大する内容となっているため、その制度の導入についても、今後検討していく予定である。

教員と職員の役割分担については、従来より、教員は教育・研究・学内外運営の役割を、職員はそれらの活動を支援、補佐する役割を担ってきているが、明文化されたものは無い。今後検討する予定の次年度以降の内部質保証体制の構築において、この役割分担についても検討していく予定である。

大学院各研究科各学位課程における担当教員については、「東海大学大学院教員資格審査基準」（根拠資料 6-6）で研究科担当教員に求められる資格を明確化している。担当科目への適合性については、研究科教授会及び大学院運営委員会において「大学院教員資格審査資料」（根拠資料 6-18）を配付し、適正配置と資格の適切性を確認している。

教員の授業担当時間に関しては、専任教員授業担当規程（根拠資料 6-19）において、個別管理区分として、職務区分・授業責任時間を定め、各教員の職務区分に応じて、主に教育研究を担当（6コマ/週）、主に教育を担当（10コマ/週）、主に研究を担当（3コマ/週）を基準とし、基準を超える場合の上限についても、年平均10コマ/週を限度と定めることで、過度な授業負担とならないよう配慮をしている。

本学では、2021年度から、専門分野が隣接する複数の学部・研究科・研究所をカレッジとして束ねるカレッジ制を開始した。学部の集合体であるカレッジに職員を集め、教職協同で教育・研究活動の推進・支援を行える仕組みを作った。従来の中央集権的な組織から、カレッジという特性に合った形で運用可能な組織体制を構築している。

学士課程における教養教育及び基礎教育の運営体制は、スチューデントアチーブメントセンター、ティーチングクオリフィケーションセンター、語学教育センター、理系教育センターを設置し、全学共通の現代文明論・現代教養科目・英語科目、自己学修科目（全学共通科目）及び教職資格関係科目を運営している。それぞれのセンターに本務教員を配置し、センター教授会を設置し適正かつ円滑な運営を可能としている。

以上のことから、女性教員比率、職位構成と年齢構成の均衡等の課題は残るものの、本学の教員組織は教育研究上の必要性を踏まえ、教育研究の成果を上げるうえで、概ね適切な教員構成であると評価できる。

6.1.3. 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の募集にあたっては、原則的に公募によって実施している（根拠資料 6-20【ウェブ】）。教員の採用においては、採用及び昇格を諮る規程として、「学校法人東海大学教職員任用規程」（根拠資料 6-21）、「東海大学教員資格審査委員会規程」（根拠資料 6-22）、「東海大学教員資格審査基準」（根拠資料 6-23）を整備・制定している。募集・採用については、学長の指示の下で各学部・学科の「学科目・専門領域等による教員構成表」（根拠

資料 6-3)及び毎年度策定する人事計画(根拠資料 6-24)に従い、各学部等において教員の審査を行った後、学長による面接審査を経て、理事長の承認を得ている。

昇格については、「東海大学教員資格審査基準」(根拠資料 6-23)にその詳細を定めており、全学共通事項として適用している。各学部において、研究・教育業績や学内外運営、現職位在任期間などに関する、学系列の特性に合わせた審査内規(根拠資料 6-25)に従い検討した後、学長を委員長とする全学レベルの教員資格審査委員会(根拠資料 6-22)にて審査する。審査に際しては、過去3年間の研究・教育・学内外運営の3分野において、評価される総合的業績評価の結果等も審査資料として活用している(根拠資料 6-23、25)。審査結果については、理事長の承認を得て最終決定される。

本学では、各研究科各学位課程に本務所属する教員はいない(研究科所属教員は全て学部との兼担)ため、研究科単位での募集・採用・昇格は行っていない。

以上のことから、教員の募集、採用、昇格等において、公平性に配慮しながら人事関連業務を行っている。

6.1.4. ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1: ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施

評価の視点2: 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

評価の視点3: 指導補助者に対する研修の実施

※covid-19 への対応報告を追加 【任意】

教員組織の編制やFD等において、covid-19 への対応・対策の措置を講じたかを記述。

教育面の資質向上を全学的に図るために、学長室に教育支援担当を置き、各学部・研究科及び事務組織等と連携し、組織的・継続的なFD・SD活動を推進するため東海大学FD・SD活動推進委員会(根拠資料 6-26)を設置している。また各学部・研究科等は、FD・SD委員会を設置している。

全学的なFD活動としては、「新任教員大学説明会」「新任教員フォローアップ研修会」などで実施している。2023年度は新型コロナウイルス感染症対策を講じながら「新任教員大学説明会」を対面とリモートで実施している。「新任教員フォローアップ研修会」についても8月5日(土)、6日(日)対面宿泊形式で実施を行った(根拠資料 6-27、28)。

各学部・研究科等でも独自の課題について、FD・SD研修会・研究会を開催しており、例えば、国際文化学部は、FD学生モニターミーティングを実施し、学生の要望を授業、教育の改善に活用している。各学部・研究科、事務組織等のFD・SD研修会・研究会は、FD・SD活動計画書(根拠資料 6-29)とFD・SD活動報告書を作成し、学内公開している(根拠資料 4-99、100)。

また、毎学期学生に対し「授業についてのアンケート」を実施し、集計結果を学内で公表するほか、所属学部長にフィードバックして授業改善に役立てている(根拠資料 6-30、31)。加えて年度末には、「授業についてのアンケート」結果をもとにTeaching Awardとして数名を選出し、顕彰している。Teaching Award教員の授業の工夫をまとめた「学生の授業についてのアンケートから選ばれた『いい授業』」をオンラインで公開している(根拠資料 4-101)

ほか、授業参観日を設定し、学内教員に実際の授業を公開している(根拠資料 6-32)。

さらに、教育以外のFD活動として、学長室部長(研究推進担当)及び研究推進担当部署による「研究推進セミナー」(根拠資料6-33)、研究倫理教育(根拠資料6-34)などを実施している。

教育に携わる教員については、年間1回以上、FD活動に参加していただくことを目標に、東海大学FD・SD活動推進委員会を通じて周知している。(根拠資料6-35、36、44)

教員評価制度としては、総合的業績評価制度があげられる。総合的業績評価の目的は、総合的業績評価制度内規(根拠資料6-37)で、「総合的業績評価は、教員の教育活動、研究活動及び学内外活動における優れた業績を積極的かつ多面的に評価し、もって個人の活動及び研究科、学部、センター又は付置研究所の組織の活性化を促すことを目的とする。」と定められており、評価を通じて教員の業績の向上を促すとともに、組織の活性化を促す制度となっている。

この評価制度は、医学部を除く全教員を対象に毎年度実施している。評価項目は、「教育活動」「研究活動」「学内外活動」の3項目であり、大学全体としての評価基準を定め、学内に明示し、その結果は教員資格審査、特別研究期間適用者審査、任用変更審査などに利用されている(根拠資料6-25)。なお、医学部については業務の特性により、評価制度(教員・医師評価システム)を別に設けて適用している(根拠資料6-38)。

なお、前述のとおり本学では、現在のところ指導補助者の制度を導入していない。教育補助者(ティーチング・アシスタント:TA)に関しては、東海大学教育補助学生規程(根拠資料6-17)に基づき、学部の授業(実験・実習・演習科目等)における教員の教育補助者として採用しており、ガイダンスを通じてTAの心構え等の説明を行っている(根拠資料6-39、40)。しかしながら、一部の研究科にとどまり、組織的な研修体制とはいえない。またFD等の研修についても実施していない。

※covid-19 への対応報告

「新任教員フォローアップ研修」は宿泊を伴う研修であるため、一人一部屋を用意するとともに、研修会場においても座席の間隔を開け、常時換気した状況で実施した。「FD・SD研修会」等の開催は、リモートでの開催で準備を進めている(根拠資料4-99、100、6-27)。

6.1.5. 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか

評価の視点1: 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2: 点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性に関する定期的な点検・評価は、毎年度の初めに各学部、センター等から提出される、「教員人事計画」(根拠資料6-24)及び「学科目・専門領域等による教員構成表」(根拠資料6-3)に基づき、当該教員組織の年齢構成、教員の専門分野、職位などの観点から、東海大学教員人事委員会(根拠資料6-41)において総合的に点検を行っている。

また各学部・研究科においても教員組織の年齢構成、専門分野、職位、ダイバーシティ等の観点から毎年度自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価報告書(学部・研究科)

に記載して大学評価審議会に提出する（根拠資料 4-102）。学部・研究科から提出された自己点検・評価報告書（学部・研究科）は、大学評価審議会の下に設置した内部質保証推進委員会においてその内容を点検・評価し、必要に応じて各学部・研究科へのフィードバックを行う（根拠資料 2-29）。

前述した通り、毎年度の初めに学部、センター等は、自己点検・評価結果および教員人事委員会からの方針・指示に沿って「学科目・専門領域等による教員構成表」（根拠資料 6-3）と「教員人事計画」（根拠資料 6-24）を作成し、全学の教員人事委員会に提出する。教員人事委員会では、学部・学科が作成した教員人事計画について全学的な方針も踏まえてその内容を点検し、必要に応じて修正を指示する。学部・学科では以上の手続きを経て決定した教員人事計画に沿って募集を行う。ただし採用にあたっては、学部による選考だけでなく教員人事委員会での全学的な観点からの審議を経て決定することで、より適切な教員編制となるように努めている。たとえば、ある学部から提出された選考結果について教員人事委員会で議論した結果、今後の教員構成や年齢等を踏まえ、更には学内外の関係強化にもつなげる可能性も視野に入れ、若手教員の採用を提案し、学部長面接を実施した例がある。

また、新たな教員採用制度として2023年度より研究所を中心とした組織の研究力及び教育力の向上と、博士学位取得後のキャリア支援強化を目的とし、特定助教・特定助手の採用を開始した。特定助教は採用年度の前年度に本学大学院博士課程または博士課程後期を修了し、博士の学位を取得した者、特定助手は本学大学院博士課程または博士課程後期の在学生を対象としている（根拠資料 6-42）。

このように本学では定期的な自己点検・評価と、それに基づく教員組織の適切性の改善・向上に向けた取り組みを行っている。

6.2. 長所・特色

本学大学院においては、本学独自の制度として「大学院研究指導教員資格再審査規程」（根拠資料 6-7）に基づき、各研究科において「大学院研究指導教員資格再審査基準」（根拠資料 6-6）を設定し、5年に1度「大学院指導資格再審査」を全学の教員組織を5グループに分けて毎年実施している。基準を満たせなかった教員に対しては、1度目の不適判定で警告をし、警告から3年以内に基準を満たせない場合は資格喪失という対応を取っている。再審査で不適判定を受けた教員については、研究業績の減少をもたらした根本的な要因等を研究科で把握したうえで、当該要因の解消、課題の改善の確認を行い研究科として必要な組織的対策、支援を実施している。一方、これと並行して「大学院研究指導教員研究教育奨励制度」によって、とくに優れた業績が認められた教員に対しては、奨励金が与えられる（根拠資料 6-43）。大学の研究力の向上、教員のモチベーション向上のためにこのような本学独自の制度によって、大学院の研究指導体制の強化・維持が図られ、学部の教育研究にも波及している点が長所としてあげられる。

また、新たな教員採用制度として2023年度より研究所を中心とした組織の研究力及び教育力の向上と、博士学位取得後のキャリア支援強化を目的とし、特定助教・特定助手の採用を開始した。特定助教は採用年度の前年度に本学大学院博士課程または博士課程後期を修了し、博士の学位を取得した者、特定助手は本学大学院博士課程または博士課程後期の在学

生を対象としている。専任教員として研究及び教育の業績を積み上げ、最長雇用期間3年の任期制とすることで本学以外にも活躍の場を有し、若手研究者としてキャリアアップしていくための支援を行っている。専任教員として研究所に所属することで、特定助教・特定助手の業績が研究所の業績となり、ひいては研究力及び教育力の強化に繋げていることも長所としてあげられる(根拠資料 6-43)。

特色ある取り組みとして、FD活動として実施している学生の「授業についてのアンケート」の結果から選出された Teaching Award を実施している。受賞者は、年度当初の「学長方針説明会」で、全学教員の前で表彰される。さらに Teaching Award 教員の授業の工夫をまとめた「学生の授業についてのアンケートから選ばれた『いい授業』」をオンラインで公開している(根拠資料 4-101) ほか、授業参観日を設定し、教員、職員に実際の授業を公開している。

6.3. 問題点

本学教員組織における、女性教員比率は、全体で 22.3%であり、2023 年度全国平均 27.2%を下回る状況にあり、女性教員比率の向上に対する改善が具体的かつ継続的に必要である。本学の教員採用は原則公募としていることから、候補者の教育歴、研究業績を踏まえ面接や模擬授業等を総合的に判断している。女性教員を優先せず、あくまで候補者の経歴・資質を重視して採用することも要因の一つであると考え(根拠資料 6-14、42)。

6.4. 全体のまとめ

本学は、建学の精神に基づいた教育理念・目的に基づき、大学として求める教員像及び教員組織の編制に関する方針を明示し、公表している。また、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、各学部・研究科の専任教員数及び職位数は、大学設置基準を遵守し、適切に配置している。大学院においては、大学院指導教員資格基準に従った教員審査により、研究科担当教員として適格な資質、能力を有する教員を配置している。

さらに、教員組織の編制にあたっては、国際性、男女比、年齢構成等に配慮するよう努めているが、特に、教員男女比においては、改善が必要と考える。

教員の募集は原則公募によるものであり、その募集・採用にあたっては、各学部・学科の教員人事計画及び教員構成の現状等を踏まえて、最終的に、大学として十分な精査の上決定している。教員の昇格に関しては、教員資格審査基準に基づき、教員の総合的業績評価等の結果を含めて、教員資格審査委員会にて審議の上決定している。

FD活動に関しては、学長室に教育支援担当を置き、全学的なFD活動に取り組んでいるほか、各学部・研究科等においてはFD・SD活動推進委員会を設置し、組織的に活動を行い、教員の資質、教員組織の改善・向上を図っている。指導補助者に対する組織的なFDについては未着手のため、今後検討を進める。

教員組織の適切性については、毎年度学部・学科より提出される教員人事計画及び教員構成表に基づく、教員人事委員会による総合的な点検・評価によって確保されている。また、各学部・研究科でも自己点検・評価を行いその結果を自己点検・評価報告書(学部・研究科)

に記載して大学評価審議会に提出しており（根拠資料 4-102）、大学評価審議会でもその内容を点検し、必要に応じて当該教員組織にフィードバックすることにより、教員組織の改善・向上を図っている。

[第7章] 学生支援

7.1. 現状説明

7.1.1. 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1: 大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学は、「建学の精神」に基づき、「明日の歴史を担う強い使命感と豊かな人間性をもった人材の育成を通して、調和のとれた文明社会を建設すること」を教育の使命とし、「自らの思想を培う」「学生一人ひとりの素質の伸張を支援する」「文理融合の幅広い知識と国際性豊かな視野の獲得」を、本学の人材を育成するための教育理念として定めている。

学生支援に関する方針は、上記の「建学の精神」、教育理念に従い、学生が学修に専念し、心身ともに健康で充実した学生生活が送れるよう、また学生が社会で自ら望むキャリアを築けるよう、教員と職員が連携・協働する（以下、教職協働という）体制による支援を行うことを前提に、大きく「修学支援の方針」「生活支援の方針」「進路指導の方針」ごとにその詳細を定めている（根拠資料 7-1）。

修学支援に関しては、指導教員制度を基本として構築し、障害のある学生や奨学金、各種正課外の活動を支援する内容等を定めている。生活支援に関しては、学生生活に関する相談窓口を設け、かつ各キャンパスに健康管理部署を適切に配置することにより支援することを定めている。進路支援については、「就職支援は教育の一環である」ことを原点と位置づけ、教職協働で支援すると同時に、各種就職対策講座ガイダンス等を実施している。

学生支援に関する方針は、本学オフィシャルホームページ上の「本学における各種方針について」の「学生支援に関する方針」で明示されており、学内で共有されている（根拠資料 2-12【ウェブ】、7-1）。

本学は毎年度自己点検・評価報告書（全学）を作成し、方針に従った業務遂行について点検・評価を行っているが、2022年度及び2023年度自己点検・評価活動を行った結果、一部方針と現状業務の乖離が見られたため、方針の見直しを行った（根拠資料 1-37）。

上記の通り、方針は毎年度行っている自己点検・評価活動を通じて見直しを行っていることから、適切な方針であると評価できる。

7.1.2. 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点 1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点 2：学生の修学に関する適切な支援の実施

1. 学生の能力に応じた補習教育・補充教育
2. 正課外教育
3. 自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
4. オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮
(通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など)
5. 留学生等の多様な学生に対する修学支援
6. 障がいのある学生に対する修学支援
7. 成績不振の学生の状況把握と指導
8. 留年者及び休学者の状況把握と対応
9. 退学希望者の状況把握と対応
10. 奨学金その他の経済的支援の整備
11. 授業・その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点 3：学生の生活に関する適切な支援の実施

1. 学生の相談に応じる体制の整備
2. ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
3. 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
4. 人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）

評価の視点 4：学生の進路に関する適切な支援の実施

1. キャリア教育の実施
2. 学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
3. 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
4. 博士課程における、学識を教授するために必要な培うための機会の設定または当該機会に関する情報提供

評価の視点 5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点 6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

※covid-19への対応報告を追加 【必須】

学生支援（修学支援、生活支援、進路支援等）において、COVID-19 への対応・対策の措置を講じたかを記述。

本学では、すべての学生に対して、所属学科または研究科の教員1名を指導教員として配置し、学生からの質問・相談や諸手続き(休学や退学を含む)に関して指導・助言を行う制度を整備している(根拠資料 7-2)。各教員はオフィスアワーを設けて、学生からの相談に対応している(根拠資料 7-2)。学生への指導・助言・支援にあたっては、指導教員や学部学科等の教員組織と、カレッジオフィス、センター等の職員が連携しTokai Information Portal Site(本学学生・保護者向け情報サービス:以下TIPSとする)等も活用して関係者間で学生の情報を共有しながら実施している(根拠資料 1-18)。

2022年度以前のコロナ禍においては、このオフィス・アワーによるファーストコンタクトを電子メールを活用して行ったが、面接授業も増えており、対面での指導が増加している。相談内容等により判断しながら対面での指導を中心に、状況によって電子メール・ZoomやTeams等を活用してオンラインで面談を行うなど、学生の希望に寄り添って対応している。学生生活に関する相談については、カレッジオフィス(湘南キャンパスはスチューデントアチーブメントセンター含む)でも随時受け付けており、その問い合わせ先を本学オフィシャルホームページに掲載している(根拠資料 7-3【ウェブ】)。

【修学支援】

学生の修学支援に関する支援では、本学はGPA制度を運用しており、このGPAの値を用いて学修の「質」を確認し、併せて修得単位数により卒業に必要な単位の「量」を確認して学生指導に役立てている。GPAは、各学期に履修した授業科目のみを対象に算出した「学期GPA」と、入学後から履修した全ての授業科目を対象に算出した「通算GPA」の2種類がある。各学科では学期ごとに、学期GPAと修得単位数が一定基準に満たさない学生に対して、指導教員による学修指導面談を実施している(根拠資料 7-4)。このGPAを活用した学習指導面談については、授業要覧にも記載をしている(根拠資料 7-4)。学修指導対象者に対しては学期ごとの成績が開示された時点で大学から呼び出しを行い、指導教員は対面やオンラインでの面接を通じて、翌学期の履修科目や学習方法について指導し、学修状況の改善に向けて助言を行っている。2022年度からは、成績が不良である等の状況を保護者と共有し(根拠資料 7-5)、TIPSを活用しながら家庭と連携した支援を図っている。学生が退学、休学等を希望する場合等には、学修に関する規則第4章に基づき(根拠資料 4-40)、前述した指導教員がTIPSを活用して学修状況等の確認を行いながら、学生との面接等を行い、状況を把握・共有しながら、必要なアドバイスをを行った後、各学部、研究科の教授会等で審議されて許可される流れを構築している。

通常の学修に補習が必要な学生について、湘南キャンパスではS-NaviやL-Navi(根拠資料 7-6)での個別指導を行っている(根拠資料 7-7)。その他としては、オフィス・アワー(根拠資料 4-65【ウェブ】)を活用し、個別に教員に相談することにより、履修指導や個別対応を行い、学生への支援を行っている。学生の能力に応じた補習教育、補充教育については、カリキュラム上の全学共通科目である区分Ⅱ「現代教養科目」「基礎教養科目」に設定された、1年次に開講する必修科目である『入門ゼミナールA』『入門ゼミナールB』(根拠資料 7-8、9)により、学生の能力の把握を早期に進めて、適切な履修・学修指導を行っている。必修の英語科目では能力別クラスによる授業運営を行い、区分Ⅴ自己学修科目に開講された基礎的な科目の履修を促す指導を行っている(根拠資料 7-10)。

正課外教育については、オンデマンド型の教育プログラム「Tokai International Cyber University (T I C U)」(根拠資料 7-11)へのアクセスリンクをT I P S (根拠資料 1-18)のトップ画面に配置して活用を進めている。この中には高等学校での学習範囲の「リメディアル教材」も含まれており(根拠資料 7-12)、補習教育・補充教育としての位置づけも含め運営している。

留学生に対しては、学長室とカレッジオフィスが協働し、状況把握と学習支援を行っている(根拠資料 3-3)。現在、1,610人の外国人留学生在籍しており、カレッジオフィスは指導教員と協力しながら外国人留学生の修学全般の相談に応じる他、就職に対する相談にも応じている(根拠資料 7-13)。外国人留学生の修学支援には、「留学」の在留資格に伴う在留管理が不可欠である。外国人留学生の在留期間や在留カードナンバー等の基本的情報は、学長室において取りまとめた上で、各カレッジオフィスと共有している。外国人留学生が不登校等の在留管理上問題となる行動を起こした場合には、カレッジオフィスは指導教員と学長室と情報を共有し、問題の解決を図る。当該学生との面談はカレッジオフィス主導で行われるが、必要に応じて学長室のスタッフが通訳などを支援することもある。また、海外の保護者への連絡は、カレッジオフィスからの要請により学長室が行う。除籍・退学等の月々の定期報告はカレッジからの報告を学長室が取りまとめ、在留管理庁並びに文部科学省へ報告を行う。文部科学省、出入国在留管理庁からの通達は学長室から各カレッジオフィスに回付される。学長室とカレッジオフィス担当者の情報のやり取りはTeams経由でなされている。

障がいのある学生については、各キャンパスに相談窓口を設けたうえで、対象となる学生が所属するカレッジの教職員(湘南キャンパスは各カレッジ及び健康推進室)が協力しながら対応している(根拠資料 7-14)。特に、湘南キャンパスでは聴覚に障がいを持つ学生に対しては学生ボランティアや外部のノートテイクを手配して支援している(根拠資料 7-1、15)。

また、湘南キャンパスでは2023年度から障害を持つ学生や性の多様性に関する困りごとや要望に対応するべく「インクルージョン推進室」が開設され、専門のスタッフを配置し、学生への合理的配慮や修学支援に関する助言・学内調整・提案・リソースの提供など、学科及びカレッジオフィス等と連携のうえ対応にあたっている(根拠資料 7-15~17)。これに併せてバリアフリー化が遅れていた箇所並びにトイレの改修工事が計画・実施される予定である(根拠資料 7-18)。

なお、キャンパス内は未だ完全なバリアフリーではないことから各所の改修が必要な状況にある。

奨学金は、学内では「東海大学奨学金」、また学外奨学金制度では「日本学生支援機構奨学金」、「高等教育の修学支援制度」、「地方公共団体・一般育英団体の奨学金」をそれぞれ活用している。本学独自の奨学金は、全学生が対象となる奨学金(学部奨学金、自己研鑽奨学金、建学記念奨学金、大学院奨学金、ワークスタディ奨学金、応急奨学金、キャンパス間留学奨学金)のほか、選抜により給付される奨学金(スポーツ奨学金、国際交流奨学金、留学生奨学金、航空操縦学専攻奨学金、学修サポート奨学金など)を設けている(根拠資料 7-19)。また、優秀な私費留学生的のための東海大学独自の奨学金制度(松前重義留学生奨学金(1種/2種))が用意されている(根拠資料 7-20)。他、留学生向けの「留学生チュ

ーター制度」を整備している（根拠資料 7-21）。

2022年度は、支給総額で約9億6百万円、延べ15,000名超の学生に対して奨学金を支給し、経済的支援を実施した（大学基礎データ 表7）。学生に対しては、ガイドブック（根拠資料 7-22）を作成するほか、各カレッジオフィスを中心に学生への周知を行い、TIPSや掲示板、本学オフィシャルホームページにおける情報発信など積極的な情報提供を実施している。

これらの他に、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援については、オフィス・アワー（根拠資料 4-65）を活用して履修指導や個別対応を行い、学生への支援を行っている。相談方法としては、電子メールにより最初の相談をスタートすることや、面談時間の調整等を可能とし、学生の状況に合わせて対面やオンラインでの相談対応ができるように柔軟性を持たせて相談対応や学修支援を行っている。オンライン教育を行う場合においては、個々の学生の時間割において面接授業を行った次の時限に、遠隔授業を行うケースも多くあることから、キャンパス内において無線LANが利用できる環境整備を継続して行っている（根拠資料 7-23）。

【生活支援】

学生の心身の健康について、各キャンパスに設置した健康推進室が急病や怪我などの応急処置や各キャンパス近隣の専門病院への紹介を行っており、精神科と内科管理医にも相談できる体制を維持している。また、定期健康診断の他に運動部学生を中心としたクラブ健診を実施し安全なクラブ運営に寄与している。その他にもAEDの練習機器の貸し出し、救急法講習会の運営など学生の安全を守るための啓発活動を行っている。各キャンパスにおいて組織形態は異なっているが、心理カウンセラーによる面談を実施している。各キャンパスでは健康推進室の保健師と心理カウンセラーが共同で相談にあたり、学生が相談しやすい環境作りを心掛けている。また、相談内容によっては本人の同意の基に、学科指導教員まで含めた情報共有を進め支援をおこなっている。

ハラスメント（アカデミック、セクシュアル等）防止については、専用の相談窓口（ハラスメント防止人権委員会）を各キャンパスに設置している（根拠資料 7-24）。また、ハラスメントが生じてしまった際の対処方法や連絡先等については、“CAMPUS GUIDE”、本学オフィシャルホームページならびにTIPSを活用し周知している。各キャンパスに配置しているハラスメント相談員に対しては年に1回以上の研修を実施し、相談体制の強化・知識の向上に努めている。また、ハラスメント相談は対面を原則としているが、電子メールでの相談にも応じている（根拠資料 7-24）。

なお、2022年度は、2020年6月1日に施行された「労働施策総合推進法（以下「パワハラ防止法」）」が4月1日より中小企業においても義務化されたことを受けて、全教職員を対象（専任については参加必須）に、「東海大学ハラスメント防止SD・FD研修会」を開催し、静岡（望星丸含む）・熊本・札幌の各会場は対面研修、湘南・高輪・渋谷キャンパスにおいてはZoom研修を実施し、各キャンパスにおけるハラスメント防止の意識涵養に努めている。この研修における参加者は1,011人、参加率は72%であった（根拠資料 7-25）。ハラスメント防止研修は2023年度以降も継続して実施し、引き続き学内におけるハラスメント防止に努めていく予定である。併せて、ガイダンス開催やポスター掲示、啓発パンフレット

の新入生配付も引き続き実施していく予定である（根拠資料 7-26）。

学生の交流機会の確保は、全学的には新入生の授業開始前の時期に学科ごとに新入生研修会を開催し、学生生活に必要な情報を研修するとともに同級生との関係構築の機会としている（根拠資料 7-27）。

湘南キャンパスにおいては、新入生に対する学生証交付の翌日に学科内で小グループを編成してウォークラリーを開催している。多様な入試を経て入学した新入生が湘南キャンパス内を探索し、キャンパス内の理解を深めつつ同級生との関係を構築する機会としており（根拠資料 7-28）、参加者アンケートでも高評価を得ている。

学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施については、各カレッジオフィス（湘南キャンパスはスチューデントアチーブメントセンター含む）を通じて活動を支援している。部活動等については、一般サークルからスポーツ系の課外活動まで、スポーツプロモーションセンターとも連携しながら、施設の調整や経済的な援助、安全管理についての講習会などを実施している。また、毎年4月には課外活動団体によるクラブ紹介など、新入生勧誘行事の開催を支援して正課外活動（部活動等）の充実を図っている。

加えて、全ての学生についても、学内外での諸活動について安心して取り組むことが出来るように、「学生健康保険互助組合による医療費補助」（根拠資料 7-29）や、「安全運転講習会」を開催する（根拠資料 7-30）等、幅広い側面から「大学生活全般」について、問題が生じないように支援を行っている。

【進路支援】

キャリア支援は、学生への「ワンストップサービス」実現を目指し、各カレッジオフィスにキャリア就職担当者を配置して学生への支援活動を展開している。更に各カレッジでは学部特性と専門教育にあわせた「キャリア就職支援行事实行計画書」（根拠資料 7-31）を自ら策定し、カレッジ単位で独自のプログラムを考え、キャリア就職支援を展開している。大幅な組織変更に伴う運用方法の変更に関しては、「東海大学キャリア・就職支援業務に関する内規」に基づき、キャリア就職委員会が、全学的な運用の均衡と情報共有の促進を目指して取り組むこととなった（根拠資料 7-32）。

キャリア教育の実施について、東海大学のキャリア就職ポリシーとして掲げている「学生の就職指導も教育の一貫」という理念のもと（根拠資料 7-33【ウェブ】）、教職員が一体となってキャリア教育を推進していくために、各学科専攻における初年次教育や各カレッジでのガイダンスにおいて「自分の今を設計する」参考書として活用してもらえるように、「キャリアガイドブック～キャリアデザイン編～」を発行し、全ての新入生に配付した（根拠資料 7-34）。

この「キャリアガイドブック～キャリアデザイン編～」は、新入生へ配付するだけの取り組みではなく、授業活用を促進するためのFD・SD研修を事前に行い、担当教職員が各学科専攻における入門ゼミナールBでの教科書として活用することや、カレッジが開催するキャリア形成や自己分析のためのワークショップでの活用方法をイメージしやすくする取り組みも行った（根拠資料 7-35）。

また、将来の就職活動やキャリア形成に有益な各種講座を「補助教育講座」として提供し、受益者負担で様々な知識を得られるように環境を整備している（根拠資料 7-36）。加えて、

日本経済新聞社との協力により、本物の記者から新聞記事の解説を聞くことのできる「新聞で学ぶ経済の動きと仕組み」を2022年度カリキュラム「社会参加の方法と実践B」の中で学べるようにしている（根拠資料 7-37）。他にも、株式会社電通の社員による企画力向上を目的とした講座「IDEATION FACTORY」等を全学部対象に開講している（根拠資料 7-38）。特に学部2年次生を対象として行っている職業体験プログラムの「東海JOB-LEAGUE」（根拠資料 7-39）では、学生の職業観醸成や自身の価値観の再認識を促し、学部3年次生から徐々に始まる就職活動の前に仕事の実体験をさせることで卒業後のイメージをより具体化させ、バックキャスト思考で現実の自身との差を認識し、自主的な行動を促して就職活動の対策を考える体制づくりを構築した。

進路選択に関わる支援やガイダンスの実施に関しては、各カレッジで学部特性と専門教育にあわせた「キャリア就職支援行事実行計画書」（根拠資料 7-31）を年度計画として自ら策定し、カレッジ単位で独自のプログラムを考え、実施している。全学的なプログラムに関しては、「キャリア就職支援行事実行計画書」を策定し、実施している。

博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定または当該機会に関する情報提供については、東海大学として行う職能開発活動の機会を提供することは重要であると認識しており、プレFDに取り組むための環境作りをしている。現状では、本学オフィシャルホームページにて「プレFDに役立つ情報サイトのご案内」として、広く博士課程の学生に情報提供している（根拠資料 7-40【ウェブ】）。また、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定に留めず、博士課程の学生を任期付き特定助教として採用する制度の導入が決定しており、2023年度から実施した（根拠資料 7-41）。博士課程修了後のキャリア支援としての強化策として有効な施策となっている。

その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施について、学生生活に関する要望等は各キャンパスのカレッジオフィス（湘南キャンパスはスチューデントアチーブメントセンター含む）を中心に随時受け付けている。その他の問い合わせについても、本学オフィシャルホームページに掲載している。

寄せられた要望等の内容により適切な学内会議等で報告し、必要に応じて審議を行いながら対応を進めている。具体的な成果事例として、「卒業にあたってのアンケート」（例年12月から3月にかけて学内Webサービス上で実施）で寄せられた「就職支援行事の早期化」の要望に対し、カレッジオフィス（ウェルビーイングカレッジオフィス）が2年次の9月に進路ガイダンスを開催して対応している（根拠資料 7-42）。

2022年度に実施された教育組織の改組改変により、5学部（入学定員合計1,270名）の学生が1・2年次は湘南キャンパスに所属し、3・4年次は品川キャンパスに所属することとなった。2022年度に入学した学生は2024年度から品川キャンパスに所属することになるため、2キャンパスを跨いだ適切な学生支援体制を構築する必要がある。今後、諸課題を整理した上で適切な学生支援体制の構築に着手する予定である。

以上の通り、本学では方針に沿って修学支援、生活支援、進路支援の取り組みを行い、安定した学生生活の実現に繋がっていると評価できる。

※Covid-19 への対応報告(大学全体)

本学においては、2023年5月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)が変更され、感染者に対しての行動制限が課せられなくなった。また、感染者の周囲にいる濃厚接触者においても特定しなくなった。しかしながら、本学では政府・厚生労働省・文部科学省の発令に準じた対応をとることになっている(根拠資料 7-43)。

7.1.3. 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1: 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2: 点検・評価結果に基づく改善・向上

各カレッジに寄せられた学生生活に関する要望等は、学長室やスチューデントアチーブメントセンター等の学内部署にて対応を検討し、施策の実施に繋げている。

この取り組みに対する点検・評価の客観的指標として「卒業にあたってのアンケート」を用いている(根拠資料 7-44)。このアンケートの回答を集計し、その結果は学長、学部長会議・大学院運営委員会に報告され、改善が必要な案件については該当部署に対応依頼がなされ、学部や研究科、事務部門でも改善策を検討している。具体的な改善例としては、平塚駅周辺に居住する学生及び東海道線を利用して通学をする学生の通学負担軽減のため、平塚駅から本学までの急行バスの開通をした(根拠資料 7-45)。この事業については、専用乗車券の販売や、学生の履修状況などに鑑みダイヤ改正を行っている(根拠資料 7-46、47)。

また、修学上の支援や学生支援全般にかかる施策を検討する常任教務委員会を年間を通じて定期的に開催(根拠資料 7-48)することで、施策の検討・実施状況の確認・改善に取り組んでいる。例えば、一学期あたりの履修登録上限単位数の制限について、直近学期の学修成果を制限緩和に反映しやすくして学修意欲の継続を図るなど(根拠資料 7-49)、適切に改善に取り組んでいる。

上述した各方針に基づく業務については、各担当(主に、学長室教学担当、経理担当、国際担当、施設設備担当、情報担当、健康推進担当、スチューデントアチーブメントセンター及び各カレッジ)が分担して対応し、課題を把握して改善・向上を行っている。これらの活動については、各担当が毎年度、大学評価審議会からの指示を受け、「自己点検・評価報告書(基準7)」を作成・提出している(根拠資料 4-103)。「自己点検・評価報告書(基準7)」

(根拠資料 4-103)の提出を受けた大学評価審議会は、自己点検・評価委員会に内容の点検を指示する。自己点検・評価委員会には作成担当部署の所属長が委員として参加しており、大学基準協会が提示している点検・評価項目に沿って、相互に点検・評価している。

自己点検・評価委員会での点検結果は作成担当部署にフィードバックするとともに、大学評価審議会に報告し、大学評価審議会です全学的な課題と判断した場合は、学長に報告する。

7.2. 長所・特色

2022年度の改組改編にあわせてカレッジ制が本格的にスタートした。学生支援体制については、各カレッジが主体となり、学修支援・学生生活支援・進路（キャリア就職）支援等一つのオフィス（カレッジオフィス）で完結する体制を構築している。2021年度以前の組織では、用件により学生対応窓口が違っていたが、カレッジ制に移行したことにより、学生対応窓口がカレッジオフィスに1本化された。これにより、カレッジオフィスで様々な支援にアクセス出来るようになることに加え、教職協働の体制で、学部学科の運営や学生サポートを行っていく体制を構築できたことにより、学生の利便性が向上した（根拠資料 7-50）。

7.3. 問題点

2022年度に実施された教育組織の改組改変により、5学部（入学定員合計1,270名）の学生が1・2年次は湘南キャンパスに所属し、3・4年次は品川キャンパスに所属することとなった結果、主に学生会活動と、健康診断結果等の情報の持ち方について、新たなルール決めが必要になることが明らかになった。

具体的には、学生会活動については、学生会費の扱いや、活動形態をどうしていくか。健康診断結果や合理的配慮を必要とする学生の情報については、2つのキャンパスでどのように共有・管理し支援につなげていくかという課題である。

上記については、現在、スチューデントアチーブメントセンター及び学長室（健康推進担当）において、次年度に向けて検討を進めている。学生会活動については、2024年度以降の状況に鑑みた新たなルール策定が必要であるが、健康診断結果や合理的配慮を必要とする学生の情報による支援については、一律的なルールによる支援よりも支援が必要な学生に寄り添った個別対応による支援が必要となる見通しである。

7.4. 全体のまとめ

東海大学では、建学の精神に則り本学の使命と教育理念に従って、学生が学修に専念し、心身ともに健康で充実した学生生活を送れるよう、学生支援に関する方針を定め公表している。

本学の学生支援は指導教員制度を主体に、学生支援のワンストップサービス化を目指したカレッジ制を導入し、教職協働体制の構築を図っている。学修支援、経済支援、留学支援、就職支援、心身健康、危機管理等、広範囲の各種支援体制については、今までのノウハウをカレッジオフィスにて活用し、学長室やスチューデントアチーブメントセンター（湘南キャンパス）も含めた支援体制を構築しながら、学生支援を行っている。

[第8章] 教育研究等環境

8.1. 現状説明

8.1.1. 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は、建学の精神に基づき、「明日の歴史を担う強い使命感と豊かな人間性をもった人材の育成を通して、調和のとれた文明社会を建設する」ことを教育の使命とし、「自らの思想を培う」「学生一人ひとりの素質の伸張を支援する」「文理融合の幅広い知識と国際性豊かな視野の獲得」を、本学の人材を育成するための教育理念として定めている。

教育研究等の環境整備に関する方針は、上記の建学の精神、教育理念に従い、多様な学生の学修効果の向上ならびに、教員の教育・研究機能の向上を図るために、「施設・設備」「情報環境」「図書館」「研究環境」の各項目に関して定めている（根拠資料 8-1）。以下、項目ごとにその内容を列記する。

【施設・設備】

大学設置基準に従い環境整備を図ることと、キャンパスの全体構想に基づき、施設・設備の整備を図ることを定めている。

【情報環境】

常に最善の情報環境の整備に努めると同時に、情報システムの安定・安全運用に努めている。

【図書館】

東海大学付属図書館資料収集規程（根拠資料 8-2）に基づき、学術・文化情報を系統的・機能的に収集することと、常に最適な学術・文化情報サービスを提供することとしている。

【研究環境】

研究活動の高度化と活性化のために、競争的研究費獲得支援制度、共用研究機器等の環境整備及び、研究補助人材制度の整備、充実を図るとともに、知的財産等に関わる組織的、人的支援体制を整備することを定めている。

教育研究等の環境整備に関する方針は、本学オフィシャルホームページ（根拠資料 2-12【ウェブ】）で公開しており、これを通じて学内教職員への共有を行っている。

本学は毎年度自己点検・評価報告書を作成し、方針に従った業務遂行について点検・評価

を行っているが、2022年度及び2023年度自己点検・評価活動を行った結果、一部方針と現状業務の乖離が見られたため、方針の見直しを行った（根拠資料 1-37）。

以上の通り、方針は毎年度行っている自己点検・評価活動を通じて見直しを行っており、適切な方針であると評価できる。

8.1.2. 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1：施設、設備等の整備及び管理

1. ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
2. 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
3. バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境の整備
4. 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点 2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

※covid-19への対応報告を追加 【必須】

学生の学習環境や教員の教育研究環境の整備において、COVID-19 への対応・対策の措置を講じたかを記述。

【施設・設備】

校地・校舎面積は、校地2,221,680 m²、校舎 539,222 m²と、ともに大学設置基準第34条に規定されている「校地は、教育にふさわしい環境をもち、キャンパスの敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする」との条件（校地276,880 m²、校舎 269,286 m²）を十分に満たしている（大学基礎データ表1）。また、「学園マスタープラン」にて校地・校舎については施設の有効活用を踏まえた効果的・効率的な施設整備の推進を方針に定め、学生1人当たりの面積等を検証し、校地については事業計画に基づいた利活用の検討、校舎については2023年4月1日現在の耐震化率が81.9%であることから、耐震化を最優先とする整備を進めている（根拠資料 8-3）。

本学における施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保等に関しては、「教育研究等の環境整備に関する方針」（根拠資料 8-1）を基本方針として定めており、大学全体では「東海大学キャンパス利用計画の検討に関する内規」（根拠資料 8-4）の下、各キャンパスでは次年度以降の計画や予算の調整を諮る会議体である予算調整会議の中で整備方針を審議・確認し、財務、施設等多角的な評価を総合的に行っている（根拠資料 8-5）。各キャンパスでは教育研究の専門分野や校地・校舎の状況が異なることから、特徴を生かした教育研究等の施設、設備の環境を整備している。例として湘南キャンパスでは、2017年に湘南校舎グランドデザインを策定しており、能動的学習環境整備及びグロ

ーバルスタンダード施設を拡充することをデザインプランにて示している（根拠資料 8-6）。

安全及び衛生の確保（管理）については、消防設備点検・建築設備定期点検及びその他各種点検を実施し、法令を遵守した管理を行っている。さらに、ビル管理法に基づく害虫点検・駆除及び空気環境測定も行っている。

学生生活の快適性においては、各キャンパスにラーニングcommonsや集えるスペースを設けることで滞留や自習のしやすい環境整備を順次計画している（根拠資料 8-7）。また、2022 年度には湘南キャンパスに学部改組改編にて新設した児童教育学部の実習室として図工室、家庭科室・理科室を新たに設置した他（根拠資料 8-8）、札幌キャンパス新1号館の設計業務、各キャンパスにおける各種照明のLED化促進を進めている。九州キャンパスにおいては震災復旧事業の一環として、阿蘇くまもと臨空キャンパスの建設が完了し、2023 年度より運用が始まっている。その他のキャンパスにおいても、学生アンケートや学部・学科要望による施設ニーズを抽出し、整備計画を進めている（根拠資料 8-9～11）。

各キャンパス施設におけるバリアフリー化は、構内全体の影響箇所を調査した上で教室棟を中心に学生の利用状況を鑑みながら新築、改修計画に沿って、順次バリアフリー化を進める計画を策定しており、直近では湘南キャンパス1号館、静岡キャンパス8号館にエレベーターを設置している（根拠資料 8-12、13）。

その他、災害時に備えて各キャンパスでは避難経路を設定し、定期的に見直しや現地確認を行い、安全な避難経路の確保を行っている。高等教育部門の危機管理に関する最高決裁機関として、危機対策委員会を置き、危機防止策及び緊急事態に対する対応の検討、実施を行っている。

避難経路は、危機対策委員会で検討しており、災害等が発生した場合、屋内または屋外の避難に際し、使用する道筋として示したものである（根拠資料 8-14）。避難経路の周知については、快適に充実した学生生活を送るために安全で安心な生活環境が不可欠となることから、4月1日から開催されるガイダンスの「学生生活 安心・安全ガイダンス」の中で新入生を対象に周知している。また、2021年4月1日より本学オフィシャルホームページの「危機管理ガイド」に地震災害への備えや各種災害対応について掲載しており、さらに学生ポータルサイトにも2023年度に掲載したことで、より周知・対応できている。本学側で全学的な体制を整備することはもちろんであるが、日頃から学生も一人ひとりが自覚をもって災害時に適切な行動とれるよう、防災訓練等を行っていく予定である（根拠資料 8-15、16【ウェブ】）。

さらに、近隣の避難場所の提供や一時帰宅困難者の受入れを行っており、災害時に近隣住民が被災した際の備えとして、湘南キャンパス総合体育館を避難施設として使用するため、平塚市と協定を締結し受入れを行っている（根拠資料 8-17、18）。また、「平塚市地域防災計画」の中で準硬式野球場をヘリコプター臨時離着陸場として指定されている。

以上のことから、施設・設備については教育研究等の環境整備に関する方針に基づいて、教育研究活動に必要な校地及び校舎を有しており、教育研究活動に必要な施設及び設備を考慮し、さらに安全・衛生を確保した整備を行っている。

【情報環境】

本学のネットワーク環境は全国8キャンパスを学術情報ネットワーク（SINET）の仮想大学LANサービスで接続しており、湘南キャンパスや学外のデータセンターに設置している全学共通システムをどのキャンパスからでも利用できるよう整備している（根拠資料 8-19）。また、年次計画により遠隔授業や在宅勤務にも柔軟に対応できるよう無線LAN環境の拡充や建物間通信の高速化を進めるとともに、昨今のインターネット事情も考慮し、不正アクセス、情報漏洩、コンピュータウイルスといった種々の脅威にも備えている（根拠資料 8-20）。

教育研究用の情報機器は、定期的にリプレースを実施し授業や自学で利用できるパソコン室は全キャンパスで66室、3,212台のパソコンを設置している（根拠資料 8-21）。パソコン室では、Covid-19対策として飛沫対策や座席間隔の確保、消毒液設置によるキーボードや手指消毒の徹底などの措置を講じ感染防止にも努めている。

学生の自主的な学習を促進するための環境整備としては、教室や食堂など学生が集まる場所を中心に無線LANアクセスポイントを設置し、通信状況やアプリケーションの動向調査を行うことで回線整備を行い、遠隔授業にも柔軟に対応できる自由度の高い学習環境を提供している（根拠資料 7-23）。また、各自が所有する情報端末を有効かつ積極的に活用するBYODも推進しており（根拠資料 8-22）、マイクロソフト社をはじめとする各種ソフトウェアベンダーとのライセンス包括契約により、オフィスソフトや専門性の高いソフトウェアを無料で提供し学習効果の向上にも寄与している（根拠資料 8-23）。

本学では、学生の自主的な学びを促進するために、主に学生情報システム「TIPS（Tokai Information Portal Site：本学学生・保護者向け情報サービス）」（根拠資料 8-24）と学習支援システム「Open LMS」（根拠資料 8-25、26）を運用・活用している。学生は、TIPSを用いることによって、これまでの出席状況・成績状況等の学習履歴を振り返り、授業シラバスや授業に関するアナウンスや配布資料等を適宜確認しながら、履修・学習を効果的に進めることができる。

また、Open LMSには各授業のコースが用意されており、学生は、教員から提供される授業資料・課題・小テスト・チャット・掲示板などを通じ、自身の状況に合わせて授業内容の理解度を高めることができる。

情報倫理教育については、情報倫理の重要性の理解と啓発を目的として、Open LMSで情報倫理教育コンテンツ「INFOSS 情報倫理」（根拠資料 8-27、28）を提供している。学内においても個人情報の漏洩や閲覧、情報機器の紛失などが生じていること、知的財産保護や侵害コンテンツの利用を防止すること、更には情報知識の欠如により社会的不利益を被らないよう個人の意識やモラルの向上が必要不可欠である。学生は本コンテンツを用いて、いつでも自由にインターネット、著作権、個人情報保護などについて学習できるようにしており、情報社会の一員としてのモラルやセキュリティ意識の向上を目指している。また、教職員に対しても、FD・SD研修会を通じて情報インシデントの事例を共有し、再発防止や危機管理意識の向上に努めている。

8.1.3. 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1: 図書資料の整備と図書利用環境の整備

1. 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
2. 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
3. 学術情報へのアクセスに関する対応
4. 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点 2: 図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本学付属図書館は、8キャンパスの図書館で構成されており、図書の貸出、オンラインデータベースや電子ジャーナルの提供、利用ガイダンス実施、文献複写や図書の取り寄せサービス等を行っている。

付属図書館全体の所蔵資料は、図書 233万冊、雑誌3万種類、データベース等の電子情報65種類、電子ブック16,000タイトルであり、在籍学生数 27,839人（2023年5月1日）で除した結果、一人当たりの蔵書数は84.4冊となっており、学習・研究支援に必要な学術情報資料を整備している。また全学部の貸出実績調査では平均利用率が21.0%に達しているが、更なる利用率向上のために電子資料の利用促進や比較的利用の少ない資料の入替え等を積極的に進めていく（根拠資料 8-29～32）。

蔵書の質的構成については、「東海大学付属図書館資料収集規程」に基づき、「蔵書構成のバランス」「開設学部に対応した各専門分野資料の計画的、体系的な収集」「カリキュラムに沿った選書」等の方針によって構築している。その他、学生からの購入希望も含め、教員・学生への研究・学習支援に対応するための基礎資料や、教養図書も網羅的に収集している（根拠資料 8-2、33）。また、「東海大学付属図書館資料管理規程」に定める除籍基準を基に蔵書構築のリフレッシュ化を図り、常に適切に整備を行っている（根拠資料 8-34）。

オンラインデータベースや電子ジャーナルは、毎年の利用状況を鑑みながら契約を見直し、図書館予算の大半を占める電子情報の効率的な予算執行を行っている（根拠資料 8-35）。

本学付属図書館の蔵書検索システム TIME-OPAC(OPAC:Online Public Access Catalog)は、本学の所蔵資料を検索することはもとより、国立情報学研究所が提供する学術情報コンテンツ(NII検索)や、国立国会図書館や他研究機関の文献情報を対象とした横断検索により、従来のデータベース毎に文献探索をする方法から一括して複数の検索対象を調査できる環境を提供している。更に、本学が導入しているOPACからは貸出期間延長や予約申込み等、非来館型サービスの運用も展開しており、ス

スマートフォンからアプリを使った蔵書検索など、学生の利便性向上を図っている（根拠資料 8-36【ウェブ】）。

図書館の開館時間についてはキャンパスごとに異なるが、湘南キャンパスでは構内への入構制限緩和により授業開講期間及び定期試験期間に、月～金曜日（9：00～20：00）、土曜日（9：00～19：00）という体制をとっている（根拠資料 8-37）。

学習環境に関しては、新型コロナウイルス感染防止対策を考慮したレイアウト変更や配置を行い、適切な維持管理に努め附属図書館全体の座席数総計は 2,076 席である（根拠資料 8-31）。

本学附属図書館においては、図書館資料や学術情報サービス等に関する専門知識を有する者を中心に人員体制を構成し、全館職員 91 名（専任 34 名、臨時 29 名、業務委託 28 名）にて各業務を分担して行っている（根拠資料 8-31、38）。

また、附属図書館全体からの情報提供システムとして附属図書館ホームページを開設し、学習や教育研究活動で利用する各種機能をまとめた「図書館ガイド（動画）（図書館ホームページの活用・OPAC検索、貸出・返却・更新、分館案内、新聞・ニュース記事の検索と閲覧、図書の取り寄せ、文献複写の取り寄せ）」を掲載し、利用者が図書館サービスを幅広く活用できるよう情報提供している（根拠資料 8-39）。

上記の通り、学術情報資料の整備や利用環境・施設の整備、専門知識を有する図書館職員の配置などは、来館型のみならず非来館型の図書館利用を促進し、各サービスの利用統計においてもその効果が表れていることから、実現できているといえる（根拠資料 8-35、40）。また、新型コロナウイルス感染症対策による利用環境の変更により、附属図書館ホームページを利用しながら、図書館窓口にて対面で提供している利用者へのサービスのオンライン上への誘導を滞りなく進め、学生・教員の利便性を損なうことなく適切なサービスを提供している。

8.1.4. 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1：研究活動を促進させるための条件の整備

1. 大学としての研究に対する基本的な考え方の提示
2. 研究費の適切な支給
3. 外部資金獲得のための支援
4. 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
5. ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制
6. オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

東海大学では、本学の広範な研究活動の有機的結合や、研究・運営・開発の統合化を図り、外部機関との共同研究、受託研究、産官学連携を積極的に推進することを目的に、総合研究機構を設置し、本学全体の研究に対する基本方針として、総合研究機構基本理念を定めている（根拠資料 8-41）。この基本理念は本学が希求する人と社会と自然が共生できる新しい文明社会実現に貢献するための研究活動を積極的に推進する普遍的な考え方を示しており、適正な研究環境の維持・創造のために法令遵守の精神、厳正な研究倫理の涵養、そして闊達な研究活動の奨励・推進が謳われている。この理念を基に、学園の中長期計画を定めた学園マスタープランにおいても「新たな社会的価値を創造できる研究体制の構築」が掲げられており、中期事業計画では「研究活動の評価結果を活用したインセンティブの付与」や「研究促進に向けた研究所等の再編」、「新たな知財創出に向けた研究支援体制の強化」、「高度な研究維持に向けた基金の創設」など具体的なテーマを定め理念達成に向け取り組んでいる。

現在の展開としては、以下の通りである。

【研究費の支給】

教員の個人研究費は学部ごとに配分金額が設定されており、平均支給金額は 30.5 万円である。2022 年度における個人研究費執行額は 4 億 5044 万円であり、予算に対する執行率は約 93%と、個別教員による研究遂行がうかがえる（根拠資料 8-85）。また、総合研究機構による学内競争的研究資金として、「プロジェクト研究（予算：約 8,600 万円）」（根拠資料 8-42）、「研究奨励補助計画（予算：約 1,000 万円）」（根拠資料 8-43）、「研究スタートアップ支援（予算：約 1,000 万円）」（根拠資料 8-44）、「学術図書刊行費補助計画（予算：約 100 万円）」（根拠資料 8-45）、「論文校閲費補助計画（予算：約 500 万円）」（根拠資料 8-46）、「研究集会補助計画（予算：約 240 万円）」（根拠資料 8-47）、「クラウドファンディング型社会発信研究補助計画（予算：約 1,000 万円）」（根拠資料 8-48）を用意している。

2022 年度における当該施策の実施に対する決算額は約 1 億 1778 万円であり、予算に対する執行率は約 95%に上っている。学内競争的資金としての研究支援施策であり、採択後の外部研究費獲得状況等を参考に、毎年施策の適切性について研究企画委員会にて検証しており、公募要項や採否基準の改訂、社会要請・時代に応じた施策そのものの見直し等を適宜行っている（大学基礎データ表 8、根拠資料 8-49）。

【外部研究費獲得の支援】

外部研究費の獲得支援として、文部科学省科学研究費助成事業（以下、科研費）の採択件数向上を目的とした取り組みがある。この取り組みでは、科研費の採択経験者によるウェビナー、外部機関や URA 等による研究計画調書の査読、外部機関による科研費応募のためのオンデマンド説明ビデオの提供等に取り組んでいる（根拠資料 8-50、51）。また、科学技術振興機構（JST）や新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）等の公募については、URAに加え学長室に所属する専門人材のプロジェクトマネージャーが得意とする 5 つの分野（「電気電子・情報（IT）系」、「機械系」、「化学・材料系」、「生物・バイオ系」、「医学系」）について専属支援の体制を組み、競争的資金獲得に向けた応募書類

作成のサポートから共同研究に伴う契約のコーディネート、実施計画のサポートや研究成果の知財登録のサポートなどの支援を行っている（根拠資料 8-52）。

【研究室の整備】

教員の研究室は、個室の付与を基準として整備しているが、キャンパスや組織独自の運用方法等の理由により、複数名で使用している場合がある。

【研究時間の確保】

研究専念時間の確保のため、年平均1週当たりの授業責任時間は、職務区分により、「主に教育・研究を担当：6コマ（12時間）」「主に教育を担当：10コマ（20時間）」「主に研究を担当：3コマ（6時間）」と定めている。また、専任教員は、授業責任時間を超えて授業を担当することがあるが、担当する授業時間は、年平均1週あたり10コマ（20時間）を限度とすることを定めている。さらに、大学院の専攻及び学科長等の役職・管理職位にある者は、授業担当時間を減ずることができることも併せて定めている（根拠資料 6-19）。

教員の研究水準の向上を図るとともに、教育力を一層充実強化するために、課題に専念できる環境を整備し研究時間および教育開発時間を確保することを目的とした特別研究期間制度がある。この適用を受けることのできる者は、専任教員または特任教員として3年以上勤務し、研究または教育活動に関して、本制度の適用により著しい効果が期待できる者としている（根拠資料 8-53、54）。これに加え、本学独自に大型外部資金を獲得した教員については、研究に従事する時間を確保する目的で、授業コマ数の軽減を申請することができる制度を整備している（根拠資料 8-55）。この制度の適用者は、2019年度5名、2020年度4名、2021年度4名、2022年度0名、2023年度1名となっている。

【研究活動の人的支援】

本学では、東海大学教育補助学生規程（根拠資料 6-17）に基づき、大学院学生の教育経験と奨学に寄与するとともに、本学における教育機能の充実を図るため、学部授業（実験・実習・演習科目等）における教員の教育補助者として、ティーチング・アシスタント（TA）を採用している。TAは学部授業の出欠の確認・記録や授業中発言の記録、実験準備や実験中の受講生サポート、片付けなどの業務を行い、教員の負担軽減に貢献している。この制度は全学部対象に展開され、12研究科がTAを採用している（根拠資料 8-56）。

さらに、研究支援の環境提供の一環として、東海大学特定研究員規程（根拠資料 8-57）に基づき、大学が戦略的に実施する特定課題、文部科学省科学研究費助成事業、厚生労働科学研究費補助金の課題等の研究代表者又は研究分担者のもと、共同研究者又は研究補助者として、ポストドクター（PD）、ポストマスター（PM）、リサーチアシスタント（RA）を採用している。採用者には研究専念の義務があり、特定の研究に従事して研究の促進に貢献している。特にRAについては所定の勤務記録と作業内容を付記した出勤簿を作成し所属長が承認の後、事務部門が確認をしている。

【オンライン教育の支援】

また、オンライン教育の実施においては、学生情報システム「TIPS」（根拠資料 8-24）や学習支援システム「Open LMS」（根拠資料 8-25、26）の利用マニュアルを作成して本学オフィシャルホームページにて公開している。加えて、教員からの種々問い合わせ、データ登録、動作検証、情報提供なども行うとともに、障害発生時には早期復旧に注力し教育システムを円滑に利用できるようにしている。

以上のとおり、「学校法人東海大学総合研究機構基本理念」に基づき、教育研究活動促進のための環境並びに支援施策等を行っており、教員に対する支援（学内競争的資金による資金面の支援、外部研究費獲得に対する体制面の支援、研究専念時間・環境確保のための体制面の支援など）については十分な活用がされており、また、それぞれの取り組みにおいては中期事業計画において、改善に向けた検討・行動が毎年実施しており、適切な支援が行われている、または適切な支援に向けた活動が展開されていると評価できる。

8.1.5. 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

1. 規程の整備
2. 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供
(コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等)
3. 研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学では、「東海大学教育および研究に携わる者の行動指針」（根拠資料 8-58【ウェブ】）を定め、これを教職員に徹底し、研究倫理と法令遵守に根ざした教育研究活動を展開している。そして、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定）」（根拠資料 8-59）、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」（根拠資料 8-60）に基づき、東海大学における研究活動に係わる不正防止と研究費及び競争的資金等の運営・管理を適正に行うために関連委員会の設置、各種規程を整備している（根拠資料 8-61）。

この研究活動に係る不正防止、研究費の適正な運営・管理及び不正が生じた場合における適正な対応を行うために、学長を最高管理責任者とし、研究倫理の向上、不正行為の防止及び研究費の運営・管理等に関し、本学全体を統括する不正防止対策統括責任者として副学長（理系担当）がその責を担い、さらに実効性を高めるべく、2022年度より新たに不正防止対策統括副責任者（学長室部長（研究推進担当））を配置している。

副学長（理系担当）を委員長とする東海大学研究活動の不正防止対策委員会は、学内における研究活動の不正防止に関する啓発や不正防止対策に関する検討及び実施の役割を担っている。さらに、学内の研究活動に関わる研究者等に対する不正行為の事前防止及び公正な

研究活動の推進のため、研究倫理教育全般について検討を行う東海大学研究倫理教育推進委員会の設置、研究組織の役割分担とデータ保存に関する規程を整備している（根拠資料 8-61、62）。なお、本学では、研究活動の不正防止及び公的研究費の適正管理のための体制を、「東海大学における研究活動の不正防止対策推進体制」として、本学オフィシャルホームページに掲載し学内外へ周知・公表している（根拠資料 8-63【ウェブ】、64）。

本学では、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を合わせて、「研究倫理教育」として対象者別に3区分で実施している（根拠資料 8-65）。全教員、研究員及び研究支援業務に携わる事務職員を対象とする区分では、研究倫理教育受講後の有効期限は3年である。大学院生には、指導教員が毎年研究倫理教育を実施しており、学部生に対しては、在学中に必ず受講できるよう各学部・学科が受講時期、回数等を定め、毎年実施している。

各区分における実施・受講状況は、研究倫理教育推進委員会事務局が確認しており、学部長会議に報告し、未実施・未受講者へ働きかけるよう依頼して受講率向上に努めている。なお、2022年度の実施にあたっては一部カレッジが未実施であったため、実績ベースの受講率は、教職員 92.0%であった（根拠資料 8-66）。

研究活動の不正行為等について調査事案が発生した際には、東海大学研究活動の不正防止対策委員会の指示に基づき、予備調査を経て不正調査委員会が学内審査機関として機能する。この委員会は、不正防止対策統括責任者である副学長（理系担当）が委員長に指名され、委員の半数以上を外部有識者としている（根拠資料 8-61）。なお、研究活動における不正告発相談窓口（根拠資料 8-63）及び公益通報等の窓口（根拠資料 8-67）についても整備しており、2022年度から新たに不正告発相談窓口 externally の弁護士事務所を加え、透明性の確保に努めている。

そして、公的研究費及びそれに準じる研究費の不正使用を防止し、適正な運営・管理を行うための責任体制は、学長を最高管理責任者、学長の命を受け実質的に研究費の適正執行を担う不正防止対策推進責任者として学長室の部長や部長不在部署の課長、各キャンパスにおける研究費適正執行に直接的に関わる不正防止対策推進責任者としてプロボストや学部長、研究科長をそれぞれ定めている。更に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（実施基準）の改訂に伴い、内部監査の実施にあたり専門的な知識を有する者（公認会計士等）の参画や監事、内部監査部門（法人監査室）との連携を強化し、不正防止システムの構築を行っている（根拠資料 8-64）。

これらに加えて 2022 年度より改訂された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」では、研究機関全体の意識改革を図り、研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を形成するために、1. ガバナンスの強化、2. 意識改革、3. 不正防止システムの強化という3項目を柱に不正防止対策を強化するよう求めている。本学ではその対応として、内部監査の実施にあたり専門的な知識を有する者（公認会計士等）の参画、監事や内部監査部門（法人監査室）との連携を強化し、不正防止システムの構築を行い、監事、法人監査室、公認会計士、学長室（研究推進）、学長室（渉外）で構成する不正防止連携ミーティングを定期的を実施し、研究費の不正防止に対し取り組みを推進している（根拠資料 8-68）。

以上述べてきたとおり、「東海大学教育および研究に携わる者の行動指針」に照らし、研究倫理を遵守するための必要な措置が適切に取られていると評価できる。今後は、内部監査

結果も含めて検証し、それぞれの取り組みにおける透明性・公平性を担保した評価指標を設定し、それに伴う改善策の推進を継続的に実施していく。

8.1.6. 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究環境の適切性に関する点検・評価の一つとして、毎年度、学生の卒業にあたってのアンケートを、全学部学科の学生を対象として実施している（資料 7-44）。

2022年度のアンケート結果では、キャンパスライフにおける教育環境の整備について学生から意見が出されており、食堂や無線LAN環境等への要望事項が示されている。これらの意見については、学部長会議へ報告を行った後、各学部・センター・事務部門等において関連する指摘や問題点についての改善案の検討を行い、改善策について再び学部長会議で報告が行われることで、順次改善策の導入を行っている（根拠資料 7-44、8-69、70）。

【施設・設備】

施設面の点検評価では、各機関の管理部署が事業別・目的別内訳表を作成しており、その中で事業の背景、コンセプト、想定される効果を教職員の視点から記載している。また、実施後の効果検証も記載して、全国キャンパスの整備が適正に進められているかの検証を行い、今後の計画への改善・向上を図っている（根拠資料 8-71）。

【図書館】

図書館、学術情報サービスの適切性に関する点検・評価の一つとして、「東海大学付属図書館規程」に基づき、東海大学付属図書館運営委員会東海大学付属図書館図書委員会を設置し、各委員会を開催している。この委員会では教育及び研究活動に必要な資料の収集状況や、図書館の管理運営、利用者からの要望等について、各種資料や利用統計等を元に、実施している施策の適正性や効果等の検証を行い、その結果を元に、次年度の図書館運営や必要な環境整備を展開する体制をとっている（根拠資料 8-72～75）。例えば、図書館ガイドの動画コンテンツについては、学生の利用のみならず授業等における教員の図書館利用方法説明への活用を目的として整備している（根拠資料 8-39）。

【情報環境】

情報環境については、より洗練されたシステムの台頭や技術革新などにより計画当初の想定を超える場合が少なくなく、日常的に寄せられる学生や教職員からの照会、不具合情報、改善要求、卒業にあたってのアンケート結果などを踏まえ、関連ベンダーと情報交換、技術

検証や分析を行ったうえで軽微な設定変更や設備の改修・増設は、直ちに対応を行っている（根拠資料 8-76）。さらに、教育研究等環境として適切と判断される技術や設備は、定期的リプレース計画に盛り込むことで改善に向けて取りくんでいる（根拠資料 8-77）。

また、定期的リプレース計画においては、関連ベンダーとの定例会での稼働実績や諸問題の共有をはじめ、最新の技術動向やサービスなどの情報収集と将来予測、実施計画に関するキャンパス間調整、関連ベンダーへのRFP（Request for Proposal；提案依頼書）の提示などを通じ、先進性、経済性、安定性、セキュリティなどを考慮したうえで、学部長会議や情報システム委員会などの審議を経て、最新技術を導入するようにしている。

2023年度は、新型ファイアウォールの教育研究系ネットワークへの展開、全キャンパスの学術情報ネットワーク（SINET）接続回線の見直し、BYOD（Bring Your Own Device）の取り組み計画の策定、無線LANアクセスポイントの増設などを通じ教育研究等環境を改善している（根拠資料 7-23、8-78～82）。

【研究環境】

教育研究活動促進のための環境並びに支援施策等に関する点検・評価は、「学校法人東海大学総合研究機構基本理念」に基づき、総合研究機構運営委員会及びその小委員会である研究企画委員会にて実施する施策の適切性や効果等の検証・検討を行い、次年度の施策の企画に反映している（根拠資料 8-83）。

具体的には、施策の1つである「クラウドファンディング型社会発信研究補助計画」については、内部で用意できる研究助成資金には限界があるとの認識から、外部からの研究費を安定的に確保し、社会還元を分かりやすく示す手法として検討が始まり、研究企画委員会での審議、総合研究機構運営委員会での承認を経て2021年度から総合研究機構の施策として展開している。導入2年目となる2022年度も審査採択された4件の案件全てが目標資金獲得をクリアして研究に着手しており、資金援助者に対しWebを通じた経過報告などを実施している旨、研究企画委員会並びに総合研究機構運営委員会にて報告が行われており、本施策は設置目的を果たしている状況との判断から、次年度以降も継続して展開を行う予定である。

また、研究倫理教育及び研究費の不正利用防止に関する点検・評価は、「東海大学教育および研究に携わる者の行動指針」に照らし、不正防止対策委員会にて取り組みの実施状況と発生事例の対応を協議している（根拠資料 8-84）。特に研究費の不正利用防止については、今後、内部監査結果も含めて検証し、それぞれの取り組みにおける透明性・公平性を担保する改善策の推進を継続的に実施できるよう、必要に応じた整備を行う必要があると考える。

以上のように、教育研究等環境の整備に関わる各担当（学長室施設設備担当、情報担当、図書館担当、研究推進担当）は、各種規程、方針、年次計画等に基づいて施策を実施し、その適切性については「卒業にあたってのアンケート」も参考にして毎年度自己点検・評価を行い、自己点検・評価報告書（基準8）を作成し、大学評価審議会に提出している（根拠資料 4-103）。自己点検・評価報告書の提出を受けた大学評価審議会は、自己点検・評価委員会に内容の点検を指示する。自己点検・評価委員会には作成担当部署の所属長が委員として参加しており、大学基準協会が提示している点検・評価項目に沿って、相互に点検・評価している。

自己点検・評価委員会での点検結果は作成担当部署にフィードバックするとともに、大学

評価審議会に報告し、大学評価審議会です学的な課題と判断した場合は、学長に報告する。このプロセスを通じて、教育研究等環境の適切性を定期的に点検・評価し、改善・向上に取り組んでいる。

8.2. 長所・特色

特になし。

8.3. 問題点

本学のネットワーク環境は限られた予算を有効に使用できるよう年次計画で整備をおこなっており、できるだけ学生や教職員からの改善要求に沿えるよう関連ベンダーと調整をして進めている。しかしながら現実には、機材性能や要求環境が日々進化しており、整備実施時期によりキャンパス間や建物間で通信性能の差が生じている。具体的には、教室や学生が集う場所を中心に無線LANアクセスポイントを設置しているが、利用人数の増加やマルチデバイス化の進展、コンピュータシステムの通信セッション数の増加などにより無線LANに接続しにくい場所や無線通信が安定しない場所が見受けられる。また、通信障害の原因特定にも時間を要する場合がある。

また、個人研究費の支給、研究室の付与、リサーチアシスタント等の教育研究活動支援については、その適切性の検証が長らくされておらず、現行体制の評価と必要に応じた改善の検討を適切な会議体等で評価し改善策を検討する時期であると認識している。

図書館については、耐震工事の影響で中央図書館が休館中であり学習や閲覧に供するスペースが一時的に縮小している。また、中央図書館の蔵書を外部倉庫に別置しているため、閲覧希望者には取り寄せで対応せざるを得ない状況にある。学生や教職員からも図書館サービスの改善やオープンサイエンス時代に即した機能が求められており、ライブラリ・スキーマの策定とともに学習と研究の拠点に資する新しいコンセプトを盛り込んだ中央図書館の早期の再開を目指している。

校舎・施設のバリアフリー化については、湘南キャンパス1号館、10号館、20号館、清水キャンパス3号館、8号館等で新設や改修工事の実施、エレベーターの設置が実現できたが、全学的にはまだ十分とは言えない。耐震化とともに校舎・施設の改修・改築に関する年次計画において、順次対応を計画している。

8.4. 全体のまとめ

学生の学習や教員による教育研究活動に関する、環境や条件を整備するための方針として、「教育研究等の環境整備に関する方針」を定め公表しており、この方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場、ネットワーク環境、及び学生の自主的な学習を促すための

ラーニングcommons等、教育研究活動に必要な施設及び設備の整備に努めている。しかしながら、全学的な校舎・施設のバリアフリー化については、現状では不十分であると認められ、今後、積極的な改善を図るものである。

学術情報サービスを提供するための体制としての図書館は、湘南キャンパスをはじめとして8キャンパスで10図書館を有し、各館緊密に連携している。

教育研究活動を支援する環境や条件の適切な整備に関しては、「学校法人東海大学総合研究機構基本理念」に基づき、研究費配算及び学内競争的研究資金の設定、科学研究費補助金等の外部資金獲得支援施策の実施の他、研究時間確保やT A、R Aの採用など幅広く適切に対応し、教育研究活動の促進を図っている。

研究倫理を遵守するための必要な措置・対応に関しては、文部科学省による公的研究費の管理・監査及び、研究活動の不正対応等に関する各種ガイドラインを遵守し、学内における研究不正防止対策に対する委員会や、組織的な管理運用体制を構築している。

教育研究等環境の適切性に関する定期的な点検・評価については、その一つとして、毎年度、学生に対する卒業にあたってのアンケートを実施しており、キャンパスライフにおける教育環境への整備について学生から意見が出ている。これらの意見・要望等は、学部長会議へ報告した後、各学部・事務部門等において検討後、改善策を再び学部長会議へ報告し、さらに改善内容を学生へ公開する等、組織的に改善・向上を図っている。

[第9章] 社会連携・社会貢献

9.1. 現状説明

9.1.1. 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

社会連携・社会貢献に関する方針では、以下の通り記載されている。

建学の精神に基づいて 2017 年度に制定された学校法人東海大学「学園マスタープラン」において、「学園のあるべき姿【目的】」の一つである「連携」について、「総合学園としてのリソースを余すところなく活用し、集いと交流を通して教育・研究の成果を広く社会に還元し、よりよい地域社会、国家、国際社会づくりに寄与します。」と明示されている（根拠資料 1-24）。本学では、この学園マスタープランの主旨に基づき、地域との連携推進による地域課題の解決や教育・研究活動と連携した産官学連携、国際教育と相互理解、パブリック・アチーブメント教育（シティズンシップ教育）の実践による人材育成を通じて社会貢献に努めることを明示した「社会連携・社会貢献に関する方針」を定め、学部長会議にて全学的に報告・共有するとともに、本学オフィシャルホームページでも公表している（根拠資料 2-11【ウェブ】、9-1、2）。なお、方針に基づく具体的な取り組みは次項以降で報告する。

以上のことから、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針は適切に明示しており、全学的な共有も行っている。

9.1.2. 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点 1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点 2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点 3：地域交流、国際交流事業への参加

※covid-19への対応報告を追加【任意】

社会連携・社会貢献において、COVID-19への対応・対策を行っている場合は、その内容を記述。

【地域連携活動】

地域連携活動における社会連携は各キャンパスに根付く形で、キャンパスの所在する自

自治体と包括連携協定を結び、キャンパスの立地や学部等の特性を生かした取り組みを行うことにより、社会的要請（地域社会のニーズ）に込えている。具体的には、地域に開かれた大学として、札幌キャンパスでは「第14回南沢ラベンダーまつり」（2023年7月16日開催）、湘南キャンパスでは「TOKAIグローバルフェスタ2022」（2022年10月22日開催）、伊勢原キャンパスでは「令和4年度東海大学健康クラブ 市民健康スポーツ大学」（2022年9月17日より開講）、静岡キャンパスでは「シロウオの観察会」（2023年3月4日開催）、熊本キャンパスでは「第63回公開セミナーLet's不思議！「農の今昔」」（2022年12月3日開催）など、地域住民に来校してもらい、教職員・学生との多世代交流の機会を設けている（根拠資料 9-3～7【ウェブ】）。なお、湘南キャンパスでは、「TOKAIグローバルフェスタ2023」（2023年10月14日開催予定）に向けて、各カレッジ・センターを主体とした企画運営に取り組んでいる（根拠資料 9-8）。このほか、医学部付属病院での本学と東京都、小笠原村の3者で2021年5月に締結した同村における新型コロナウイルスワクチン接種に係る連携・協力に関する協定に基づく小笠原村・父島での新型コロナウイルスワクチン接種（集団接種）の実施（根拠資料 9-65【ウェブ】）や静岡市・清水港への外国船籍のクルーズ船入港を受けた海洋学部学生有志による清水港・JR清水駅での通訳ボランティアの再開（根拠資料 9-66【ウェブ】）など、地域に出向いて社会的要請に込える取り組みも行っている。

包括連携協定（根拠資料 9-9【ウェブ】）を締結している自治体のうち、キャンパス所在地の自治体との協議会等は、学長室（地域連携担当）や各キャンパスのカレッジオフィス等で対応している。協議会では当該年度の実績報告や次年度の事業計画審議・承認、意見交換・情報共有など行っており、2022年度はcovid-19の影響により一部書面会議となっていたが、2023年度は年数回（自治体により異なる）対面で実施する予定である（根拠資料 9-10）。その他、包括連携協定を結ぶ自治体からの要請に基づく専門知識を有する教員の各種委員・講師派遣も、自治体との関係性や即時性を考慮し、学長室（地域連携担当）やそのキャンパスのカレッジオフィスが窓口となり対応を行っている（根拠資料 9-11）。

また、広く一般に向けた社会連携活動の一つとして、大学の知、多様なリソースを還元する目的として、主に本学教員を講師とした生涯学習講座を年2回（前期／後期）開講している。covid-19対策の一環として、2020年度後期よりZoomを用いたオンライン講座を開講してきたが、国内外の情勢等を鑑み、2023年度はオンライン講座とともに一部対面形式での講座も開講しており、オンライン・対面合わせて84講座を企画している（根拠資料 9-12）。講座編成の際は、申込状況や各講座で受講生に対して実施しているアンケート（根拠資料 9-13、14）を基に、生涯学習講座事務局を務める学長室（地域連携担当）にて検討の上、開講形式の変更などを行っている。なお、生涯学習講座においてもキャンパスの立地や学部等の特性を生かした講座を行っており、2023年4月に新設された阿蘇くまもと臨空キャンパスでは、これまで阿蘇フィールド（旧阿蘇校舎、阿蘇実習フィールド）で開講していた農学部教員による生涯学習講座2講座を初めて開講した。「豆乳ヨーグルトを学びチーズを作る」（2023年6月24日開講）では食品加工教育実習棟での座学とチーズ作り体験、「草原で育つあか牛のおいしさを知る」（2023年7月22日開講）では教室での座学と食品加工教育実習棟に併設されたオープンキッチンでの調理実演を実施し、大学の知を還元するとともに、新設キャンパスを地域の方々に知っていただく機会となった（根拠資料 9-67～69）。

上記に加え、2023年10月には、本学海洋学部と静岡市との連携事業である「渚の植物観察会」を小学生と保護者を対象に開催し、海岸の環境を守る大切さを伝えた（根拠資料 9-15【ウェブ】）。この活動は、本学のSDGsに関する取り組みのひとつとして行われている（根拠資料 9-16【ウェブ】）。

【産官学連携活動】

本学では、新たな価値の創造を目指し、毎年度「東海大学の産官学連携に関するビジョン」（根拠資料 9-17）を定め、これに基づいた社会連携・社会貢献を推進している。これらは、文部科学省及び経済産業省の承認を受け設置する「承認 TLO」機関として、学長室が中心となり、産官学連携担当部署として活動を行っている（根拠資料 9-18）。具体的には、かながわ産学公連携推進協議会（CUP-K）をはじめとする産学連携支援機関や他大学との産学連携についても学長室が窓口となり、体制構築に努めている。

大学共同利用機器の推進に関しては、湘南キャンパスに設置されている高度物性評価施設について、東京都市大学と東海大学との研究交流に関する包括協定を締結（根拠資料 9-19）し、相互利用の促進による研究推進・新たな研究成果導出の基盤整備を図っている。また、2022年度より日立ハイテク社、日立ハイテクサイエンス社、日立ハイテクフィールドディング社との間で、リモートアクセス及びクラウド活用に係る研究装置の利用促進に係る協定書を締結（2023年2月）して、本学6キャンパス（札幌・伊勢原・湘南・静岡・熊本・阿蘇くまもと臨空）に設置している異なる研究装置のリモート管理・運用に向けた実証研究を開始している。これは、共用研究装置の相互利用を可能にすることで、大学内の立地を理由に類似の高額な研究装置を複数所有する必要や研究者が装置利用のためにキャンパス間を移動する時間的・経費的な制約もなくなり、所有資産の有効的活用や研究成果の導出並びに学内外連携研究の促進を目指して研究を展開している。また、将来的には大学の枠を超えた研究装置の相互利用も視野に入れている（根拠資料 9-20、21）。

地域への社会還元活動においては、キャンパス毎に近隣の自治体と包括的な提携に関する協定を締結しており、各自治体の要請に基づく活動を展開している。具体的には、本学と伊勢原市との包括的な提携に関する協定では、「伊勢原ねんりんフェスタ2022」（2022年11月13日～14日開催）において、未病改善教室として「健康レストラン」を出店し、栄養に関する知識を深めてもらう活動（根拠資料 9-22）を実施したり、熊本地震で被害を受けた南阿蘇村でのあか牛繁殖を目指す熊本県の事業「ザ・ファーム阿蘇」においては、これまで培った加工技術などを活かした支援を実施している（根拠資料 9-23【ウェブ】）。また、北海道留萌市との協定では、留萌市・漁協と共同でナマコ養殖に関し、稚ナマコを捕食者から守る特殊な囲いを実用化した他、稚ナマコのサイズに適した水温や給餌方法を考案する取り組みを行っており、養殖の安定供給に貢献する成果も出ている（根拠資料 9-24）。他にも東京（港区高輪・渋谷区代々木）・平塚・静岡に所在する各キャンパスにおいても、地元自治体との各種協定を通じ、専門性の高い知見の社会還元が展開されている（根拠資料 9-9【ウェブ】）。

研究成果の実用化に係る活動実績は、（根拠資料 9-25）表1～7のとおりである。2022年度は研究広報に関するシーズ展示・セミナーについては、covid-19感染拡大防止の面から

対面形式の展示会開催は見送られるケースが多い傾向にあり、社会情勢並びに本学における感染症拡大防止措置に鑑み、オンライン形式を中心に展示会に参加していた。産学連携・技術移転活動による社会貢献により大学の研究活動が促進したことから、2023年度はcovid-19に対する社会情勢の変化を受け、「大学見本市2023～イノベーションジャパン」（2023年8月24日～25日開催）（根拠資料 9-26）や「最先端科学・分析システム&ソリューション展（JASIS2023）」（2023年9月6日～8日開催）（根拠資料 9-27）に対面形式で参加している。以上のような産学連携・技術移転活動による社会貢献は、本学の研究活動の活性化にも寄与している。

【国際連携活動】

本学では、グローバル大学として多様な価値観を尊重し、学術・文化、スポーツなどの交流を通じて国や政治の壁を超えた国際協調と相互理解に貢献する活動を展開するという理念の下で、学外の多くの組織と連携し、国際的な交流事業を展開している。主な事例としては、以下のとおりである。

①笹川平和財団からの委託を受けて、イラン国際関係大学（SIR）の大学院生を対象とした短期研修プログラムを実施している（根拠資料 9-28、29【ウェブ】）。またイラン国際関係大学はイランの外交官を養成する教育機関であり、日本の社会、経済等についての講義を東海大学では行っている。今年度は、本学教員が講義を行う他、本学大学院政治学研究所の大学院生2名が「芸術の政府統治」「中国と日米同盟」をテーマにした研究発表を行った。

②国立研究開発法人科学技術振興機構（JST: Japan Science and Technology Agency）からの要請により同機構の企画である「オンライン大学紹介」に参加している（根拠資料 9-30、31）。これは、海外の高校生等にオンラインを通じて、日本の大学を紹介する試みである。

③国際原子力機関（IAEA: International Atomic Energy Agency）との協定に基づき「IAEA原子力スクール」と「IAEA原子力安全基準研修コース」を開催している（根拠資料 9-32、33【ウェブ】、34、35【ウェブ】）。IAEA原子力スクールでは本学教員がファシリテーターを務め、本学医学研究科の学生が参加した。また、IAEA原子力安全基準研修コースには原子力工学を学ぶ大学院生と学部生が参加している。

④本学は、2020年8月28日に国連大学サステナビリティ高等研究所（UNU-IAS）がオンラインで開催した「国連大学SDG大学連携プラットフォーム（SDG-UP）」の設立記念シンポジウムへの参加を切っ掛けとして、学内で検討を経て、SDG-UPのメンバーになっている。これにより、SDG-UPカリキュラム分科会が、一般教養科目として開発した講座「国連SDGs入門」を開講し、本学教員による授業を展開しており、授業を受講することで学生も活動に参加している。修了者に認定証を発行している（根拠資料 9-36、37【ウェブ】、38、39）。

⑤本学の外地機関であるヨーロッパ学術センターがデンマーク柔道連盟と共催している柔道大会、松前カップがデンマーク王国ヴァイレ市で2023年2月18日～2月20日に開催。26か国800名の選手が参加し、本学からも選手団が参加している。「松前カップ」に参加する選手団は体育学部の学生が中心であり体育学部の教員が引率者として同行している。松前カ

ップは1988年の第1回大会以来、原則的に隔年で開催しており、最初は本学主催の小規模な大会であったが、デンマーク柔道連盟の努力もあり、多くのスポンサーが付く大会に成長している。今大会にはヴァイレ市が主導する日本とデンマーク間のビジネスを促進することを目指した「松前カップビジネス」も開催しており、これらの様子は在デンマーク日本国大使館のホームページでも紹介されている（根拠資料 9-40【ウェブ】）。

⑥UAE国民子弟を日本式教育で育成する日本UAE両政府による「UAE子弟教育プログラム」に2018年度から協力している。UAEの日本人学校において教育を受けているUAEの学生を東海大学附属高輪台高校に受け入れて、東海大学に進学させるプログラムである。UAE政府が奨学金を支給し、在日大使館が学生に支給している（根拠資料 9-41【ウェブ】）。

⑦湘南キャンパスの所在地である平塚市の国際交流協会並びに平塚・カウナス交流推進委員会に委員を派遣し（根拠資料 9-42）、大学の国際交流の知見を平塚市の国際交流事業に提供している。

【教育活動】

教育研究活動における社会連携の取り組みでは、正課及び正課外の教育プログラムにおいて、社会や地域との連携を強く意識したパブリック・アチーブメント（PA）教育（シティズンシップ教育の一形態）を積極的に実践している。パブリック・アチーブメント教育を支える授業科目として、カリキュラム上の全学共通必修科目である「発展教養科目」に「シティズンシップ（現代社会と市民）」「シティズンシップ（社会参画の意義）」「地域理解」「国際理解」、全学共通選択科目「社会的実践科目」に「社会的課題の理解と探究A/B」「社会参加の方法と実践A/B」を配置している（根拠資料 9-43～50）。4つの全学必修科目は、地域や世界の課題を関係者と協同で解決できる創造的かつ能動的市民としての力を身に付けるための導入的な基盤として、学生個々の関心と社会的課題を結び付けながら、ディスカッションやグループワークを通じ社会参画の方法を体験的に学ぶ機会を提供している（根拠資料 9-51）。また、ゲストスピーカーとして行政機関や非営利団体等から外部講師を招くなど、社会的課題の現場の状況と授業を結び付ける取り組みも行われている（根拠資料 9-52【ウェブ】、53）。

選択型の2科目では、より実践的に地域社会と連携し、地域課題の解決に向けて活動する試みも展開されている。さらに、正課外教育として、学生自らが社会貢献、地域活性、国際交流などを目的として企画、実施する学生プロジェクトの支援も行っている（根拠資料 9-54【ウェブ】、55【ウェブ】）。その中で教員と学生（プロジェクトメンバー）が一体となり「水」をテーマにした多彩なブースを出展し、「秦野名水フェスティバル」の運営に協力したことにより、成果をあげることができた（根拠資料 9-57【ウェブ】）。これらパブリック・アチーブメント教育については、スチューデントアチーブメントセンターが一括して運営・調整を担い、実際の授業やプロジェクトへの支援には全学の教員が参画しながら、多様な学生・教職員が交流し、それぞれの関心や専門性を持ち寄りながら地域・社会への貢献を実現する体制としている（根拠資料 9-56【ウェブ】、57【ウェブ】）。これら教育実践に対する評価検証、理念整理、新たな取り組みの開発などを目的とした研究活動も進展して

おり、スチューデントアチーブメントセンター紀要において、既にそれら成果の一部を発表している（根拠資料 9-58）。

以上のことから、学外組織との適切な連携体制を構築し、教育研究成果を還元するとともに、社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動を実施しており、また、教育研究成果を適切に社会に還元している。

9.1.3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

【地域連携活動】

これまでの取り組みとして、特にイベント開催時には来場者アンケート（根拠資料 9-59）により来場者の満足度や希望事項を調査して、その結果に基づき、次年度の計画に反映させるべく担当内で計画の修正など改善・向上を行っている。具体的には、「TOKAIグローバルフェスタ2022」において、来場者アンケート等を行うことで、本イベントを知ったきっかけとして「学校等で配布されたチラシ」が半数以上だったことを受けて、自治体の協力を得てチラシの配布先を追加することによって、より取り組みを知っていただけるように対応している。また、自由記述欄にて飲食物販売を求める声が複数あったことを受けて、授業期間中に大学に出店しているキッチンカーにも出展依頼を行うことで要望への対応をしている。加えて、生涯学習講座においては、各講座で受講生に実施しているアンケート（根拠資料 9-13、14）や申込状況を講座に対する評価と考え、講師に担当講座分のアンケート結果をフィードバックするとともに、その結果を受けて開講形式や講座数の変更など次期講座編成や運営方針を見直している。

一方、包括連携協定を締結している自治体とは定期的な協議会を行っており、湘南キャンパス周辺の自治体とは、年数回（秦野市：幹事会 1 回/年、協議会 1 回/年、平塚市：平塚市民・大学交流委員会 2 回/年、交流事業運営委員会 1 回/年、伊勢原市：幹事会 1 回/年、協議会 1 回/年等）定期的に協議会を行っており、そこで各種提携事業の実施報告がなされ、次年度の計画についても審議・承認を行っている。

【産官学連携活動】

本学の知的財産の創出並びに維持管理については、「学校法人東海大学知的財産憲章」（根拠資料 9-60【ウェブ】）でその基本的な考えを示し、学園マスタープラン並びに中期計画を定めて執り行っている。具体的な目標として、学長室部長（研究推進担当）を中心に毎年度「東海大学の産学連携に関するビジョン」を策定し、これに基づく活動を行っている。このビジョンは、学部長会議において審議の上策定しており（根拠資料 9-61）、策定にあたっては前年度の活動実績を元に、学長室（研究推進担当）部長が自己点検を実施し、その結果に社会的情勢や大学の中期及び単年度を勘案して原案を作成・提案を行っている。具体的には、本学は研究力の強み・弱みを認識するためのエビデンスを元にした分析が十分でなく、

機関としての戦略立案が他大学に比べ弱い、また各教員の研究シーズの掘り起こしが十分でないとの判断に至り、2022年度は、専門知識を持つU R Aの採用を行い新規事業展開に向けた体制を整え、本部機能を強化する点や1,000万円以上の外部資金を獲得する共同研究の数値目標などがかかげている。このビジョンに基づく実務や社会ニーズに即した活動の積み重ねは中期及び単年度目標（根拠資料 1-30）の達成を目指しており、同時に教育に付随する活動であることから、活動実績はそれぞれの自己点検・評価の対象となっている。

【国際連携活動】

2022年6月に「東海大学国際活動に関する内規」を制定、国際教育委員会とグローバル連携ポリシーワーキングミーティングを国際委員会（根拠資料 9-62）に一本化し、国際活動全般について、定期的に審議・承認を行っている。例えば、コロナ禍、世界情勢の悪化や円安等の影響により、海外留学を希望する学生が減少しているという結果を受け、学生がより留学しやすい環境を構築すべく、海外派遣留学プログラムの短期プログラムへの応募方法の簡略化や中期プログラム数を増加するなどの改善を図っている（根拠資料 9-63）。

【教育活動】

教育研究活動における社会連携に対する点検・評価は、授業アンケートの実施や発展教養科目FD研究会、またプロジェクト支援担当教職員へのプロジェクトコーディネーター能力開発研修等SD、FDによる経験共有などの機会を定期的実施し、それらで共有された課題について授業運営やプロジェクトの在り方、進め方において改善を図っている（根拠資料 9-56【ウェブ】、64）。

上述した各方針に基づく業務については、各担当（主に、学長室地域連携担当、研究推進担当、国際担当、スチューデントアチーブメントセンター）が分担して対応し、課題を把握して改善・向上を行っている。これらの活動については、各担当が毎年度、大学評価審議会からの指示を受け、毎年度「自己点検・評価報告書（基準9）（根拠資料 4-103）」を作成し、大学評価審議会に提出している。「自己点検・評価報告書（基準9）」（根拠資料 4-103）の提出を受けた大学評価審議会は、自己点検・評価委員会に点検を指示する。自己点検・評価委員会には、作成担当部署の所属長が委員として参加しており、大学基準協会が提示している点検・評価項目に沿って、相互に点検・評価している。

自己点検・評価委員会での点検結果は作成担当部署にフィードバックするとともに、大学評価審議会に報告し、大学評価審議会ですべての学制的な課題と判断した場合は、学長に報告する。

9.2. 長所・特色

【地域連携活動】

社会連携活動においては、本学のキャンパスが所在する全ての自治体と包括的な連携協定を締結しており（根拠資料 9-9【ウェブ】）、それぞれの地域の状況や特色に合わせ、教職員・学生が積極的に教育研究成果を還元するような社会連携・社会貢献活動を実施してい

ることが、長所・特色としてあげられる。

例えば、前項で取り上げた「TOKAIグローバルフェスタ2022」では、2019年度以来の開催であり、コロナ禍によるマスク着用・入場前検温等の制限を設けていたことや企画・プログラム数の減少を踏まえて、来場人数1,000名程度と想定していたが、当日はキャンパスの広さを生かして芝生広場など屋外で実施するプログラムを複数設けたことや後援をいただいた4つの自治体の全公立保育園・幼稚園・こども園・小学校の全園児・児童にチラシを配布したことが功を奏し、約3,000名の来場があり、後援をいただいた4つの自治体からの来訪者が全体の8割以上となった。また、来場者からの評価も高く、来場者アンケートの「本イベントは楽しかったですか？」という設問に対して、5段階評価で平均4.38であった（根拠資料 9-4【ウェブ】、59）。

【産官学連携活動】

産官学連携活動における本学の長所・特色は、学内に承認TLO組織を設置し、国の承認を受けており、この組織を中心に産学連携事業を展開している点である。当該部署には専門人材としてプロジェクトマネージャーの配置に加え、2022年度からはURAを配置している。更にURAは今年度2名の増員を行い4名体制となっており、産学連携から知財確保、技術移転までの幅広い支援活動を行っている。これら専門人材の活用は、各々の持つ得意分野を中心に新たなシーズの発掘を行い、特許の新規申請や産学連携の共同研究の加速が見込め、これまで以上に社会還元に寄与するものとする。また、研究力の向上を目的に国が展開する大型の研究費獲得を目指しており、これまで未着手であった本学の強みを分析し、その分野の研究を有機的に繋ぎ「拠点化」を図る事業にも取り組んでいて、外部研究費の獲得計画の立案や共同研究先の模索など大型の外部研究費獲得に向けたコーディネート、企業やアカデミアとの仲立ちの他、シンポジウムを開催し積極的に学外に向けて本学の研究力のPRを行っている（根拠資料 9-70、71）。

【国際連携活動】

東海大学はグローバル大学を目標に掲げており、多様な組織との交流を推進してきた。その結果として笹川平和財団のイラン国際関係大学（SIR）研修や国際原子力機関の「IAEA原子力スクール」「IAEA原子力安全基準研修コース」の運営を行っている。この交流の幅広さが本学の国際連携活動の長所であり、特色である。このメリットを出来るだけ本学の教育や研究に生かせるように、各学生・教員の参加できる機会が増えるように努めている。笹川平和財団をつうじたイランからの大学院生を受け入れは、政府レベルの課題とは別の、教育機関としての国際交流となっており、学内のダイバーシティの推進に寄与している。また、IAEAの原子力スクールは、IAEAの新しい事業として2010年から始まった。ヨーロッパ、アフリカ、中国で実施されており、本学開催のスクールは日本と東南アジア諸国を対象としている。IAEAの専門家による環境、エネルギー、核燃サイクル、不拡散、国際法、経済、広報など原子力発電を取り巻く広汎な課題が取り上げられており、本学でエネルギー分野を専門とする教員や学生にとっても有益な学習の場となっている。

【教育活動】

正課及び正課外の教育プログラムにおいて、社会連携・社会貢献を強く意識したパブリック・アチーブメント（PA）教育を全学的に展開している取組は、他に例がなく、本学の大きな特色となっている。特に4つの発展教養科目を初年次必修化し、大学生活を通じて自身の関心や専門性と社会の課題を結び付けて、考えて取り組むことにより、市民としての力の土台を育む試みは、教育委員会や地域からも注目され、実績を残すことができた（根拠資料9-55【ウェブ】、57【ウェブ】、72、73【ウェブ】、74【ウェブ】）。

9.3. 問題点

【地域連携活動】

各地域連携活動において、社会的要請（地域のニーズ）を自治体だけでなく、地域の団体や地域住民からも集める必要があると考えているが、自治体からの評価や意見を得る機会にはキャンパスが所在する自治体との協議会等で確保されているものの、そもそも自治体以外の地域の団体・地域住民からの評価や意見を得る機会がない状況である。また、過去には次年度計画について自治体との協議会で行われた活発な意見交換を基に、事業自体の見直しを行ったことはあるが、コロナ禍ということもあり、書面会議に変更となったこと等で意見交換の機会が少なくなり、近年自治体との連携事業自体の見直しや改善・向上に向けた取り組みにつながった事例がないのも問題である。

併せて、全キャンパスに社会貢献、主に地域連携を専門とする部署が存在しないため、キャンパス間のつながりや自治体との連携体制にも差があり、全学的に情報を集約できていない。

継続的な地域団体等との評価体制構築や学内体制整備には複数年単位での具体的な改善策検討・実施が必要となり、現状、具体的な改善策や計画が検討出来ていない。そのため、まずは現在の社会的要請（社会のニーズ）を把握する取り組みの一環として、包括連携協定を結んでいる自治体を中心に、2023年度中に各キャンパスで実施している自治体との連携事業の調査・情報収集を行う予定である。

さらに、上記問題点を踏まえて、全学内部質保証推進委員会（大学評価審議会）など学内評価体制との連携や自治体の事業計画と大学の計画との互換性などを検討する必要があると考えるが、この問題への改善策を検討する段階に至っていない。

【産官学連携活動】

大学の研究力向上に資する産官学連携活動の実施に向け、2022年度から高度な専門人材としてURAを2名採用、更に2023年度に2名の採用を行いURAは4名、プロジェクトマネージャーは3名の体制となったが、所属上は兼担の状態であり、外部研究費の獲得や特許申請数など研究力の評価が高い他の大学と比べると組織的にも人数的にも見劣りをする状況である。そのためURAが専属で所属できる組織構築と人材拡充が急務な課題と考え、高度な専門人材を継続的に確保できるよう研究支援体制の見直しを計画している。

【国際連携活動】

「IAEA原子力スクール」は、本学附属病院からの参加も見られ、「IAEA原子力安全基準研修コース」は国際原子力研究所が運営に協力している。両方とも長年に亘り、原子力教育に携わってきた本学の知見が生かされた企画と言える。しかしながら、全体として学内からの参加は限定的であるため、より多くの学生・教員が参加できれば、新しい知見が得られ、且つアカデミックなネットワークが豊かに出来ることから、これらのイベントの成果を本学の教育・研究に還元するという観点において、現状問題がある。

【教育活動】

正課外教育活動では、学生が自由な発想で企画・実施するプロジェクト型活動の支援体制を整えている。このプロジェクトは、社会の課題を解決する過程で社会的実践力を育むことを目的としているが、学生の発想力がマンネリ化していることが感じ取れる。また、企画力の安易さも感じ取れるため、企画概要を提示する際の指導が必要となっている。

9.4. 全体のまとめ

【地域連携活動】

コロナ禍において、事業自体の中止や書面会議・リモート会議での実施となっていた取り組みが徐々にwithコロナに合わせた形で実施されるようになったことから、生涯学習講座での対面形式の講座開講や「TOKAIグローバルフェスタ」のような地域住民に来校してもらう形でのイベントの充実などを図ることができた。一方で、イベントや生涯学習講座ではアンケート結果を基に出店団体の拡大や講座形式の見直しなど少しずつ改善・向上を図っているものの、自治体を含めた地域との評価体制の構築や改善・向上に向けた取り組み、学内評価体制との連携を進めていく具体的な計画が検討出来ていない。2023年度に行う自治体との連携事例調査で出てきた状況を踏まえて、評価体制の構築や改善・向上に向けた取り組みなど具体的な施策を検討していく。

【産官学連携活動】

研究活動の成果を知的財産化する活動は概ね例年並みのペースで推移しているが、新型コロナウイルスの社会的取扱いの変更に伴い、学外との連携行事（情報発信イベントやの共同セミナーなど）の開催が可能になってはきたが、未だ従前に戻す過程にある。これら活動をいかに知的財産化に結び付けるか、URAを中心に更なる試行を展開して行く。なお、地域自治体等との社会連携事業は堅実に展開できており、引き続き社会貢献を実施する。

【国際連携活動】

国際連携活動については、幅広い組織との交流を行っており、大学の教育研究成果の社会還元に一定の成果を修めていると考える。今後の国際連携活動の展開においては、問題点の解決を図りつつ、長所ともいえる、幅広い組織との連携を推進していく。

【教育活動】

社会や地域との連携を強く意識したパブリック・アチーブメント（PA）教育（シティズンシップ教育の一形態）を全学的に取り組み、積極的に実践していることにより、社会連携・社会貢献に関する活動によって、教育研究成果は適切に社会に還元している。

今後は、学生自らが企画、実施する学生プロジェクト活動に対し、企画の活性化や新しい発想を見出せる支援体制を教職協同で進めていく。

[第10章] 大学運営・財務

10.1. 大学運営

10.1.1. 現状説明

10.1.1.1. 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1: 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための

大学運営に関する方針の明示

評価の視点 2: 学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学は、「明日の歴史を担う強い使命感と豊かな人間性をもった人材の育成を通して、調和の取れた文明社会を建設する」という使命、「自らの思想を培う」「学生一人ひとりの素質の伸張を支援する」「文理融合の幅広い知識と国際性豊かな視野の獲得」という人材を育成するための教育理念を定めている（根拠資料 1-5【ウェブ】）。2017年には、2042年の建学100周年に向けた25年間の長期戦略として、学園全体の「学園マスタープラン」を策定し（根拠資料 1-24）、高等教育部門において「中期運営方針・事業計画（重点取組項目）【部門中期目標】」と、それに基づく「単年度運営方針・事業計画【部門単年度目標】」を策定した。2022年度から中期第Ⅱ期（2022～2026年度）運営方針・事業計画に入り、高等教育部門では14の重点取組項目を設定している（根拠資料 10-(1)-1）。

こうした本学の使命や理念、中・長期の計画等を実現するため、2023年度に学園の戦略実行計画【共通戦略目標】及び学園マスタープランに基づき「大学運営・財務に関する方針」を策定し、運営体制、教育研究基本方針、財務、人事、施設設備の方針を明示した（根拠資料 10-(1)-2）。

同方針では、「建学の精神」に則り本学の使命と教育理念を実現するために、大学運営体制について「法令および学内諸規程に則り、学長のリーダーシップのもと、学内構成員の意見を参考にし、適切に大学を運営する体制を構築する。」と定めている。たとえば、学内の全般的問題を議するために設けられた学部長会議は、学長が招集し議長となり、学部長会議規程に定める者をもって組織し、大学運営に関する重要事項等を審議する（根拠資料 1-6、10-(1)-3）。また、各学部に設けられた教授会は、学長の諮問機関であるとともに学部運営の中核機関となり、学生の入学、卒業等事項は、学長が決定を行うにあたって教授会が意見を述べるものとしている（根拠資料 1-6）。なお、本学における各種方針は、本学オフィシャルホームページに掲載し、学内外に公表している（根拠資料 2-12【ウェブ】、10-(1)-4）。また、「学園マスタープラン」「中期運営方針・事業計画」「単年度運営方針・事業計画・事業報告」については、学園コミュニティホームページ上に掲載し、周知している（根拠資料 10-(1)-1）。

以上のことから、大学運営に関する大学としての方針を明示し、学内構成員に周知している。

10.1.1.2. 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点 1：適切な大学運営のための組織の整備

1. 学長の選任方法と権限の明示
2. 役職者の選任方法と権限の明示
3. 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
4. 教授会の役割の明確化
5. 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
6. 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
7. 学生、教職員からの意見への対応

評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施

学長及び副学長の選任は、学校法人東海大学学長及び副学長選任規程（根拠資料 10-(1)-5）に基づき、理事長が任命を行っている。学長の選任については、（1）学長の任期が満了する場合、（2）学長が辞任を申し出て、学校法人東海大学理事長がそれを受理した場合、（3）学長が欠けた場合に行われ、学校法人東海大学理事会の同意を得て、理事長が任命する。副学長の選任については、大学の円滑な運営を司るため、副学長を必要とする場合、学長の推薦に基づき、理事長が任命する（根拠資料 10-(1)-5）。学長の権限については、2024年4月1日付改訂により、東海大学学則第39条第2項に「学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。」旨を追記し、明示する予定である（2024年3月27日開催 2023年度第5回学校法人東海大学定例理事会・評議員会議案）（根拠資料 1-6）。また、学長権限の一つを表すものとして、学校法人東海大学稟議規程（根拠資料 10-(1)-6、7）では、稟議事項の内容により定められた最終承認者として、機関の長（学長）の決裁となる稟議の概要として、（1）承認された各機関・校舎の「運営計画」及び「予算案」に基づく活動の執行及び管理に関する事項、（2）高等教育機関においては、各機関・校舎における教育研究活動に関する事項及び学生の活動に関する事項を明示している。なお、大学における機関の長（学長）については、学校法人東海大学組織及び業務分掌規程第2条第2項に定められている（根拠資料 10-(1)-8）。学長は、学内の全般的な問題を議する学部長会議を招集し、その議長として大学運営に関する重要基本的事項等を審議し、学内をとりまとめている（根拠資料 1-6、10-(1)-3）。学部長会議の構成員は、学長、大学院運営委員長、副学長、キャンパス長、学長補佐、プロボスト、学部長、各センター所長、学長室部長、その他議長が必要と認める教職員で組織され（根拠資料 10-(1)-3）、大学院運営委員会の構成員は、大学院運営委員長、

学長、副学長、キャンパス長、学長補佐、研究科長、大学院を置く学部長、学長室部長、その他委員長が必要と認める教職員で組織されている(根拠資料 10-(1)-9)。副学長の職務については、東海大学副学長、キャンパス長及び学長補佐の職務に関する規程に定められている(根拠資料 10-(1)-10)。

学部長及び学科長等の選任は、東海大学学部長及び学科長等選任規程(根拠資料 10-(1)-11)に基づき、理事長が任命を行っている。学部長及び学科長等の選任については、(1)学部長及び学科長等の任期が満了する場合、(2)学部長及び学科長等が辞任を申し出て、理事長がそれを受理した場合、(3)学部長及び学科長等が欠けた場合に行われ、学部長は学長の推薦に基づき、理事長が任命する。学科長等は、当該学部長と学長の合議により、学長の推薦に基づいて理事長が任命する(根拠資料 10-(1)-11)。学部長は、学部教授会規程第4条に基づき教授会の議長となるため、同規程第3条に規定する審議事項の提案権を有している(根拠資料 4-77)。

一方で、規程に明文化されていない副学長等役職者の権限については、今後、大学運営に関する方針に基づき、改訂を行う必要がある。

学校教育法の一部改正(2015年4月1日改正)に伴い、学長による意思決定及び教授会の役割を明確にし、学則等学内諸規程の改訂を行った(根拠資料 10-(1)-50)。教授会の権限と役割は、東海大学学部教授会規程(根拠資料 4-77)及び東海大学学則(根拠資料 1-6)に明記している。学部教授会は、学部長、教授、准教授、講師及び助教によって組織され、学長の諮問機関であるとともに、原則月1回開催し、学部運営の中核機関となっている。東海大学学則第40条第2項及び東海大学教授会規程第3条に、教授会は各学部における(1)研究及び教育に関する事項、(2)学生の入学、卒業及び学位の授与に関する事項、(3)学生の学籍異動に関する事項、(4)教務及び学生生活に関する事項、(5)その他必要と認められる事項を審議すると規定しており、学則第40条第3項及び東海大学教授会規程第3条第2項には、学長が決定を行うにあたり教授会が意見を述べる事項として、(1)学生の入学及び卒業、(2)学位の授与、(3)前項に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものと規定している。さらに東海大学教授会規程第8条に、教授会の議決は、学長の承認を要すると規定しており、学長が大学における最終意思決定者であることを明示している(根拠資料 1-6、4-77)。

大学運営に関する重要事項等は学部長会議(根拠資料 10-(1)-3)、大学院運営委員会(根拠資料 10-(1)-9)にて審議されるが、学校法人東海大学稟議規程別表(稟議基準)(根拠資料 10-(1)-6、7)に規定された事項については、法人組織(理事会、評議員会、常務理事会)に付議される(根拠資料 10-(1)-12【ウェブ】)。

法人には理事をもって組織する理事会を置き、理事長がこれを招集し、議長となる。理事会は法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。定員31人以上46人以内の評議員をもって組織された評議員会を置き、理事長が招集する(根拠資料 1-4)。また、理事長、副理事長及び常務理事をもって組織され、法人の運営について審議、策定する機関として常務理事会を置き、理事長がこれを招集し、その議長となる(根拠資料 1-4、10-(1)-13)。このように、理事長は学校法人東海大学寄附行為第11条第2項の職務を執行する(根拠資料 1-4)。学校法人東海大学寄附行為第10条第1項に規定される理事の職務については、学校法人東海大学理事の職務に関する規程に定めている(根拠資料 10-(1)-14)。

学生からの意見への対応は、たとえば、授業については各学期、学部及び研究科に開講される全科目を対象とした「授業についてのアンケート」（根拠資料 4-44、46）、卒業時には学生の満足度向上や成長実感の調査を目的とした「卒業にあたってのアンケート」（根拠資料 10-(1)-15) 等を実施し、これらの結果を学部長会議等で共有し、対応している。教職員からの意見への対応は、教学や研究活動等の各種委員会を通じて、あるいは各学部学科組織内における会議などでの情報交換等により意見の収集をおこない、対応している。

以上のことから、学長、その他の役職者の選任は規程で明確に定められており、かつ学長の権限は学則、意思決定プロセスは稟議規程で定められている。これらに基づき、各種会議を開催し、審議していることから、適切な大学運営を行っていると言える。

危機管理に関しては、学校法人東海大学危機管理委員会規程に、基本方針、啓発活動方針、危機管理推進委員会の活動方針、緊急事態に対する対応方法、対策本部の設置等を定めている（根拠資料 10-(1)-16～20）。緊急事態が発生した場合には、緊急連絡票をもって情報の共有を図るとともに事象や内容に応じた関係者による対応を行う体制をとっている（根拠資料 10-(1)-21）。

また、災害発生時にはスマートフォンの「安否確認アプリ」を利用して教職員および学生の所在、状態などを自主的に回答させるシステムを運用（根拠資料 10-(1)-22）しているほか、各キャンパス周辺自治体と連携し、避難場所として体育館の提供などを行っている。

以上のことから、適切な危機管理対策を実施していると言える。

10.1.1.3 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点 1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

1. 内部統制等
2. 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

安定した財務基盤の早期確立と維持に向け、単年度から中長期の視点をもった予算管理を実施している。安定した財務基盤の確立のためには、既存施設設備の更新が耐用年数経過後速やかに行える資金の積み上げ、そして、教育・研究の質向上に資する新規事業資金の計画的な積み上げが必要となる。そのため単年度ベースでの損益を起点とし、毎年度の資金留保額を明確にしながらかこれを着実に積み上げ、将来計画の実現に結び付けていくための施策を実施している。また、施設規模を適正化する計画の下、各機関・校舎の運営に必要最低限の施設の耐震化率 100%の早期実現と、前年度決算の検証に基づいた財務上の課題解決を目指して、予算の編成を行っている。

予算編成は、学校法人東海大学寄附行為および学校法人東海大学経理規程、学校法人東海大学経理規程細則ならびに、学園の運営方針・事業計画に基づき、各機関・校舎が予算編成業務を行い、各部門（大学は高等教育部門に属する）において予算原案を取りまとめ、法人本部へこれを提出する。予算を合理的に編成・執行するために予算単位（経理単位と同一：

大学は湘南校舎、高輪校舎等と区分されている)が置かれ、予算単位責任者(経理単位責任者と同一)がそれを司る(根拠資料 1-4、10-(1)-23)。

まず原案となる運営方針・事業計画が各部門から法人へ提出され、これを学園で取りまとめた単年度運営方針・事業計画及び予算編成指針が7月開催の定例理事会にて承認される(根拠資料 10-(1)-24)。その後各部門を通じて部門内の予算単位において運営計画の策定と予算編成資料の作成準備が進められる。各予算単位が策定した運営計画は各部門にて精査され、取りまとめられる。これと並行して予算原案については、単年度運営方針・事業計画及び予算編成指針に沿って事業別・目的別の予算積み上げによって策定され、10月末日までに部門内で精査、取りまとめの上、予算統括責任者に提出される(根拠資料 10-(1)-23、24)。高等教育部門内の各予算単位の運営計画・予算原案は、学長室にて取りまとめられる。提出された予算原案については、予算調整会議において、各カレッジ、センター、オフィスなどを含めてすべての予算単位から説明が行われ、前年度の実績と検証を踏まえ、財務計画、運営計画等の妥当性や中長期的な視点に基づく編成の確認、事業の重要性・緊急性などが詳細に審議される。このように、高等教育部門として透明性かつ明確性のある予算が編成され、限られた財源内での効果的な資金投下と予算の適正配分を実施している。

これらの結果を基に法人本部の予算編成事務局と各部門での調整後、学園の総合予算原案を1月末日までに作成する(根拠資料 10-(1)-24)。予算原案の作成に際しては、予算事務局において運営方針・事業計画と予算編成指針に基づき、中長期的な視点と収支改善の妥当性や各予算単位の運営計画と照らし合わせ総合的な見地から、徹底した検証を実施する。予算原案を2月末日までに審議決定し、理事長に答申する。理事長は評議員会の意見を聴いたうえで、3月末の定例理事会に諮り予算が決定される(根拠資料 10-(1)-23、24)。なお、高等教育部門においては学生生徒等納付金収入が基幹収入の一つであるが、予算決定後に当該年度の学生生徒等数が入学者在校生の学籍変更により確定することから、著しく予算計画から変動する場合には速やかに予算の調整を実施し、教育・研究活動と収支状況に影響がないようにしている。

予算の執行に関しては、学内や各予算単位に配算された予算を基に、学校法人東海大学経理規程(根拠資料 10-(1)-23)、学校法人東海大学経理規程細則(根拠資料 10-(1)-24)をはじめ、学校法人東海大学内国旅費規程(根拠資料 10-(1)-25)、学校法人東海大学物品調達規程(根拠資料 10-(1)-26)など関連諸規程に則り、予算範囲内での執行管理を徹底し、適正な予算管理を行っている。なお、予算単位責任者は、予算の執行状況を「月次検算表」の提出をもって毎月理事長に報告することになっている(根拠資料 10-(1)-23)。提出された各予算単位の「月次検算表」は、理事長室財務政策課によって取りまとめられ「学園全体の月次検算表」として四半期ごとに常務理事会を通し、理事長に報告され、その他の月においては稟議書によって毎月の報告が行われている(根拠資料 10-(1)-23)。また、配算された予算を他の事業や目的に流用することは原則的に不可としているが、やむを得ない事由により流用する場合には、「経理規程細則(根拠資料 10-(1)-24)」に則り、収支に支障の無い範囲で予算単位責任者の責において承認するか、適切な事務手続きを経て理事長の承認を得て執行することとなっており、経営上の意思決定の迅速化と弾力的な予算運用の実施により、学園全体の財務体質維持に努めている。予算執行に伴う効果の分析や検証に関しては、各カレッジ、センター、オフィスなどを含めてすべての予算単位において事業別・目的

別予算毎に決算報告として点検評価を実施している（根拠資料 10-(1)-27、28）。

この決算報告の実施により、当該年度の活動実績を正確に把握するとともに予実検証を行い、予算管理におけるPDCAサイクルの効果的な実行と適切な予算管理の実現に努めている。

決算においては、各機関・校舎予算単位ごとに「決算概要説明書」を作成し、理事長室財務政策課にて予算との対比や適切な経理処理が施されているか等内容の確認を行った上で、全体の概要を理事長へ報告している。理事長は評議員会の意見を聴いたうえで決算の報告を5月末の定例理事会に諮り、承認されると決算が確定する。また、決算の監査状況については、各予算単位における公認会計士の監査及び公認会計士と監事との連携により、計算書類、財産目録が学校法人の経営状況を適正に表示しているかどうかを精査している（根拠資料 10-(1)-23）。さらに、透明性確保のために、毎年度、財務状況も含めた事業報告を本学オフィシャルホームページにて公開している（根拠資料 2-50【ウェブ】）。

上述した通り、予算編成は透明化され、各種規程に基づき予算執行が行われていることから、予算編成および執行は適切に行われている。

10.1.1.4 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点 1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

1. 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
2. 業務内容の多様化、専門家に対応する職員体制の整備
3. 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
4. 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

高等教育部門の事務組織は、2022年度学部改組の成功に向けて、2021年度に大幅な組織改編を行った。湘南キャンパスに管理機能が集中する従来の体制から、各キャンパスにおいて近似する複数の学部を集合させたカレッジ集合体の大学運営組織とすることで、各カレッジオフィスへの業務移管を図り、横断的な業務体制の構築に取り組んだ（根拠資料 10-(1)-29）。2023年度にはカレッジの再編を行い、湘南の4カレッジと渋谷、品川キャンパスの2ブランチ、さらに、他のキャンパス（伊勢原、静岡、熊本、札幌）では各学部等を1カレッジとしてまとめている（根拠資料 10-(1)-54）。各キャンパスが置かれた地域の特性や、キャンパス内に付属病院を設置している等、その独自性を活かしながら各カレッジオフィスにおける「One Stop Service」を実現する組織改編とした。この事務組織改編の核となるカレッジ制により、各カレッジオフィスでは、学部運営に関わる学生・教育・研究等に関する全ての業務を担当すること、また、カレッジオフィス間の協力・情報共有体制

の構築により、組織横断型業務遂行への改善に向けて変化を遂げている。物理的にも教員と職員の距離が縮まったことから、カレッジの現場において、各カレッジ単独またはカレッジ共同でのSD研修会を実施するなど、教職協働の意識向上や各カレッジオフィスの独自性が図られ、カレッジ制は本学が目指す大学運営に向けて機能的かつ効果的に働いている。一方で、職員の業務担当・役割、キャリア形成等の課題も浮き彫りとなり、2023年度に大学の運営体制をより強化するため事務組織全体の再編を行った。(根拠資料 10-(1)-30、31)。

職員数は、2023年5月1日現在837名在籍しており、その役割上の違いにより、事務職員、技術職員、保健技術職員等に大きく分けて人事管理がなされている。2019年4月1日より学園の方針と職員各人のワークライフバランスの両立を図り、多様な働き方が選択できるように、事務職員においては複線型人事制度の適用を開始した(根拠資料 10-(1)-32)。また、働き方の選択肢には、総合職と一般職を設け、自身の目指す方向を選択できることとした。総合職は、将来の学園の運営を担う「管理職」を目指すコースとして位置づけ、集中的な人材育成を行う。一般職は、各業務分野や地区(勤務地)において実践的な経験を積むコースとして位置づけ、実務における中核的な役割を担うこととした。職員の採用及び昇任・昇格・異動は、学校法人東海大学教職員任用規程(根拠資料 6-21)及び学校法人東海大学教職員任用規程細則(根拠資料 10-(1)-33)、学校法人東海大学職能資格規程(根拠資料 10-(1)-34)に基づき行っている。

採用については例年6月に選考を開始し、一次選考の書類選考、二次選考の適性検査、二次選考通過者に対し三次選考の面接試験を実施している。本学の建学の精神を理解し、教育機関及び病院機関の業務を通じて、本学園の教育活動に貢献できる人材を求めている。人事制度においては、4つの基盤制度(職能資格制度、人事考課制度、給与制度、能力開発制度)と2つの補完制度(昇格制度、面接制度)及び、目標管理制度並びに複線型人事制度(事務職員のみ)を機能的に関連させながら、人事管理を進めている(根拠資料 10-(1)-32)。人事考課制度においては、一次考課者及び二次考課者による人事考課を実施し、その結果のフィードバックに対して被考課者の納得度の指標としてアンケートを実施している。アンケート結果は、今後の制度・運用に活用している。なお、人事考課制度の結果は、職能資格・給与などに反映している。

昇格試験については、職能資格制度の資格要件に基づき、一人一人の業務目標や能力開発目標に照らし、人事考課制度に基づいた昇格対象者を選考する。昇格の審査は、在級する等級に必要とされる「職務遂行能力」を十分に満たし、更に直近上位の等級に期待されている「要件」の職務遂行能力を有しているかを審査し判断する(根拠資料 10-(1)-32)。

目標管理制度においては、年2回所属長による面接が設けられており、学園の期待や仕事の目標に照らして達成度を評価している(根拠資料 10-(1)-32)。評価結果は被考課者本人にフィードバックし、能力開発の目標設定や人材育成にも活用している。さらに、教職協働型の事務組織の運営を目指す組織体系とすることから、横断的な業務体制を構築するための各種職員研修の実施や職員の配置を行っている。また、専門的な知識を有する人材を採用し、必要な部署へ配属している他、育成の観点から日本学術振興会等への出向により、専門的知識の向上を図り、出向終了後は、出向先での経験を活かせる部署へ配置している(根拠資料 10-(1)-34)

本学では、教授会及び教学関係諸委員会においては、学長室が調整業務、カレッジオフィスが付帯する事務の総括に関する業務を行っている（根拠資料 3-3）。基本的に教学運営その他の大学運営は教職協働で行っており、例えば、教学運営であれば、学部の教授会運営についてカレッジオフィスが携わっている。また、大学運営においては、大学評価審議会等において教員のみならず、職員も委員として任命されているなど、教員と職員が連携して教学・その他大学運営がなされている（根拠資料 2-2） スチューデントアチーブメントセンターでは、学生の社会的実践力を培うチャレンジプロジェクトにおいて、必ず職員のコーディネーターと教員のアドバイザーを配置し、研修会（次節のSDとして位置づけられる）やミーティングを行うことで、質の高いプロジェクト運営のサポートを行っている（根拠資料 10-(1)-35）。

上述のとおり、大学運営における教職協働の取り組みとしては、教員の教育研究活動を円滑かつ効果的に支援することを目的にカレッジオフィスを設置し、職員が教員を支援する運営体制が取られている。また、職員も教学に係る各種委員会に構成員として参加し、教職協働で教育研究に取り組むことができている。これら組織体制については、学長から諮問された学長補佐が事務組織及び大学の管理運営に関する点検・評価を行い、改善を図っている。これらガバナンスのとれた組織運営を実現していることでその適切性を保っている。

10.1.1.5 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

※**covid-19への対応報告を追加 【任意】**

大学運営、SD等において、COVID-19への対応・対策の措置を講じたかを記述。

能力開発制度においては、職員が常に自己啓発し、上位資格を取得しながら処遇を高め、それにより組織を活性化していくため、職場内教育（OJT）、職場外教育（OFF-JT）、SD等を設けている。職場外教育の指定研修では、新任教職員研修や資格等級別研修を実施し、当該等級における資格要件の再確認と上位等級における資格要件を把握し、よりレベルの高い職務遂行の啓発を行っている（根拠資料 10-(1)-36）。その他、本人の希望により参加できる研修等も各種用意している。また、職員の積極的な意識改革と自己の能力向上を目的として、複数の外部研修団体と連携し、通信教育を実施できるよう自己啓発支援を行っている。周知方法として学園コミュニティホームページに研修情報を掲載し、通信教育については所定の成績で修了した場合、受講成績に応じて学園から受講料の50%または30%が補助される（根拠資料 10-(1)-32）。

2023年度より東海大学FD・SD活動推進委員会（根拠資料 6-26）を設置し、SDを「事務職員、技術職員、教員を対象にした、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るための研修（FDの取り組みを除く）」と位置づけ、実施している（根拠資料 10-(1)-37）。

大学運営に関しては、学校法人東海大学2023年度学園管理者会議において、学部長、事

務系部署の役職者を対象に運営方針の共有や教学マネジメントに関する研修を実施した（根拠資料 10-(1)-38、39）。

全学的な活動としては、2023 年度に設置されたインクルージョン推進室の活動をメインに、多様な学生に対応するための「FD・SD研修会」を開催した（根拠資料 10-(1)-40）。その他に大学のグローバル化に対応できる事務系職員の育成を目的として、国外SDとして本学の海外オフィスがあるハワイとバンコクでの研修プログラムの実施を、国内SDとしてJAFSA（国際教育交流協議会）企画への参加やオンライン英会話の受講など、語学力とコミュニケーション力の向上のための研修を実施している（根拠資料 10-(1)-41）。また、2021 年度の事務系改組により設置されたカレッジオフィスでは、それぞれ現場のニーズに合わせたSD研修を企画し「窓口業務スキルアップ研修(グローバルシチズンカレッジオフィス)」「業務効率化ワークショップ(ウチムラカンゾウカレッジ札幌オフィス)」などを実施した(根拠資料 10-(1)-42)。

以上のように、本学では事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を適切に講じている。

※covid-19 への対応報告（大学全体）

教職員には教職員ポータルサイト等へ掲載し、大学院生や学生には「2023 年 5 月 8 日以降の新型コロナウイルス感染症に対する本学の対応について」(根拠資料 10-(1)-42)をTIPS (Tokai Information Portal Site : 本学学生・保護者向け情報サービス) へ掲載し、周知した。

10.1.1.6 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1 : 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2 : 監査プロセスの適切性

評価の視点 3 : 点検・評価結果に基づく改善・向上

監査については、監事による監事監査、監査室による内部監査を実施している。

監事監査は、学校法人東海大学寄附行為第 17 条に基づき監事を選任し、法人の健全な経営に対する社会一般の信頼に応えることを目的として、法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況を監査する(根拠資料 1-4)。期中監査、期末監査及び三様監査における監査事項は、関係法令、規程等の実施状況及び整備状況、年度運営方針・業務計画の実施状況等である。監事は、会計監査人及び監査室と密接な連携を保ち、情報交換を行い、効率的に的確な監査を実施するよう努め、監査の結果を踏まえ、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。理事長は、監査報告書に是正又は改善を要する事項がある場合は、速やかに措置を講じている(根拠資料 10-(1)-43～47)。

内部監査は、理事長直属の監査室を置き、法人の管理運営における公正性かつ効率性を確保するために行い、法人の発展及び社会からの信頼の保持に資することを目的として、業務監査、財務監査及びコンピュータシステム監査を含む全ての業務活動を対象とする。監査担当者は、実施した内部監査の内容、結果等を記録した内部監査調書を作成し、監査室長は、内部監査調書等に基づく報告書を作成し、理事長に提出している。理事長は、内部監査報告書等により指摘又は勧告等を受けたときは、その対応について監査室長と協議し、改善等が必要であると判断された場合には、監査室長を通じて当該部門の長に指示する。監査室長は、理事長より業務改善等の指示が出された場合には、当該改善等の実施の有無及びその経過について当該部門の長に報告を求め、必要と認められる場合には、実施状況を調査する。また、監査室長は、監事が行う監査を支援するほか、公認会計士又は監査法人が行う監査の実施に関し、協力を求められたときは、それに応じるものとし、常に情報交換する等、連携を密にしている（根拠資料 10-(1)-45、48）。

大学運営の適切性については、事業計画の管理と、自己点検・評価活動の2つを通じて、定期的な点検・評価を行っている。まず、学園マスタープランに基づき、高等教育部門として中期運営方針・事業計画を策定し（根拠資料 1-30）、さらに単年度ごとに運営方針・事業計画を定め（根拠資料 10-(1)-49）、年度末に事業の結果を評価して事業報告書を作成している（根拠資料 2-50）。高等教育部門の事業計画の評価に当たっては、裏付けとなるデータにより、計画時に設定した目標の達成状況を検証及び評価し、次年度の取り組みの見直しを行っている（根拠資料 1-25）。なお、点検・評価を行った内容については、学校法人東海大学の事業報告書として取りまとめ、常務理事会で学外公開について承認後、本学オフィシャルホームページに「法人の概要」「事業の概要」「財務の概要」を公開している（根拠資料 2-50【ウェブ】）。また、毎年度実施する自己点検・評価では、大学評価審議会が学長室（企画運営、経理、人事、教育支援担当）に対して、大学運営（基準 10）（根拠資料 4-103）に関する自己点検・評価を指示している。指示を受けた各担当は、大学基準協会が提示している点検・評価項目に沿って自己点検・評価を行い、自己点検・評価報告書（基準 10）（根拠資料 4-103）を作成し、大学評価審議会に提出する。提出された報告書は、自己点検・評価委員会で点検・評価を行い、その結果を大学評価審議会に報告する。報告を受けた大学評価審議会では全学的な課題や内部質保証体制の適切性等について審議し、結果を学長に報告・提言する。

10.1.1.4 で述べたように、2021 年度に事務組織を改組したことにより、当初は、部署間の役割分担の明確化と新たな業務フローの確立、人員配置、キャリア形成等に課題が生じたが、2023 年度に一部のカレッジの統合を含む事務組織の再編を再度実施した結果、これらの課題は改善に向かった（資料 10-(1)-29、30）。一方、2 章で述べたように、既存の内部質保証システムと新しい組織体制・業務分担が合致しない部分が生じ、PDCA サイクルの運用に課題があることも 2022 年度の自己点検・評価によって明らかになった（根拠資料 2-13）。そこで 2023 年度は、自己点検・評価委員会の下に、事務部門の自己点検・評価体制を検討するワーキングを立ち上げ、検討を行った（根拠資料 2-52）。この検討結果に基づき 2024 年度には、事務系部署の PDCA サイクルを機能させるべく、内部質保証体制の改善を図る。さらに今後、事業計画を実質的・組織的に推進していく体制を整えるため、事業計画全体を統括するとともに、本学の様々な活動を点検・評価し、その結果に基づいて改革案

を策定し、実行を指示する仕組みを内部質保証体制として構築していくことを検討している（根拠資料 10-(1)-52）。

10.1.2. 長所・特色

職員研修においては、資格に応じた研修や通信教育の他、大学のグローバル化に対応するため語学力とコミュニケーション力の向上を目指し、国内外で研修を実施している（根拠資料 10-(1)-41）。

10.1.3. 問題点

副学長等の役職者の権限が規程に明文化されていないので、規程改訂を行う必要がある。また、2章で述べたように、事務組織改組に対応したPDCAサイクルの再構築と、大学評価審議会からの提言を改善施策に結び付けるための全学的な意思決定（Check→Action）の主体と手続きの明確化も課題であるので、2024年度に内部質保証体制を強化し、改善を図る。

10.1.4. 全体のまとめ

本学は、「建学の精神」に則り本学の使命と教育理念を実現するために、学園の戦略実行計画【共通戦略目標】及び学園マスタープラン（根拠資料 1-24）に基づき、「大学運営・財務に関する方針」を定めている（根拠資料 10-(1)-2）。

大学運営においては、学長をはじめとする役職者の選任、教授会、学部長会議、大学院運営委員会等を各規程で整備し、その役割と権限を明示している（根拠資料 4-77、10-(1)-3、5、9、11）。一方で、規程に明文化されていない役職者の権限については、今後適切な改訂を行う必要がある。危機管理についても、基本方針、啓発活動方針、危機管理推進委員会の活動方針、緊急事態に対する対応方法、対策本部の設置等を定めている（根拠資料 10-(1)-16～20）。

事務組織については、学長室が関連する分野ごとに事務を統括し、各カレッジオフィス及びセンターが付帯する事務業務を担っている。職員の人事管理は学園共通の規程に基づいて（根拠資料 6-21、10-(1)-33、34）、法人管理部門の関係部署と連携して運用を行い、教職員の人材育成については、能力開発制度を基軸に自己啓発を推進するとともに、学生が企画立案したチャレンジプロジェクト等支援への参加促進、専門知識や能力・資質の向上、時代の変遷への対応を目的としたSD等を実施している（根拠資料 10-(1)-35）。

予算編成については、学園共通の予算編成指針に基づいて、事業別・目的別予算編成を基軸に予算原案を作成し、精査・検証のうえ予算原案を取りまとめ、法人本部の予算事務局に提出する。予算事務局では、提出された予算原案をとりまとめ、法人全体の総合予算として理事会に諮り予算が決定される。予算執行においては、学園共通の関連諸規程に則り、各経理単位が予算範囲内の執行管理を徹底し、適正な予算管理を行っている。決算においては、予実比較並びに事業別・目的別予算編成の効果検証を行うことで、予算編成及び執行の適切

性についての検証を行っている（根拠資料 10-(1)-23、24）。

大学運営については、定期的に点検・評価を行っている。事業計画の評価に当たっては、裏付けとなる適切な資料に基づき、計画時に設定した目標の達成状況を検証及び評価している（根拠資料 2-50【ウェブ】）。また、今後は、事業計画を含むすべての活動の実質的・組織的な遂行を実現するための手順と内部質保証体制を踏まえた全学的な企画運営体制を整えていく。監査に関しては、監事を選任し、事業報告書、法人全体の業務状況、財務状況及び理事の業務執行状況の監査を実施し、その結果をもとに、監査法人及び法人本部監査室と定期的を開催する三様監査において検証し、理事会にて監査報告を行っている（根拠資料 1-4、10-(1)-44～46、53）。

10.2. 財務

10.2.1. 現状説明

10.2.1.1. 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点 1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定
評価の視点 2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

学園の中・長期的な財政計画は、学園の戦略実行計画に基づく運営方針・事業計画において、中・長期的なシミュレーションに基づいた財務計画により、事業活動収支だけでなくフリーキャッシュフローの安定的な創出により、施設設備整備に向けた投資と内部留保の確保を目標に掲げて予算編成に努めている。これは教育研究活動の安定的な遂行のための財務基盤の確立だけでなく、耐震化を含めて将来に向けた施設設備の取替更新に必要な資金を留保していくことを目的としている。ただ、これまでの消費増税や昨今の物価・エネルギー費の高騰に伴うコスト増額一方で、学園の基幹収入となる学生生徒等納付金収入および経常費補助金収入ならび医療収入については中・長期的に劇的な増額は見込めない状況にある。加えて施設設備等の老朽化や耐震化完了計画のため一時的に多額の投資が継続し、内部留保の確保や安定的な財務基盤確立のためには、業務効率化や固定費の見直し等財務上の課題の改善に向けた方策の実行と実現を早急に図る必要がある。

これらの状況を踏まえたうえで東海大学では、上記の学園の方針に基づき中・長期的な財政計画を立案している（根拠資料 10-(2)-1~3）。また、東海大学以外の部門（法人管理部門、初等中等教育部門、付属病院部門）の財政計画と合わせて学園全体の財政計画を総合的に検討し、安定的な収支バランスと将来に向けた資金確保を見据えながら、効果的な予算配分と執行管理がなされている（根拠資料 10-(2)-4）。

10.2.1.2. 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）。

評価の視点 2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点 3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

東海大学の財務基盤について、東海大学の直近5年間の事業活動収支状況を収支等推移一覧の表1に示す（根拠資料 10-(2)-4）。東海大学の各年度の収支差額は、熊本地震に伴う災害復旧補助金約45億円により100億円を下回る2022年度を除き、例年概ね100億円超の

支出超過で推移しているが、医学の臨床実習施設である附属病院群の収支差額を合わせると2018年度は約36億円の収入超過、2019年度以降は概ね50億円収入が超過しており、財務基盤は安定して推移している。なお、2020年度から2022年度までは、新型コロナウイルス感染症関係補助金によって、附属病院群の収支差額は増額している。

主な収入面としては、表2のとおり基幹収入のひとつである学生生徒等納付金収入が、定員の未充足等によってやや減少の傾向にあるものの、新設置学部 of 学年進行により一部の学部学科では増額できており、400億円前後の水準を維持できている。補助金収入は教育研究における大学の取り組みも奏功し、経常費補助金収入についても60億円超水準が維持できている（2022年度は上述の災害復旧補助金により増額）。一方で支出面では、人員の適正な配置によって職員人件費が微減傾向にあるものの依然として高水準で恒常化しており、さらに経常支出の2割超を占める委託経費を含む固定費の抑制実現によって、将来計画や施設設備の継続的な更新のための内部留保確保を早期に実現していかななくてはならない（根拠資料 10-(2)-4）。

東海大学を含めた学園全体の財務基盤については、表3のとおり2018年度以降では経常的な収支となる基本金組入前当年度収支差額は、毎年度収入超過を維持できている（根拠資料 10-(2)-4、5）。これは、東海大学の学生生徒等納付金収入、補助金収入に加えて、表4のとおり学園の基幹収入の一つである附属病院群の医療収入が確保できていることが挙げられる（根拠資料 10-(2)-4）。なお、附属病院群では2020年度に新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響で、医療収入が直近5か年の水準と比べて約50億円近い減収となったが、2021年度以降はコロナ禍前の水準まで回復している。ただ、2022年度末には附属病院の一つである大磯病院（約300床）が閉院したほか、2020年度から2022年度まではコロナ関連の補助金収入の一時的な増額もあったことから、今後の収支状況には十分に留意していく必要がある。各財務比率についても、基本金組入後収支比率は、2018年度を除き100%を下回っており、コロナ関連補助金の影響もあるが概ね収入超過が維持できている（大学基礎データ表9、10）。なお、これらの財務状況は財務計算書類や財産目録でも適切に表示がなされており、監事や監査法人の監査報告書においても健全な経営に関する視点を含めて公正であるとされている（根拠資料 10-(1)-53、10-(2)-5～8）。

加えて、安定的な教育研究の遂行のための財務基盤に影響する要因として更に留意しなくてはならないのは、東海大学を含む学園全体の施設老朽化対応である。耐震化率は学生生徒等に係る施設では、2023年4月時点において学園全体で84.6%（東海大学が属する高等教育部門では81.9%）に留まっている（根拠資料 10-(2)-3）。2029年度以降での耐震化率100%の達成に向けて、施設維持に関連する保守費用等のコスト削減や学生生徒等一人当たりの適正な施設規模等を勘案し、教育研究遂行のための安心安全な環境整備と施設設備の継続的な取替更新を中・長期計画のもと計画的に進めていく必要がある。また、表5のとおりここ数年は毎年度将来投資のための特定資産を計画的に積み上げているが、現有する施設設備の減価償却に見合った内部留保確保は依然として不足している状況が続いており、要積立額に対する積立率は2022年度時点でようやく5割を超えたものの、十分な水準には至っていない。また減価償却率についても例年6割を上回っており、早急な更新が必要となっている（大学基礎データ表11、根拠資料 10-(2)-4）。

このような状況において、今後も必要十分な財務基盤の確立と教育研究の安定した遂行

に向け、学園マスタープラン、戦略実行計画に基づく高等教育部門の運営方針・事業計画に則り、財務政策の基本的な考え方と予算編成指針に沿って予算編成を実施していくことで、将来計画のための財源確保を継続していく。

このほか、外部資金の獲得状況については、2020年度～2022年度の3か年における学部・教育計のセンター・付置研究所毎の獲得状況並びに2022年度の科学研究費補助事業（科研費）獲得状況を直接・間接経緯に分け、大学の校舎別にまとめて示す（大学基礎データ表8、根拠資料 10-(2)-9）。学部研究費の種別でみると、2020年度から新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が現れており、委託研究費は年々受入金額が減少している。一方で共同研究の受入は2022年度においては2019年度に近い獲得金額に至っており、産業界からの研究費の導入状況、すなわち産学連携研究の回復が窺える。ただし、研究寄付（特別学術研究）においては、年々受入件数・金額ともに右肩下がりになっている。これは寄付行為に対し、企業等においては寄付先・寄付金額の開示が義務付けられていることからの現象であると考えられ、特に医学部での減少という形で表出している。

外部研究費の執行においては、外部研究費取扱規程に代表される各種規程を定め（根拠資料 10-(2)-10～12）、これらに従って執行管理を行っている。共同・受託研究費等の外部研究費においては、受け入れる直接研究費の15%相当額を一般管理費として、科研費に代表される競争的資金においては直接研究費の30%相当額を間接経費として、機関管理費用として活用している。間接経費の利用については、国の定める共有指針（根拠資料 10-(2)-13）に基づく取扱に係る内規及び要項を策定し（根拠資料 10-(2)-14、15）、機関における執行計画を立て、適切に経費を活用することにより、研究支援環境の充実を図っている。

10.2.2. 長所・特色

学園の運営方針・事業計画に基づく中・長期的な財政計画と耐震化完了計画に則った施設設備整備計画を策定し、学園全体の将来計画を総合的に検討しながら効果的な予算配分が継続できている。また、各部門（東海大学は高等教育部門、他に法人管理部門、初等中等教育部門、付属病院部門）の運営計画に基づく予算編成が実行できている。東海大学では、学長室が中心となり事業・目的別予算管理と各予算単位あるいは部門内における横断的な予算執行管理が実現できている。

10.2.3. 問題点

学園の拡充期（1970年代～1990年代）にかけて建設した施設をはじめ、全体的に老朽化が進行している。施設設備整備計画に則って、また資金投資の選択と集中により施設維持のための修繕や取替更新を実施しているが十分ではなく、各キャンパス間あるいは同一キャンパス内においても均一的かつ総合的な教育研究のための環境整備が実施できていない状況にある。積立率の現状からもわかるように、耐震化率100%の達成や施設設備の継続的な取替更新とための資金確保と安定した財務基盤の早期確立は継続的な課題となっている。

10.2.4. 全体のまとめ

教育研究活動の安定した遂行のために、学園マスタープラン、戦略実行計画に基づく運営方針・事業計画に則って部門の運営計画と中・長期の財政計画を策定し、財務基盤の早期確立に向けて財務上の課題を明確化し、課題解決のための行動計画を立てている（根拠資料1-24）。

東海大学を含む高等教育部門をはじめ、法人管理部門、初等中等教育部門、付属病院部門の各部門において策定した運営計画のもと、「フリーキャッシュフロー」を安定的な確保を目指して、中・長期的な資金計画を立案・実行していく。特に施設設備投資においては、耐震化完了計画を優先事項として、教育研究の安定的な運営に必要な最低限の規模と投資金額を勘案して資金計画を策定する。そして、決算検証において設定した「財務上の課題」を踏まえて、将来の新たな価値創造に向けた新規投資に備えていく。

また、基本金組入前当年度収支差額の収入超過を継続的に維持し、安定的な収支バランスの確保のために既存事業や委託費を中心とした固定経費の見直しを推進し、基本金組入後当年度収支差額についても継続的に収入超過となるような財政計画を立案・実行していく。

更に、フリーキャッシュフロー拡充のための収入源の多様化のため、基幹収入となる学生生徒等納付金以外に、補助金や寄付金を主軸とした収入源の多様化を促進し、運営方針・事業計画に掲げる各教育研究の施策の確実な実現に向けて、資金の獲得に取り組んでいく。

終章

終章では、2023年度の自己点検・評価結果についての全体的な総括を行ったうえで、課題と今後の展望を述べる。

【全体の総括】

本学では、建学の精神に基づき、「明日の歴史を担う強い使命感と豊かな人間性をもった人材の育成を通して、調和のとれた文明社会を建設する」ことを教育の使命とし、「自らの思想を培う」「学生一人ひとりの素質の伸張を支援する」「文理融合の幅広い知識と国際性豊かな視野の獲得」を、本学の人材を育成するための教育理念として定め、教育活動を実施している。

学校法人東海大学では、2017年に、2042年の建学100周年に向けた25年間の長期戦略として、学園全体の「学園マスタープラン」を策定した。これに沿って高等教育部門（大学）としても5年ごとの中期運営方針・事業計画（重点取組項目）を策定し、それに沿って活動を行っている。

内部質保証については大学評価審議会を全学的内部質保証推進組織とし、その下部に3つの専門委員会を置き、学部・研究科（学位プログラム）ごとと全学の観点から自己点検・評価を実施し、全学的な課題について学長に報告・提言している。また大学評価審議会では、全学的な内部質保証システムの適切性、有効性の点検・評価を行い、それを踏まえて内部質保証に関する方針の策定・改訂と、内部質保証に関わる組織の役割分担の明確化などを含めた内部質保障体制の強化を図る一方で、「教育の内部質保証マニュアル」を策定し、各学部・研究科における内部質保証の取り組みを推進してきた。しかし本年度の自己点検・評価の結果から、現状の体制や取り組みの有効性についての課題も明らかになった。これについては【課題と今後の展望】で述べるように、早急に改善に取り組んでいく。

本学は、総合大学として、全国各地に7つのキャンパス、23の学部・17の研究科、16の研究所及び研究センター、3つの付属病院、教育関連組織を擁し、さらに国内外に付属機関・施設を設置している。2022年度には、建学以来継承してきた文理融合の理念と一貫教育を基軸とした教育・研究活動をさらに推進するという方針に基づき、全学的に教育研究組織の構成を見直し、改組改編を実施した。この結果本学の教育研究組織は、急速な技術発展や社会構造の変化のなかで、ますます求められる文理融合型の教育・研究を推進できる組織構成となっている。

教育課程については、全ての学位プログラムにおいて3つのポリシーを策定し、それに基づき体系的な教育課程を編成しており、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーも授業要覧等で明示することで、学生に対して体系的、順次的な授業履修を促している。また、シラバスではディプロマ・ポリシーとの関連や学修成果を明示し、成績評価基準、毎回の授業概要や予習・復習内容の記載などを含む詳細な内容を記載し、それに沿って各教員は授業を実施している。さらに「教育の内部質保証マニュアル」を教員に配布し、ディプロマ・ポリシーの項目別に成績評価基準を示した共通ルーブリックの活用や、授業詳細（コマ）シラバス、授業理解度調査の導入も全学的に促進している。

本学の建学の精神と教育の理念を具現化した授業科目が「現代文明論」であり、1958年

より 60 年以上にわたり全学共通必修科目として開講し続けているのが本学の特色の一つである。「現代文明論」では文系・理系という枠組みを超えて、特定の学問分野にとらわれない、柔軟で学際的・複眼的な思考を身に付ける重要性を学生に伝えるために、授業内容や運営方法を定期的に見直しながら継続している。

課題としては、学位プログラムごとの3つのポリシーについて、新規策定・改訂時に東海大学教育審議会でも内容を点検しているが、それ以外のタイミングでの定期的な点検・評価は行っていなかったため、来年度の自己点検・評価において実施する予定である。また、成績評価データ、ジェネラルスキルテスト、各種アンケート結果等を活用して学修成果を把握・評価し、それに基づき教育課程、内容、方法を点検・評価し、改善・向上に結びつけること（Check から Action への連関）については、学部・研究科によって取り組み状況に差がある。とくに各種の指標に沿って集めたデータの分析と課題の抽出については学部・研究科への大学からの支援が必要である。

学生の受け入れについては、アドミッション・ポリシーに基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、公正に実施している。定員管理については学士課程では概ね適切に管理できているが、修士・博士課程の一部研究科で在籍学生比率の超過や未充足の状態が続いている点が課題であり、引き続き改善に向けた取り組みを継続していく。

教員・教員組織については、大学として求める教員像及び教員組織の編制方針に沿った適切な教員構成となるよう、学部・センター等と全学の教員人事委員会とが連携して教員人事を行っている。人事にあたっては教員組織の多様性、職位・年齢構成の均衡にも配慮しているが、女性教員比率の向上が課題である。FDについては、学長室の教育支援担当および学部・研究科等のFD委員会が計画し、FD活動を行っている。本学の特色ある取り組みとして、大学院研究指導教員資格再審査を実施しており、大学院の教育研究活動の質を担保している。また 2023 年度から特定助教・特定助手の採用を開始し、研究所を中心とした研究力及び教育力の向上と博士学位取得後のキャリア支援を強化している。一方、TA等の指導補助者に対するFDについて組織的に実施できていない点は課題である。

学生支援については、学生一人一人に指導教員を配置するとともに、カレッジオフィス、学長室、センターが協力して修学支援、生活支援、進路支援等を行う体制を構築している。カレッジ制の開始に先立ち、事務組織もカレッジオフィスへと改組して学生相談窓口を一本化したうえで、学長室、センター等とも連携して学生支援を教職協働で実施している。

教育研究等環境については、教育研究活動に必要な施設・設備、情報ネットワーク、図書館を整備するとともに、個人研究費、学内競争的研究資金、外部研究費獲得支援など各種の研究支援制度を整備している。また点検・評価については「卒業にあたってのアンケート」による学生からの意見・要望を、担当部署別に分類して回付し、改善策を検討・実施している。校舎・施設のバリアフリー化も順次進めているが、まだ十分とは言えず、継続的に改善を図っていく。

本学では全国にキャンパスをもつ総合大学として、それぞれの地域および学部等の特性に応じた多彩な地域連携、産官学連携、国際連携活動を行っている。また、社会連携・社会貢献を強く意識したパブリック・アチーブメント（PA）教育も全学的に推進し、教育研究成果を社会に還元している。

大学運営については学長その他の役職者の選任や学長、教授会等の権限、役割分担を各種

規程において定め、それに沿って適切に意思決定を行っている。財務については学園マスタープラン、戦略実行計画に基づく運営方針・事業計画に則って部門の運営計画と中・長期の財政計画を策定し、財務基盤の早期確立に向けて財務上の課題を明確化し、課題解決のための行動計画を立てている。学長室が中心となり事業・目的別予算管理と各予算単位あるいは部門内における横断的な予算執行管理を実施しているが、耐震化率 100%の達成や施設設備の継続的な取替更新のための資金確保と安定した財務基盤の早期確立に向けた取り組みを継続していく。

【課題と今後の展望】

本年度の自己点検・評価から明らかになった全学的な課題は、内部質保証の実質化という点に集約できる。

第一に、全学の内部質保証システムにおいて、自己点検・評価結果を改善に結び付けること、つまり Check から Action というプロセスの遂行体制が十分とは言えない。この課題については優先度が高いと考え、次年度に内部質保証に関する方針、内部質保証体制図等を改訂し、そのなかで全学的内部質保証推進組織が、全学的な課題に対する改善方針の決定、担当部署に対する改善計画の策定指示、進捗確認という役割を担うことを明確にする。

第二に、学部・研究科においても、教育の内部質保証の実質化が課題である。まずは次年度に向けて、学部・研究科内での Check から Action へというプロセスを明確にすることを大学として指示する。また、成績評価、ジェネラルスキルテスト、各種アンケート結果等を活用して学修成果を把握・評価し、それに基づき教育課程、内容、方法を点検・評価し、改善・向上に結びつけることが重要であるが、学部・研究科によって取り組み状況に差があることが本年度の自己点検・評価から明らかになった。アセスメント指標に関する見直しを進めるとともに、各種指標に沿って集めたデータの分析と課題の抽出について、全学として学部・研究科を支援するための施策を検討していく。

第三に、学生支援、教育研究環境、社会連携・社会貢献、大学運営について、それぞれの担当部署で計画、実施、点検・評価、改善を実施している一方で、全学としての点検・評価体制が改組後の組織体制と合致していない点が課題である。改善策として、次年度は事務系部署評価委員会において、学生支援、教育研究環境、社会連携・社会貢献、大学運営に関する自己点検・評価を実施することとし、内部質保証に関する方針や内部質保証体制図の改訂にもその役割を明記するよう検討を進める。

人口減少をはじめ、大学を取り巻く環境が年々厳しくなるなかで、内部質保証を通じて本学で学ぶことで得られる成果を可視化し、それによって本学が自らの使命、教育理念を実現できていることを社会に発信していくことは、非常に重要であると考え。本年度の自己点検・評価によって明らかになった課題を踏まえ、内部質保証の意義を全学に浸透させるとともに、点検・評価結果を確実に改善につなげるための具体的な施策を進めていく所存である。

東海大学大学評価審議会委員長 大山 龍一郎
内部質保証推進委員会委員長 内田 匡輔
自己点検・評価委員会委員長 辻 由希
総合的業績評価委員会委員長 岡田 工